

久喜市総合振興計画

基本構想

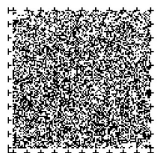
平成 25(2013)年度～平成 34(2022)年度

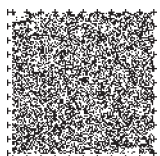
後期基本計画

平成 30(2018)年度～平成 34(2022)年度



久喜市
KUKI





豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市 ～ 人と愛 水と緑 市民主役のまち ～の実現をめざして



久喜市は、平成 22（2010）年 3 月 23 日に久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の合併により誕生し、これまで合併によるスケールメリットを生かしながら、均衡ある発展と一体感の醸成に努めてまいりました。

平成 25（2013）年 3 月には、本市の進むべき方向性を示す市政運営の指針として、「久喜市総合振興計画」を策定し、将来像を「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市 ～人と愛 水と緑 市民主役のまち～」と掲げ、埼玉県東北部の拠点

都市として、さらなる飛躍、発展を遂げるための施策を着実に実施してまいりました。

近年、急速な少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会の到来、安全・安心に対する意識の高まり、地球環境問題への対応、さらには地方創生の推進など、本市を取り巻く社会経済環境は、大きく変化しております。

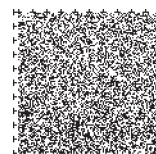
こうした社会経済環境の変化に対応し、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、総合振興計画基本構想の一部を見直すとともに、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度の 5 年間を計画期間とする、後期基本計画を策定いたしました。

本計画を全庁をあげて推進し、誰もが「住んでみたい」「住んで良かった」「今後も住み続けたい」と思えるまちを、市民の皆様とともに作りあげてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、市民意識調査、市民懇談会、市民意見提出制度（パブリック・コメント）において貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様、熱心にご審議いただきました久喜市総合振興計画審議会委員、並びに市議会議員の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

久喜市長 田中暄二



市章

(平成22年11月7日制定)



久喜市の「久」の文字を基調に、白色は未来への限りない夢と希望を、青色は市内を流れる河川の清き水と澄んだ空を、黄緑色は豊かな恵みをもたらす田園を、緑色は自然の木々や美しい草花を表し、都市と豊かな自然環境が調和し発展する久喜市を表現しています。

市の花 コスモス

(平成24年3月20日制定)



市の木 イチョウ

(平成24年3月20日制定)



久喜市「人間尊重・平和都市」宣言

すべての人間が尊重され、互いを認め合える社会を築くことは私たち久喜市民の願いです。そのためには、私たち自身が一人ひとりの基本的人権を尊重し、思いやりの心をもつことが大切です。

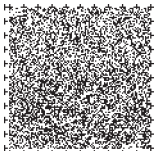
一方、世界各地では今なお武力紛争が絶えず、人類の平和と生存に深刻な状況をもたらしています。このことを深く認識し、恒久的な平和を訴え、実現していく必要があります。

また、人と人との絆を大切に、市民が安全で安心して暮らせるまちをつくることも極めて重要です。

さらに、緑豊かなふるさとに感謝し、守り続けるとともに、歴史や文化を未来に伝えていくことは、現在の私たちに課せられた使命です。

よって、私たちは、誇りのもてるふるさと久喜市を実現するため、ここに「人間尊重・平和都市」を宣言します。

平成24年12月21日



市の歌 笑顔のまち永遠なれ

(平成 24 年 3 月 20 日制定)

1 いつも美しい思い
ここに抱いて
信じる事の大切さ
ずっと確かに
あたたかい気持ち胸に
微笑みがうれしい
この街を愛して
幸せつかみたい

このふるさとに生きる人の
喜び悲しみ感じて
いつも笑顔忘れないように
素晴らしい久喜市の栄光
永遠なれ

2 四季折々の自然と
彩りに触れて
あふれる緑に囲まれ
こころ豊かに
新たな文化と歴史
あしたへの希望を
ぬくもりがあふれる
この街にしたい

人のつながり大事にして
やすらぎ楽しさ感じる
いつも笑顔忘れないように
素晴らしい久喜市のきらめき
永遠なれ

3 利根川の恵みの里
喜び久しく
人のやさしさと風が
見えるこの街
平和と夢いっぱい
さわやかな大地に
みんな手を取り合い
愛を感じたい

一人一人が光っている
ときめく未来に飛び出そう
いつも笑顔忘れないように
素晴らしい久喜市の輝き
永遠なれ

笑顔のまち永遠なれ

作詞・作曲 タケカワユキヒデ

♩ = 120

1
いつもうつくしいおもいここにいでいてし

5
んじることのたいせつさずっとたしかに

9
あたたかい気持ちむねにほほえみがうれしい

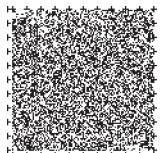
13
このまちをあいしてしあわせつかみたい

17
このふるさとに生きるひとのよろこ

22
びかなしみかんじていつもえがお

26
わすれないうに素晴らしい久

30
喜市のえいこうえいえんなれ



目次

序論

2

第1章 総合振興計画の概要

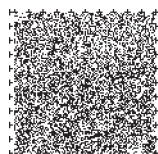
2

- 1 総合振興計画の趣旨 2
- 2 総合振興計画の構成と計画期間 3
- 3 総合振興計画の進行管理 4

第2章 総合振興計画の前提

5

- 1 社会経済環境等の変化 5
 - (1) 少子高齢・人口減少社会への対応 5
 - (2) 環境への配慮 5
 - (3) 経済の動向 5
 - (4) 防災・減災への取組み 6
 - (5) 地方分権の進展 6
 - (6) 国・地方を通じた厳しい財政状況 7
 - (7) 公共施設等の老朽化対策 7
 - (8) 地方創生の推進 7
- 2 本市の位置と地勢 8
- 3 本市の沿革 9
- 4 人口・世帯数の推移 11
- 5 就業構造の推移 12
- 6 市民の意識と期待 13
 - (1) 居住地域の生活環境についての満足度 13
 - (2) 市政全般において充実してほしいもの 14
- 7 本市の特性と主要課題 15
 - (1) 地域コミュニティ分野 15
 - (2) 自然、環境分野 15
 - (3) 保健、医療、福祉分野 16
 - (4) 教育、文化、スポーツ分野 17
 - (5) 都市基盤分野 17
 - (6) 産業、経済分野 18
 - (7) 行財政分野 19



第1部 基本構想

22

第1章 将来像

22

1 基本理念	22
2 将来像	24
3 将来人口	25
4 土地利用の方向性	26
5 大綱	28

第2章 総合振興計画の実現に向けて

30

1 施策の体系	30
2 施策	32
(1) 市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち	32
(2) 自然とふれあえる、環境に優しいまち	34
(3) 子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち	35
(4) 心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち	37
(5) 安全で調和のとれた住みよい快適なまち	39
(6) 地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち	41
(7) 行財政を見直し、改革を進めるまち	43

第2部 後期基本計画

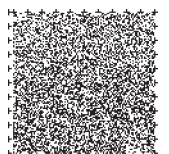
46

1 リーディングプロジェクト	46
(1) リーディングプロジェクトの設定	46
(2) リーディングプロジェクトの構成	46
(3) 4つのリーディングプロジェクト	47
2 後期基本計画の見方	48

大綱1 市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち

50

1 コミュニティ活動の推進	50
2 協働のまちづくりの推進	52
3 人権の尊重	54
4 男女共同参画社会の実現	57
5 交流活動の推進	59
6 情報公開の推進	61
7 戦略的かつ効果的な広報・広聴活動の推進	63



大綱2 自然とふれあえる、環境に優しいまち 66

1 自然環境の保全・創造	66
2 快適な生活環境の創造	68
3 美しい景観の形成	71
4 廃棄物処理の充実	73
5 地球環境問題への対応	76

大綱3 子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち 80

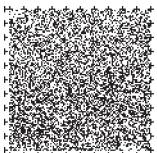
1 健康づくり・食育の推進	80
2 地域医療の充実	84
3 子育て支援の充実	87
4 高齢者福祉の充実	90
5 障がい者（児）福祉の充実	94
6 地域福祉・地域ボランティアの充実	97
7 社会保障制度の充実	100

大綱4 心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち 104

1 幼児教育の充実	104
2 学校教育の充実	107
3 高等教育機関との連携	113
4 青少年の健全育成	115
5 人権教育の推進	117
6 生涯学習の推進	119
7 歴史・文化の継承と活用	123
8 スポーツ・レクリエーション活動の充実	126

大綱5 安全で調和のとれた住みよい快適なまち 130

1 都市機能の整備	130
2 道路・公共交通の整備・充実	133
3 公園の緑化と水辺環境の保全	137
4 上下水道の整備	140
5 治水対策の充実	143
6 防災・消防体制の充実	145
7 防犯体制の強化	148
8 交通安全対策の充実	150



大綱6 地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち 154

1 農業の振興	154
2 工業の振興	157
3 商業の振興	159
4 観光の振興	161
5 勤労者福祉と就業支援の充実	164
6 消費生活の充実	166

大綱7 行財政を見直し、改革を進めるまち 170

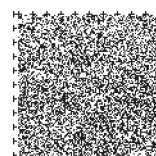
1 行政改革の推進	170
2 健全な財政運営の確立	173
3 地方分権・広域行政の推進	175

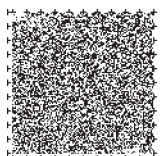
資料編

178

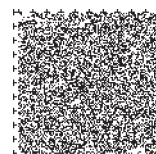
1 策定体制	178
2 久喜市総合振興計画審議会	179
(1) 審議経過	179
(2) 審議会条例	180
(3) 委員名簿	181
(4) 諮問書	182
(5) 答申書	183
3 市民参加	184
(1) 市民意識調査	184
(2) 市民懇談会	184
(3) 市民意見提出制度（パブリック・コメント）	184
4 庁内策定体制	185
(1) 策定委員会会議経過	185
(2) 策定委員会設置規程	186
5 成果指標（みんなで目指す目標値）一覧	190
6 市の各種計画一覧	198
7 用語の解説	202

本計画書の中で、用語の後ろに*印のある用語は、用語の解説（P.202～）で説明しています。





序論



第1章 総合振興計画の概要

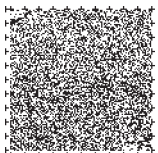
1 総合振興計画の趣旨

本市では、平成25（2013）年3月に「久喜市総合振興計画」を策定し、目指す将来像を『豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市～人と愛 水と緑 市民主役のまち～』とし、これを実現するために7つの大綱を定めました。併せて、5年間を計画期間とする具体的な施策を網羅した「前期基本計画」を策定し、まちづくりに関する各種施策を展開してきました。

今日、急速な少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会の到来、安全・安心に対する意識の高まり、地球環境問題への取組み、地方創生の推進など、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化しています。

こうした実情を踏まえ、現行の前期基本計画の計画期間が平成29（2017）年度をもって終了することに伴い、前期基本計画策定時点からの社会経済環境の変化に的確に対応し、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的として、後期基本計画を策定するものです。

この後期基本計画では、前期基本計画に引き続き、市民参加と協働を今後の重要なまちづくりのテーマと位置付け、久喜市自治基本条例に基づきそのあり方を追求していくこととします。



2 総合振興計画の構成と計画期間

総合振興計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

総合振興計画の構成

① 基本構想

本市の将来像とそれを実現するための政策の大きな方向性を明らかにし、基本計画及び実施計画の指針となるものです。

計画期間は、平成25（2013）年度から平成34（2022）年度までの10か年とします。

② 基本計画

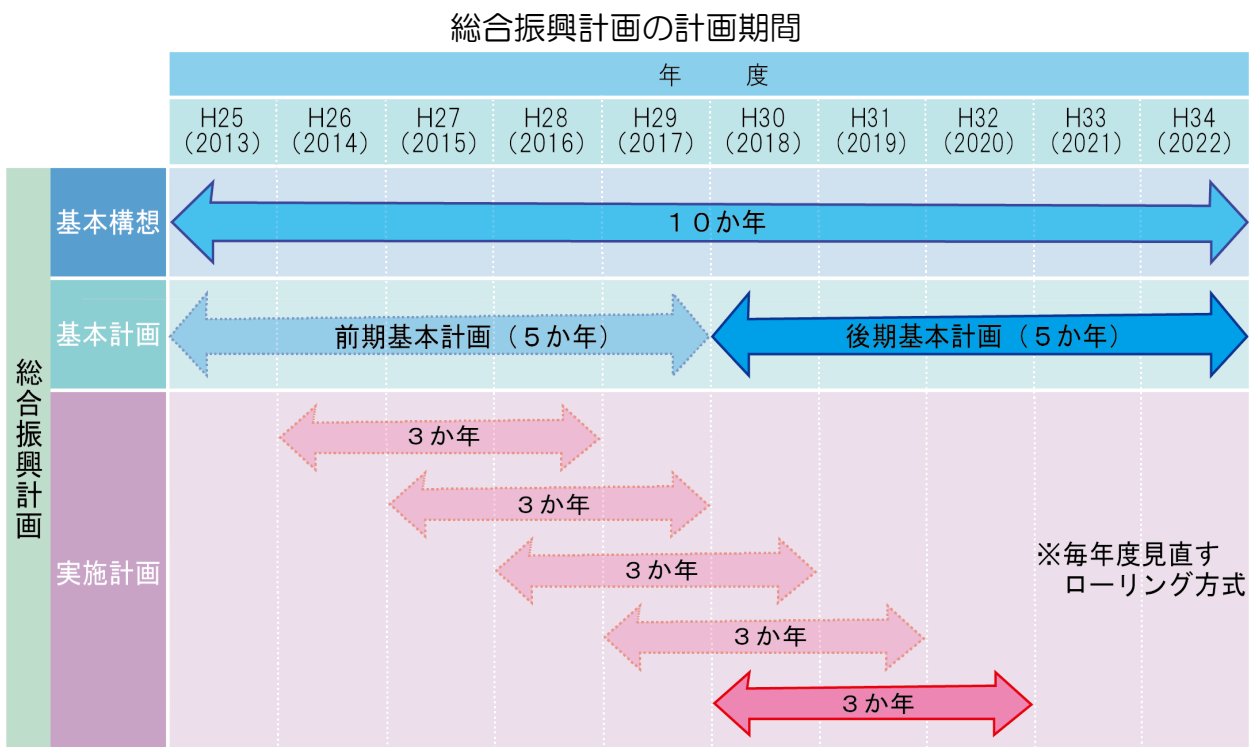
基本構想で定めた政策の大きな方向性に基づき、その姿を具体化、体系化する計画となります。具体的には、市の各部門の施策の現状、課題、目的、内容、成果指標、協働の指針などを示します。

計画期間は、前期基本計画が平成25（2013）年度から平成29（2017）年度、後期基本計画が平成30（2018）年度から平成34（2022）年度のそれぞれ5か年とします。

③ 実施計画

基本計画で示した施策の中から実施していく施策や事業を具体的に示します。財政状況や諸情勢を考慮し、どの事業を、どのように実施していくかを明らかにし、毎年度の予算編成の指針とします。

計画期間は、3か年とし、毎年度必要に応じた見直しを行います。



序論

基本構想

基本計画

大綱1

大綱2

大綱3

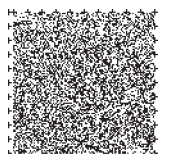
大綱4

大綱5

大綱6

大綱7

資料編



3 総合振興計画の進行管理

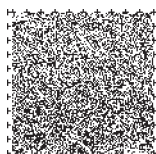
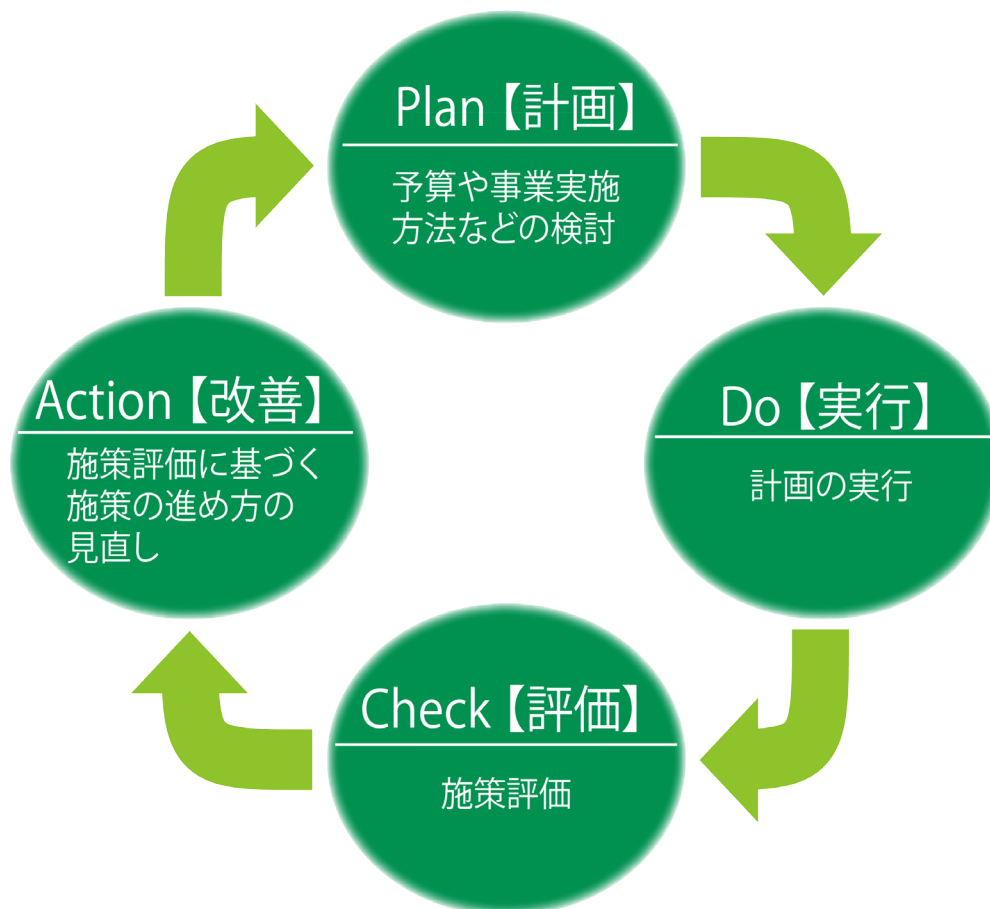
本市では、行政評価システムを推進しており、施策評価に基づいて、総合振興計画の進行管理をしています。

施策評価において、総合振興計画の施策を単位として、総合振興計画の施策目的をどの程度達成しているか、という視点から毎年度確認することで、予算や事業の実施方法に反映し、PDCAサイクルに基づき計画を着実に推進します。

また、評価にあたっては、外部評価機関の意見を取り入れることで、透明性や客観性を高めるとともに、計画の実効性を確保しています。

前期基本計画期間中の施策評価結果（平成 28（2016）年度実施）

達成度	施策数（全43施策）	割合
目標・予定を上回る成果・進捗である。	7	16.3%
目標・予定に概ね沿う成果・進捗である。	24	55.8%
目標・予定を下回る成果・進捗である。	12	27.9%



第2章 総合振興計画の前提

1 社会経済環境等の変化

(1) 少子高齢・人口減少社会への対応

わが国の人口構造の少子高齢化は極めて急速に進んでいます。また、平成27(2015)年に実施された国勢調査においては、人口が調査開始以来初めての減少となっており、今後もさらなる減少が予測されています。

少子化という側面では、平成27(2015)年の合計特殊出生率*は1.45と低い水準になっています。また、高齢化という側面では、総人口に占める高齢者(65歳以上)の割合は、平成27(2015)年は26.6%でしたが、平成37(2025)年には約30%に上昇することが見込まれています。

このような少子高齢社会の動きは、今後、さらに進むと予測され、福祉、教育、労働、社会保障など社会生活のあらゆる面での影響があると考えられます。

(2) 環境への配慮

地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、持続可能な社会を創造していくうえで、解決すべき人類共通の課題であり、地球環境保全について、人々の意識が高まっています。

最近の世界の動向では、平成27(2015)年に気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、平成32(2020)年以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。本協定により、途上国を含むすべての国が温室効果ガス*排出量削減目標の作成及び報告を行い、5年ごとの点検を受けるルールが史上初めて共有されることとなりました。

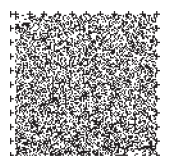
このような国際的な動きを踏まえながら、市民・事業者・行政が一体となって協力し、市民一人ひとりのライフスタイル*からまちづくりまで、次世代に責任が持てる循環型*のまちづくりの推進が必要です。

(3) 経済の動向

わが国の経済は、景気の緩やかな回復基調が続いています。しかし、雇用者報酬や企業収益は高水準で推移している一方で、個人消費や設備投資は力強さを欠いた状況にあるなど、経済活動の好循環の確立にあたっての課題も見られます。

労働市場においては、少子高齢化や人口減少のもとで、労働力不足が深刻化しつつあります。今後、労働力不足が経済成長の制約とならないよう、労働力の確保と人材力の強化を進め、将来に向けた成長力の向上を図ることが重要です。

このような中、「人口減少と地域経済縮小の克服」と「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を目指した、地方創生への取組みが重要視されています。



(4) 防災・減災への取組み

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心にこれまで経験したことのない甚大な被害をもたらしました。

また、この地震・津波による原子力発電所事故は、放射能漏れを引き起こし、住民避難・電力危機・風評被害など複合的な被害を発生させました。本市でも震度 5 強を観測し、南栗橋地区に液状化現象が発生するなど、大きな被害を受けました。

特に防災への取組みとしては、今後発生すると予測されている南海トラフ、首都直下地震及び関東平野北西縁断層帯地震などへの対応を行っていくことが必要であるため、今回の災害から得られた知識や経験を、今後の地震対策への備えとして生かしていかなければなりません。

また、昭和 22 (1947) 年 9 月に関東地方を襲ったカスリーン台風では、利根川の堤防が決壊して埼玉県東部から東京都江戸川区までに至る広い範囲が浸水するなど、未曾有の大災害となりました。

近年の河川改修工事の進捗により、河川の氾濫の危険は減少していますが、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨においては、茨城県常総市において鬼怒川の堤防が決壊し、大規模な洪水が発生するなど、引き続き災害への備えが必要です。

都市基盤の整備をはじめ、災害に強いまちづくりに向けて、自主防災組織*の育成や被災者支援など、幅広い防災・減災対策の推進が求められています。

(5) 地方分権の進展

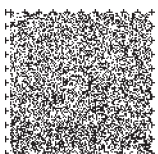
わが国では、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲や地方に対する規制緩和など、地方分権改革*が段階的に進められ、国と地方の関係は、従来の中央集権的な「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へと変化してきました。

平成 7 (1995) 年から平成 11 (1999) 年までの「第 1 次地方分権改革」では、機関委任事務制度*の廃止、国から都道府県・都道府県から市町村への権限移譲、都道府県の条例による事務処理特例制度*の創設など、国と地方とが「対等・協力」の関係へと変化するための取組みが進められました。

その後、市町村合併や「三位一体の改革*」が進められ、平成 19 (2007) 年から現在に至る「第 2 次地方分権改革」では、第 1 次から第 7 次までの地方分権一括法により、義務付け・枠付けの見直しなどの地方に対する規制緩和や、国から地方への権限移譲など、より具体的な取組みが進められました。

さらに、平成 26 (2014) 年からは、地方の発意による「提案募集方式」が導入され、従来の国主導の改革から、地域の実情や課題に精通している地方からの提案に基づく改革が推進されています。

このような中、市町村には、地域住民とともに、自らの判断と責任のもとで考え実行し、地域の実情に沿った施策を展開していくことが求められています。



（6）国・地方を通じた厳しい財政状況

国及び地方の財政は、高齢化などの要因により、義務的経費*の割合は増加傾向にあり、国においては長期債務残高も増加し続けています。また、団塊の世代がすべて75歳に到達する平成37（2025）年には、高齢者人口が飛躍的に増加すると予想されており、医療・介護費等の社会保障費について、さらなる増加が見込まれます。

国及び地方は、それぞれ行政改革に積極的に取り組んでいます。生産年齢人口の減少による税収への影響など、財政状況はより一層厳しくなることが見込まれています。

このようなことから、今後は、健全な財政状況を維持しながら、必要な施策に焦点をあてて実施することが求められています。

（7）公共施設等の老朽化対策

わが国では、昭和40年代から昭和50年代にかけての高度経済成長期において、人口の急増やそれに伴う住民ニーズの増大に対応するため、公共施設等（学校、集会施設などの公共建築物や、道路、上下水道などのインフラ資産）の整備が進められました。

これらの公共施設等は、住民生活の利便性や福祉の向上に寄与してきましたが、現在では、その多くは老朽化が進んでおり、また、一時期に集中して整備されたことから、改修や更新の時期を一齐に迎えることとなります。

そのため、今後多額の費用が必要となると考えられますが、財源の多くを占める税収は、少子高齢化の進行に伴う人口減少により大きな増加は見込まれず、この費用の確保が大きな課題となっています。

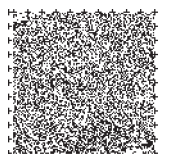
このような中、公共施設等の維持管理や施設のあり方を長期的な視点で検討し、適正に管理していくことが必要です。

（8）地方創生の推進

近年、国内の総人口が減少する中で、人口の増加や財源確保を主眼とした、自治体間での競争が激しくなっています。

特に、平成26（2014）年11月に、まち・ひと・しごと創生法が施行されたことを受けて、各自治体では平成27（2015）年度に人口ビジョン*及び地方版総合戦略*を策定し、地域の特色や資源を生かして、独自性、創造性のある施策等に取り組んでいます。

また、近年は多くの自治体が、地域の特性や魅力、資源などを内外に向けて情報発信する「シティプロモーション*」に積極的に取り組んでいます。

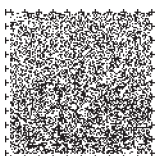
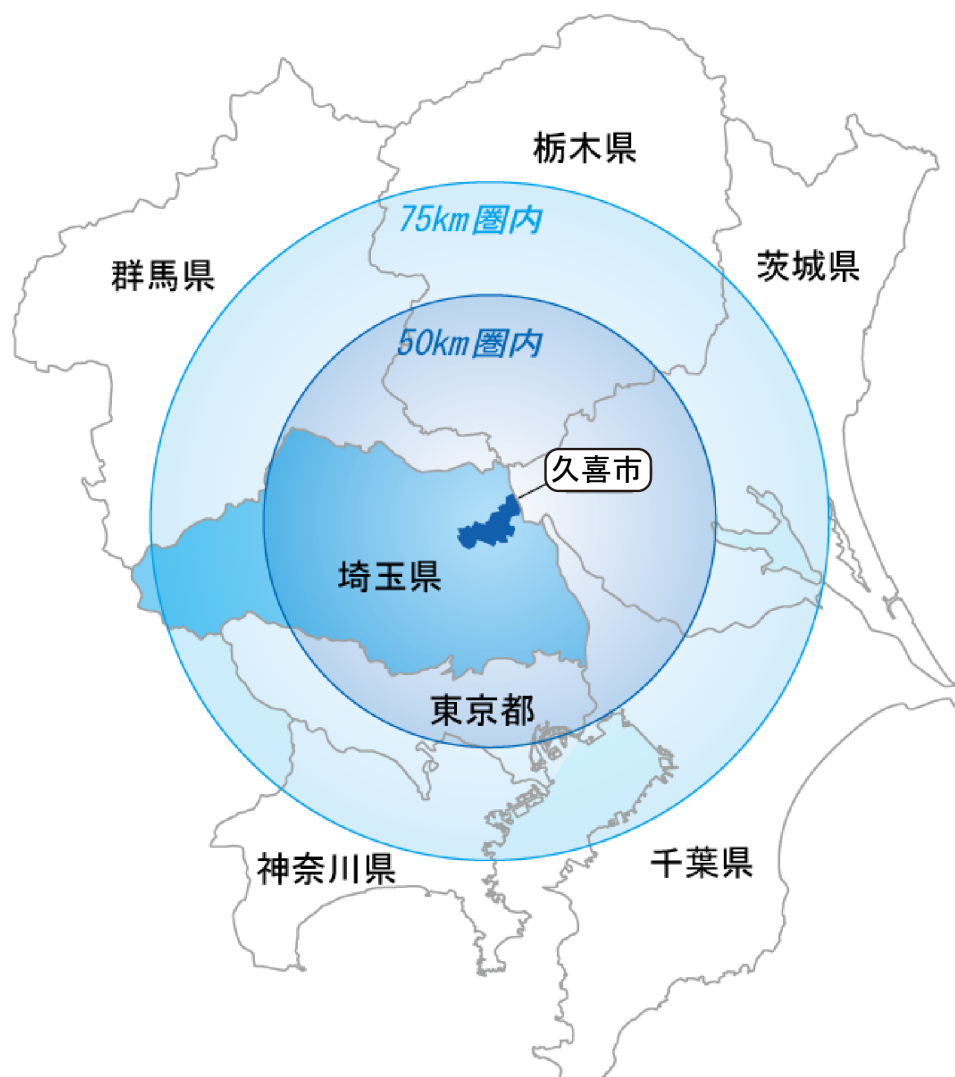


2 本市の位置と地勢

本市は、関東平野のほぼ中央に当たる埼玉県の一部に位置し、都心まで50km圏内にあります。東は幸手市及び茨城県五霞町、南は杉戸町、宮代町、白岡市及び蓮田市、西は鴻巣市及び桶川市、北は加須市及び茨城県古河市にそれぞれ接しています。面積は82.41km²、市域は東西約15.6km、南北約13.2kmです。地形は、おおむね平坦で標高は8～14mのやや西高東低の緩やかな勾配をなしており、台地や自然堤防・河畔砂丘などの微高地と後背湿地や旧流路などの低地からなっています。また、利根川、中川、青毛堀川、元荒川、葛西用水路及び見沼代用水等の多くの河川や用水路に恵まれています。気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥で、内陸性の太平洋側気候に属しています。

市内には、南北方向に久喜インターチェンジを擁す東北縦貫自動車道（以下「東北道」とします。）、国道4号及び国道122号が縦断し、東西方向に白岡菖蒲インターチェンジを擁す首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」とします。）及び国道125号が横断しています。また、鉄道は、南北方向にJR宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線が縦断し、5つの駅を擁しており、広域的な交通利便性に恵まれています。

位置図



3 本市の沿革

本市に人の足跡があらわれるのは、旧石器時代（約 35,000 年～ 15,000 年前）のことです。台地にある九宮^{きゅうみや}2遺跡や足利遺跡などで、この時代の石器が発見されています。人々が住みはじめたのは、縄文時代前期（約 7,000 年～ 5,500 年前）のことで、高輪寺遺跡や鷲宮神社境内遺跡で住居の跡が検出されています。その後、神ノ木^{かみのき}2遺跡では、100 軒を越す住居の跡が確認され、多くの人々が暮らしていた様子がうかがえます。

古墳時代に入ると、元荒川沿いに前方後円墳である天王山塚古墳を中心とした古墳群が形成され、この地域に大きな政治勢力があったことを想定させます。

鎌倉時代には、幕府の歴史書である『吾妻鏡』に鷲宮神社がたびたび登場し、幕府ゆかりの有力な神社に加えられていきました。鷲宮神社は、その後も各時代の権力者の信仰を集めました。

戦国時代、古河に拠点を置いた古河公方足利氏の勢力下となります。その関係もあり、古河公方第二代政氏^{まさうじ}が移り住んだ甘棠院^{かんどういん}、古河公方の家臣であった金田氏（のち佐々木氏）が築いた菖蒲城跡など市内には古河公方ゆかりの多くの史跡や文化財が残されています。

江戸時代になると、五街道の一つである日光道中が整備され、その宿場である栗橋宿が成立しました。栗橋宿には本陣、脇本陣が置かれ、宿場の両側には旅籠や商家など 400 軒を超える家並みが続く大きな宿場町として栄えました。また、利根川を通行する人や荷物の取調べを行う栗橋関所（正式には「房川渡中田関所^{ぼうせんわたしなかだせきしよ}」という。）が設けられました。栗橋関所は交通の要衝地として重視され、江戸時代を通じて江戸北方の警護を担っていました。

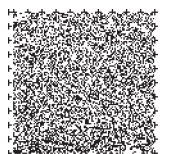
明治時代になると、鉄道が敷かれ、東北本線久喜駅や栗橋駅、東武伊勢崎線久喜駅や鷲宮駅などが設置されました。その後昭和期に入ると、東武日光線栗橋駅や南栗橋駅、東北本線東鷲宮駅が設置されるとともに、駅を中心とした土地区画整理事業などの住宅開発が進み、首都東京の近郊都市として発展してきました。

昭和 40～50 年代には、東北道久喜インターチェンジが開設され、交通の利便性に恵まれた地域となったことから、久喜菖蒲工業団地などの造成が進められるなど、産業都市としても発展しています。

近年においては、東北道と圏央道を結ぶ久喜白岡ジャンクションや圏央道の白岡菖蒲インターチェンジも開設されるなど、交通の要衝地として一層の発展が見込まれています。

行政区画については、明治時代の廃藩置県や明治の大合併を経て、昭和の大合併を迎えると、昭和 29（1954）年 7 月 1 日、久喜町、太田村、江面村及び清久村が合併して、人口 21,982 人の新たな久喜町が誕生し、現在の久喜地区が形成され、その後、昭和 46（1971）年 10 月 1 日に市制が施行されました。

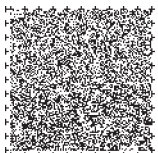
昭和 29（1954）年 9 月 1 日、菖蒲町、小林村、三箇村、栢間村及び大山村大字上大崎が合併し、人口 17,034 人の新たな菖蒲町が誕生し、現在の菖蒲地区が形成され、昭和 30（1955）年 1 月 1 日、鷲宮町と桜田村（大字中川崎・大字下川崎除く）が合併し、人口 8,836 人の新たな鷲宮町が誕生し、現在の鷲宮地区が形成され、昭和 32（1957）年 4 月 1 日、栗橋町、静村及び豊田村が合併して、人口 12,609 人の新たな栗橋町が誕生し、現在の栗橋地区が形成さ



れました。

合併前の1市3町は、都心まで50km圏に位置する良好な居住空間を有する都市として発展するとともに、それぞれの特色を生かしたまちづくりを行っていました。

平成の大合併が進む中、平成22（2010）年3月23日、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の合併により、人口157,038人を有する新たな久喜市が誕生し、埼玉県東部の中心都市として一層の発展とその役割が期待されています。



4 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成29(2017)年1月1日時点で、154,241人(住民基本台帳人口)であり、埼玉県人口の2.1%を占め、県内40市中第11番目の人口規模の都市です。

年少人口(15歳未満)は17,784人、構成比は11.5%であり、埼玉県全体の年少人口構成比12.7%よりやや低くなっています。年少人口の構成比は低下傾向にあるものの、平成27(2015)年における本市の合計特殊出生率*は1.21となっており、近年は微増傾向が見られます。

一方、高齢者人口(65歳以上)は42,764人、高齢化率は27.7%であり、埼玉県全体の高齢化率25.0%をやや上回っています。

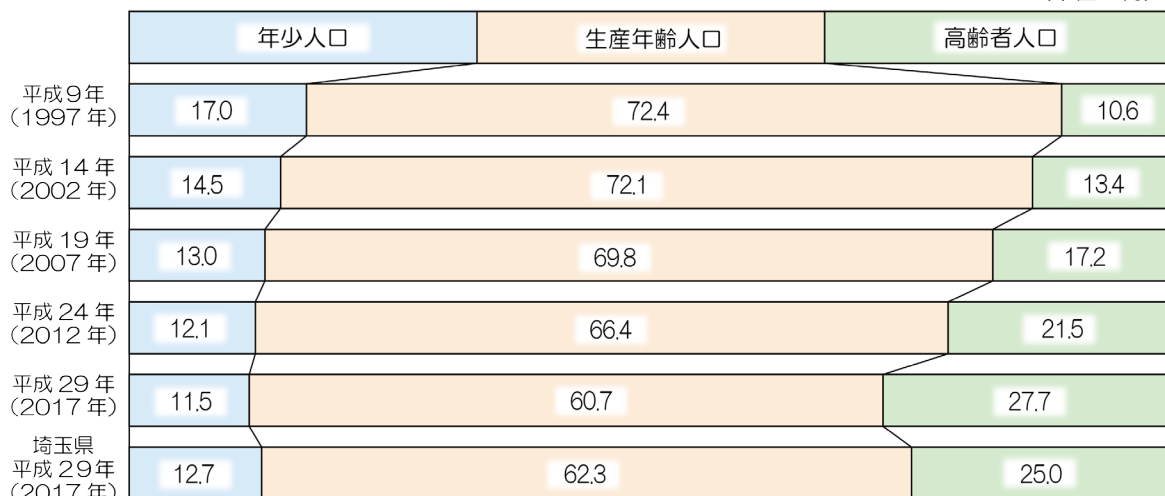
なお、平成29(2017)年では、本市の人口は、平成24(2012)年と比較して2,074人(1.3%)の減少となっています。

人口・世帯数の推移

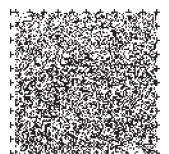
	平成9年 (1997年)	平成14年 (2002年)	平成19年 (2007年)	平成24年 (2012年)	平成29年 (2017年)	埼玉県 平成29年 (2017年)
総人口	155,156人	156,942人	157,538人	156,315人	154,241人	7,343,733人
年少人口 (15歳未満)	26,360人 (17.0%)	22,762人 (14.5%)	20,524人 (13.0%)	18,951人 (12.1%)	17,784人 (11.5%)	930,692人 (12.7%)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	112,385人 (72.4%)	113,176人 (72.1%)	109,909人 (69.8%)	103,793人 (66.4%)	93,693人 (60.7%)	4,576,983人 (62.3%)
高齢者人口 (65歳以上)	16,411人 (10.6%)	21,004人 (13.4%)	27,105人 (17.2%)	33,571人 (21.5%)	42,764人 (27.7%)	1,836,058人 (25.0%)
世帯数	49,711世帯	54,003世帯	58,743世帯	61,388世帯	64,318世帯	3,212,325世帯
一世帯当たり人数	3.12人	2.91人	2.68人	2.55人	2.40人	2.29人

※ 構成比(括弧内)は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100とならないことがあります。

(単位: %)



※ 本市の人口・世帯数の平成9(1997)年から平成19(2007)年までは、本市を構成する旧久喜市、旧菟蒲町、旧栗橋町及び旧鷲宮町のデータを合算しています。



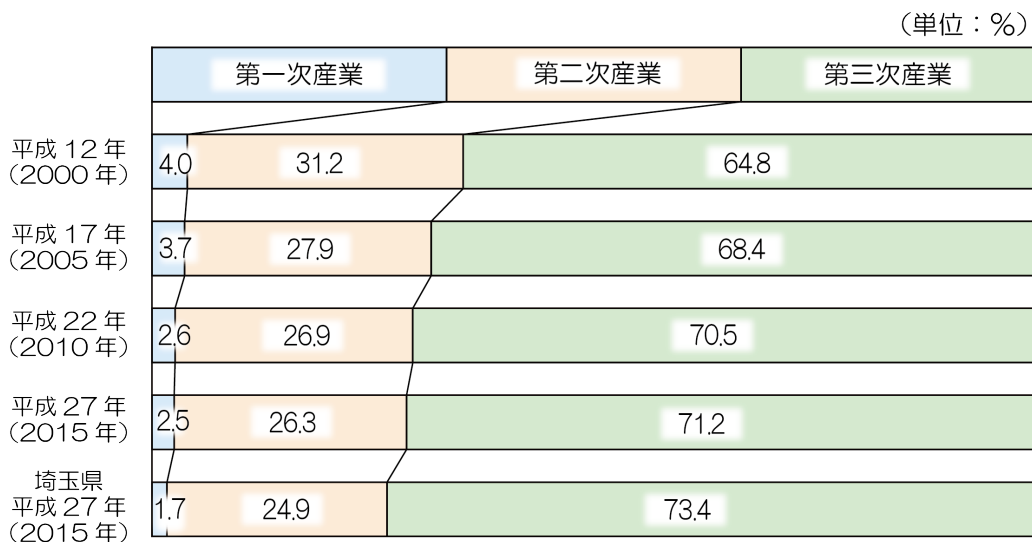
5 就業構造の推移

平成 27（2015）年国勢調査における本市の就業者人口は 74,872 人となっています。第一次産業（農林漁業）は 1,757 人で 2.5%、第二次産業（鉱業、建設業、製造業）は 18,451 人で 26.3%、第三次産業（卸売・小売業、サービス業など）は 50,054 人で 71.2%であり、埼玉県全体と比較すると、第一次産業と第二次産業の構成比が高くなっています。

産業別就業者人口の推移

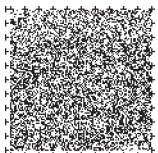
	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	埼玉県 平成 27 年 (2015 年)
総就業者人口	76,862 人	76,970 人	75,036 人	74,872 人	3,484,648 人
第一次産業	3,054 人 (4.0%)	2,759 人 (3.7%)	1,871 人 (2.6%)	1,757 人 (2.5%)	55,488 人 (1.7%)
第二次産業	23,707 人 (31.2%)	21,067 人 (27.9%)	19,034 人 (26.9%)	18,451 人 (26.3%)	803,861 人 (24.9%)
第三次産業	49,298 人 (64.8%)	51,691 人 (68.4%)	49,965 人 (70.5%)	50,054 人 (71.2%)	2,367,338 人 (73.4%)

※ 括弧内は構成比



出典：国勢調査 なお、総就業者人口には、分類不能の産業の就業者人口を含みます。

※ 本市の産業別就業者人口の平成 12（2000）年及び平成 17（2005）年は、本市を構成する旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町及び旧鷲宮町のデータを合算しています。



6 市民の意識と期待

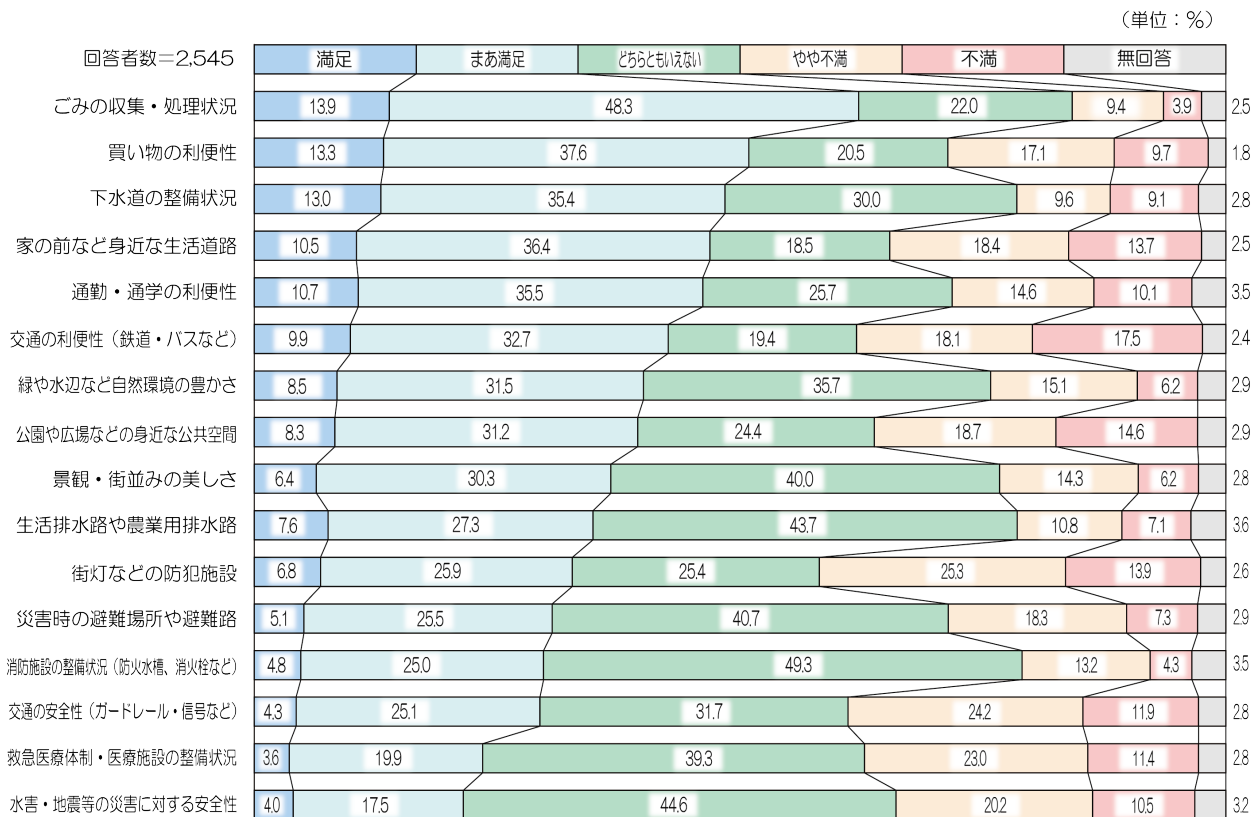
後期基本計画策定にあたり、市民の考えや意見を反映させるために、平成28（2016）年11月、本市の住民基本台帳から5,000人（男性、女性それぞれ2,500人）を無作為に抽出し、郵送による方法で市民意識調査を実施しました。回収状況は、有効回収数2,545件、回収率50.9%でした。

その主要な結果は以下のとおりとなっています。

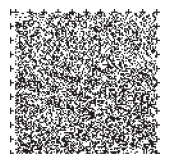
（1）居住地域の生活環境についての満足度

居住地域の生活環境の満足度をみると、「満足」と「まあ満足」をあわせた“満足”との回答が最も多いのは「ごみの収集・処理の状況」（62.2%）でした。次いで、「買い物の利便性」（50.9%）、「下水道の整備状況」（48.4%）、「家の前など身近な生活道路」（46.9%）、「通勤・通学の利便性」（46.2%）が続いています。

一方、「不満」と「やや不満」をあわせた“不満”との回答が最も多かったのは「街灯などの防犯施設」（39.2%）であり、以下「交通の安全性（ガードレール・信号など）」（36.1%）、「交通の利便性（鉄道・バスなど）」（35.6%）、「救急医療*体制・医療施設の整備状況」（34.4%）、「公園や広場などの身近な公共空間」（33.3%）、「家の前など身近な生活道路」（32.1%）、「水害・地震等の災害に対する安全性」（30.7%）が続いています。

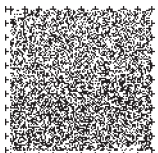
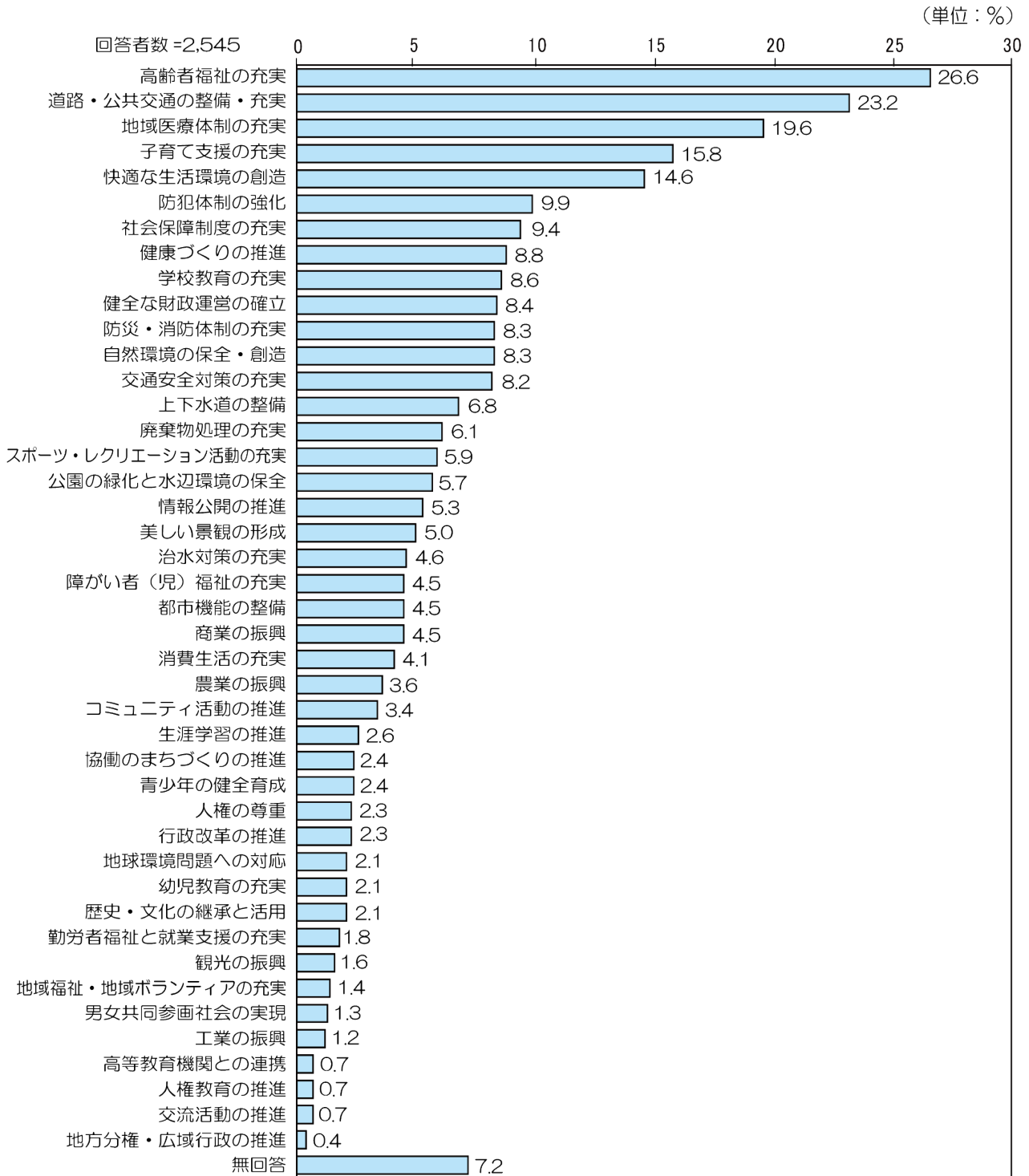


※ 構成比は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100とならないことがあります。



(2) 市政全般において充実してほしいもの

市政全般において充実してほしいものとしては、「高齢者福祉の充実」(26.6%)、「道路・公共交通の整備・充実」(23.2%)、「地域医療体制の充実」(19.6%)の3つが上位にあげられています。続いて、「子育て支援の充実」(15.8%)、「快適な生活環境の創造」(14.6%)などがあげられています。



7 本市の特性と主要課題

(1) 地域コミュニティ*分野

特性

まちづくりや環境保全、福祉活動等の市民ボランティアによる活動が活発に行われています。また、地域コミュニティ豊かなまちを実現するため、多様な手法による市民参加が積極的に行われています。

このような中、本市では、豊かな地域社会を目指す「協働のまちづくり」を進めることを目的に、市政運営の基本原則と具体的な仕組みについて明らかにした久喜市自治基本条例を平成24(2012)年4月に施行しました。

また、町内会や自治会等の地縁的コミュニティに加え、ボランティア団体やNPO*法人等の新たなコミュニティ活動を積極的に支援するとともに、概ね小学校通学区を単位とする「地区コミュニティ協議会」の設立促進を図り、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指しています。

主要課題

- ① 地域の活動や将来のまちづくりなどに誰もが積極的に参加できるように、引き続き「地区コミュニティ協議会」の設立を促進していくことが必要です。
- ② ボランティア団体やNPO法人等の新たなコミュニティ活動に対する支援を充実させ、市民と行政の協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

(2) 自然、環境分野

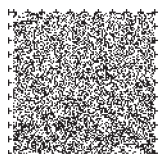
特性

本市は、関東平野のほぼ中央に位置し、市域全体が平坦な地形になっています。自然資源として、豊かな水辺、緑空間、特に、利根川、中川、青毛堀川、備前堀川、野通川及び元荒川等の河川や、葛西用水、見沼代用水をはじめとする用水路等の水系、河畔砂丘、屋敷林、農地などの緑豊かな景観があります。

社会情勢の変化や環境問題等がある中で、このような自然環境を保全し、次世代に継承するため、本市では、久喜市環境基本計画を策定し、環境負荷を低減する循環型*社会の構築や温室効果ガス*の排出削減に向けた活動に率先して取り組んでいます。

主要課題

- ① 緑のネットワーク化等により都市の自然や良好な景観の保全と創造を図り、豊かさや美しさを実感できるまちづくりが期待されています。
- ② 水質汚濁、大気汚染及び騒音等による生活環境の悪化を未然に防止するため、公害防止対策や環境意識の啓発活動とともに、一般家庭で取り組むことのできる現代のライフスタイル*にあわせた環境保全活動の普及が求められています。



- ③ 新エネルギー*の活用やごみの減量化、資源物リサイクルの推進などを市全体で取り組み、資源循環型の地域社会を構築していくことが求められています。

(3) 保健、医療、福祉分野

特性

平成 29 (2017) 年 3 月に策定した久喜市国民健康保健事業実施計画 (データヘルス計画) によれば、久喜市国民健康保険の総医療費は年々増加しており、特に毎年特定健診を受けている人に比べ、一度も受けていない人の医療費が高い状況です。

本市では、市民の健康寿命*の延伸と医療費の適正化を目指し、特定健診やがん検診をはじめ、様々な保健事業や健康づくり事業を展開しています。

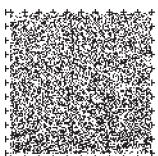
医療については、市内には救急医療*や高度医療を行う中核病院 (県災害拠点病院にも指定) や、小児の二次救急病院があり、他にも診療分野ごとに高度あるいは専門的な医療を提供している病院や診療所が数多くあり、安全・安心な医療体制が整っています。さらに、本市を含む利根保健医療圏において、地域医療ネットワークシステム「とねっと*」による医療機関の連携を進めています。

子ども・子育てに関する施策については、平成 26 (2014) 年度に策定した久喜市子ども・子育て支援事業計画に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供や、保育の量的拡大、地域子ども・子育て支援事業の計画的な推進及び各種の子育て支援事業の充実を図っています。

また、本市においても、年々高齢化が進行しており、平成 29 (2017) 年の高齢化率は 27.7%となっています。このことを踏まえ、久喜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、「高齢者が安心してすこやかにいきいきと暮らせるまち・久喜」を目指して事業を展開しています。

主要課題

- ① 子どもから高齢者まで、ライフステージ*ごとの課題に応じた健康づくり・食育推進事業を展開することが必要です。
- ② 地域完結型医療*の確立や、安全・安心な医療体制を維持していくためには、医療機関の連携にとどまらず、行政や医療を利用する側の市民もそれぞれの役割に応じた連携、協力を図ることが求められています。
- ③ 子育て支援に関する多様なニーズを把握し、それらに適切に対応する施策の展開が求められています。
- ④ 医療・介護需要の大幅な増加が見込まれる「2025 年問題*」を見据え、市民自らが地域の中で積極的に、健康づくり、介護予防、高齢者の見守りや生活支援などの活動に携わっていくことが必要です。
- ⑤ 誰もが暮らしやすいまちづくりを目指し、高齢者や障がい者に対する支援等の強化が求められています。



(4) 教育、文化、スポーツ分野

特性

市内には34の小・中学校があり、空調設備が整備された快適な教育環境のもと、各校が創意工夫をした教育課程を編成し、確かな学力、豊かな人間性、体力の向上と心身の健康づくりを目指して特色ある教育活動を展開しています。

また、社会教育関係施設として、郷土資料館、公民館、図書館及び各種スポーツ施設などがあり、それらを中心に生涯学習、文化芸術、スポーツ・レクリエーション活動が盛んに行われています。その他、県立高等学校、久喜看護専門学校及び県立久喜図書館などの多様な教育機関も立地し多彩な活動を行っています。

さらに、地域文化資源として数多くの文化財が存在します。代表的なものとして、国指定有形文化財の「紙本著色伝貞巖和尚像」しほんしょしよくでんていがんおしょうぞうや「太刀」のほか、国指定重要無形民俗文化財の「鷲宮催馬楽神楽」わしのみやさいばらかぐらなどがあります。

主要課題

- ① 教育内容の充実等を図り、小・中学校の適正規模・適正配置の推進や新たな学校給食センターの整備など良好な教育環境を整備するとともに、コミュニティ・スクール*における活動の充実により、「地域とともにある学校」として、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの健やかな成長を支援することが必要です。
- ② 市民が生きがいを持って暮らせるよう、生涯学習の拠点の整備や久喜マラソン大会などの多くの市民が参加できるスポーツ・レクリエーションの機会を提供することが必要です。
- ③ 市内の貴重な文化財を未来に継承するとともに、地域の活性化に役立てることが必要です。

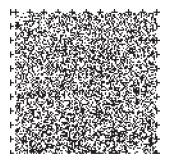
(5) 都市基盤分野

特性

市内には、東北道の久喜インターチェンジ、圏央道の白岡菖蒲インターチェンジ、国道4号、122号及び125号並びに主要地方道さいたま栗橋線、川越栗橋線及び春日部久喜線などがあり、交通利便性に恵まれています。

また、JR宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線が縦断し、久喜駅、東鷲宮駅、栗橋駅、鷲宮駅及び南栗橋駅を有しており、鉄道による交通利便性にも恵まれています。さらに、新しいまちづくりへ向けて、菖蒲町菖蒲地区、栗橋駅西地区で土地区画整理事業が進められています。公園については、総合運動公園や弦代公園、県営の久喜菖蒲公園や権現堂公園などの大規模公園等も整備されています。

近年全国各地で地震や水害といった自然災害が発生しており、平成23(2011)年の東日本大震災では、南栗橋地区に液状化現象が発生し、道路などのインフラや建物などに大きな被害が生じたことから、液状化対策を実施しています。



主要課題

- ① 市内の円滑な移動を支える道路網の充実が必要です。
- ② 恵まれた自然環境と優れた交通条件を兼ね備えた特性を生かし、環境保全と開発が共生するバランスのとれた土地利用を図ることが必要です。
- ③ 高齢者や子ども、障がい者や外国人など誰にとってもやさしく住みやすいユニバーサルデザイン*に配慮することが必要です。
- ④ 災害に強いまちづくりを推進するため、東日本大震災、熊本地震及び平成27年9月関東・東北豪雨の教訓を生かし、市民の防災意識の普及・啓発や自主防災組織*の育成・支援などに努めるとともに、防災体制や被災者支援のあり方など、幅広い防災対策を充実することが求められています。
- ⑤ 市民の防犯意識の向上や防犯体制の強化が求められています。

(6) 産業、経済分野

特性

農業分野では、米、野菜、梨、いちご及び花き等を生産する都市近郊型農業*が進められています。

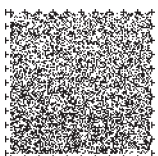
工業分野では、久喜菖蒲工業団地、清久工業団地、鷲宮産業団地、菖蒲北部地区及び菖蒲南部産業団地等の産業拠点の形成が図られています。

商業分野では、久喜駅、栗橋駅及び鷲宮駅等を中心とした既存商業地区及び幹線道路沿いに大規模商業施設の出店が進められています。

雇用に関しては、本市と国が共同で、久喜市ふるさとハローワークを設置し、各種雇用相談や情報提供を行い、求職者に対する支援を行っています。また、雇用の受け皿を確保するために、積極的に企業誘致を推進しています。

主要課題

- ① 産業振興全般の課題として、後継者の育成や生産者・消費者双方にとって魅力ある産業へ発展させるための振興策が求められています。
- ② 農産物の地産地消の推進や新たな流通経路の確保、交通の利便性など、地の利を生かした企業誘致の推進及び大規模商業施設と共存できる商店街の活性化策が必要です。
- ③ 水辺、花、祭り及び神社等の特徴ある地域資源を生かし、集客力のある多様な観光振興策が期待されています。
- ④ 労働力人口*が減少する中、多様で柔軟な働き方の推進、女性及び高齢者が働くための支援や企業と求職者のニーズのマッチングが求められています。



(7) 行財政分野

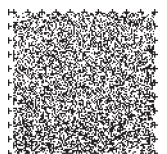
特性

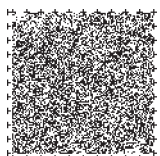
本市は、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに適切に対応するため、「持続可能な行政経営の実現」を基本目標とする行政改革大綱を策定するとともに、職員の定員管理の適正化を実施するなど、健全な財政基盤の確立と組織・機構のスリム化に取り組み、持続可能な発展が図れるよう将来を見据えた堅実な行政運営の実現に努めています。

また、市民サービスの向上を目指して、日曜開庁の実施や総合窓口化等にも取り組んでいます。さらに、事務事業の見直しを図り、簡素で効率的な行財政システムを確立するため、行政評価に取り組むとともに、市民サービスのさらなる向上にむけ、民間のノウハウを活用する指定管理者制度*を積極的に導入するなど、地方分権時代に対応した行政運営に取り組んでいます。

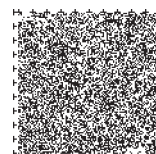
主要課題

- ① 地方分権時代に対応し、将来にわたり、自立かつ持続的に発展していくためには、行財政力の一層の強化が不可欠です。
- ② これまで行政が担ってきた仕事の一部を地域や民間に移行するなど、事務事業の効率化や民間活力の導入を図り、行政組織のスリム化に努め、行政改革をさらに進める必要があります。
- ③ 多彩な公共施設を有する特性を生かし、地域バランスや財政負担の軽減等に配慮し、施設を再編するなど、有効活用を検討することが求められています。





第1部 基本構想



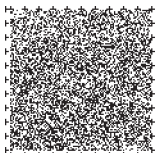
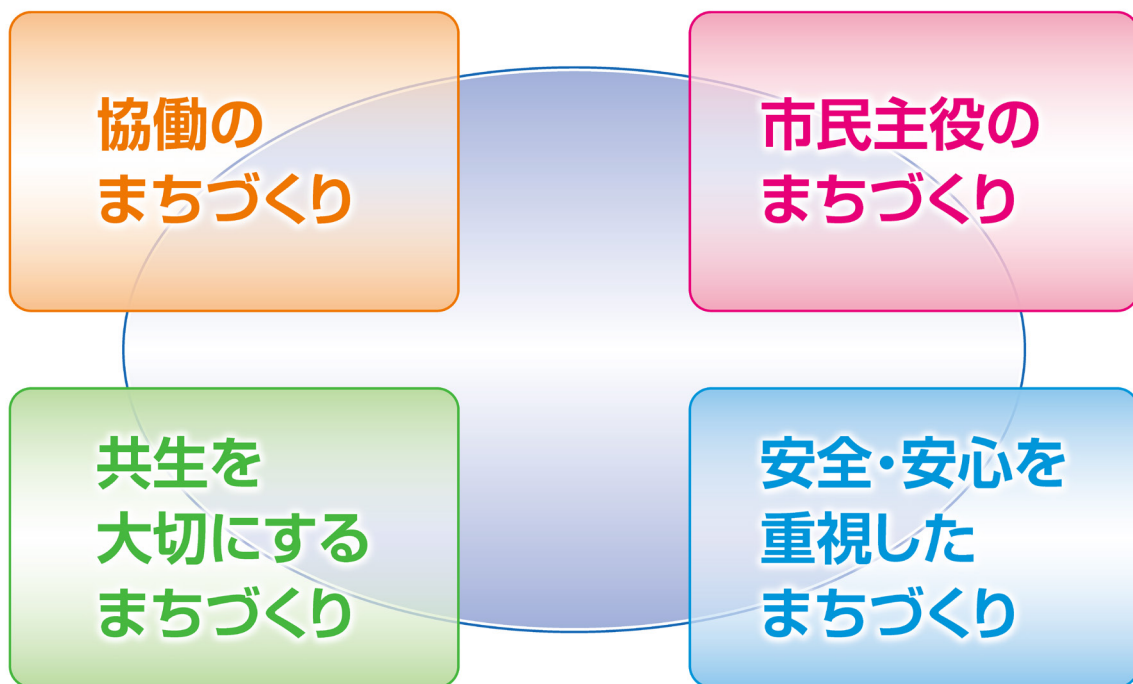
第1部 基本構想

第1章 将来像

1 基本理念

社会経済環境の変化、市民の意識と期待、本市の特性と課題等を踏まえ、市民や地域の主体性、創造性が発揮され、個性豊かな地域づくりが推進されるように、新しい時代に対応する本市のまちづくりの基本理念を次の四つに整理します。

まちづくりの基本理念



協働のまちづくり

財政状況が逼迫する一方、地域の課題がますます多様化する状況にあって、市民生活の様々なニーズに、行政だけでは効果的な対応をとることが難しくなっています。このような中、質の高いサービスを提供するためには、課題解決に向け、市民と行政が連携・協力していくことが必要であると考えます。「公共をつくっていく」ことに市民の皆さんが主体的にかかわることが、参加する人や地域に暮らす人々の満足度を高めることにつながっていくと考えられるからです。

そこで、市民、各種団体、企業など地域のあらゆる関係者が、自らのまちに関心を持ち、市民及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任により、協力し合って公共的な課題解決に取り組む「協働」の考え方に基づいたまちづくりを進めます。

市民主役のまちづくり

まちづくりにあたっては、将来のビジョンを市民とともに市の組織全体が共有し、その明確化された目標を目指して進んでいくことが必要です。

このため、市民の自主的な活動を支援し、常に市民の目線に立ったまちづくりに取り組み、市民が住んで良かったと実感できるまちの実現に向けて、「市民主役」に視点をおいたまちづくりを進めます。

共生を大切にすまちづくり

本市は、自然資源として、緑豊かな空間を保有しており、さらには、市民の環境問題への活発な取り組みが行われています。現存する自然環境を保全し、次代に継承して、水辺や緑を生かした田園環境と都市的環境が共存するまちを築くことが大切です。

また、心豊かに暮らせるまちの実現に向けて、価値観や国籍などの違いを超え、市民が人権を尊重し、お互いに認め合い、ともに助け合う「多文化共生」の考え方に基づいたまちづくりが求められています。

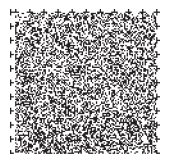
このため、自然と人、人と人の「共生」を大切にすまちづくりを進めます。

安全・安心を重視したまちづくり

東日本大震災、熊本地震、平成27年9月関東・東北豪雨等の災害は、ひとたび自然災害に見舞われれば、大惨事にまで発展しかねないことを教えてくれました。

また、自然災害以外にも、火災や交通事故、犯罪なども、市民の暮らしの安全を脅かしています。

このため、市民の健康、生活、財産等を守り支える多様な仕組みを地域社会や行政が協力して整え、誰もが笑顔で暮らせるまちの実現に向けて、「安全・安心」を重視したまちづくりを進めます。



2 将来像

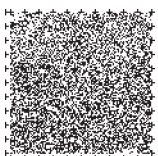
まちづくりの4つの基本理念に基づき、本市の目指す将来像を引き続き次のとおりとします。

豊かな未来を創造する 個性輝く文化田園都市 ～ 人と愛 水と緑 市民主役のまち ～

「**豊かな未来を創造する**」は、心豊かで、満足度の高い暮らしを実現していく将来への期待を表現しています。

「**個性輝く**」は、本市が県東北部の拠点としての優位性を発揮するとともに、人と人のつながりを尊重し、温かいパートナーシップを発揮して、「共生・協働」の都市として発展していく期待を表現しています。

さらに「**文化田園都市**」は、地域の歴史や伝統文化を継承し、本市の特長である田園と都市が共存し、調和のとれたまちを築いていくことを表現しています。



3 将来人口

本市の将来人口は、ゆるやかな減少傾向で推移することが想定されます。また、将来人口の構成は、年少人口比率及び生産年齢人口比率が減少し、高齢化率は増加することが想定されます。

本構想では、子育て支援の充実、産業の振興、雇用の確保、福祉・教育の充実、居住環境の保持・増進などの施策を推進することにより、定住などの促進に努め、平成34（2022）年の目標人口は、150,900人とします。

目標人口

平成34（2022）年の目標人口 150,900人

人口の推計

	平成24年 (2012年)	平成29年 (2017年)	平成34年 (2022年)
総人口	156,315人	154,241人	150,244人
年少人口 (15歳未満)	18,951人 (12.1%)	17,784人 (11.5%)	15,953人 (10.6%)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	103,793人 (66.4%)	93,693人 (60.7%)	86,817人 (57.8%)
高齢者人口 (65歳以上)	33,571人 (21.5%)	42,764人 (27.7%)	47,473人 (31.6%)

※ 括弧内は構成比
推計値については、端数処理のため総人口と階層別人口合計が一致しないことがあります。

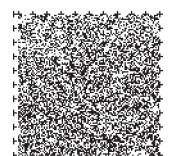
(単位：%)

	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
平成24年 (2012年)	12.1	66.4	21.5
平成29年 (2017年)	11.5	60.7	27.7
平成34年 (2022年)	10.6	57.8	31.6

※ 実施手法

平成34（2022）年の人口については、平成25（2013）年から平成29（2017）年までの住民基本台帳（各年1月1日現在）の値を分析し、推計を行いました。

推計方法は、コーホート要因法を用いています。コーホートとは、同年または同時期に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化を軸に、人口の変化を捉える方法です。



4 土地利用の方向性

本市の土地利用については、地域特性を十分に生かし、本市の均衡ある発展を目指すため、鉄道駅などを中心とした6つの都市核と住居系ゾーン、産業系ゾーン及び農業系ゾーンを形成し、活力ある都市の実現を目指します。また、既存の鉄道路線や圏央道、市内の主要な幹線道路などのネットワーク機能を向上させ、多様な交流を創出する、良好な都市環境の形成を図ります。

(1) ゾーン別土地利用方針

都市核

市役所、総合支所、駅の周辺地域を本市の都市核とし、商業・文化・行政サービス等の機能が集積した賑わいのある交流拠点となるよう、それぞれの地域特性を生かした市街地形成を図ります。

住居系ゾーン

市街化区域を主体に住居系ゾーンと位置付け、道路、公共下水道、公園及び防災施設等の都市基盤が計画的に整備された住居系市街地の形成を図ります。

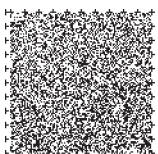
また、地域資源やまちの景観に配慮し、環境と調和した住居系市街地の形成を図ります。

産業系ゾーン

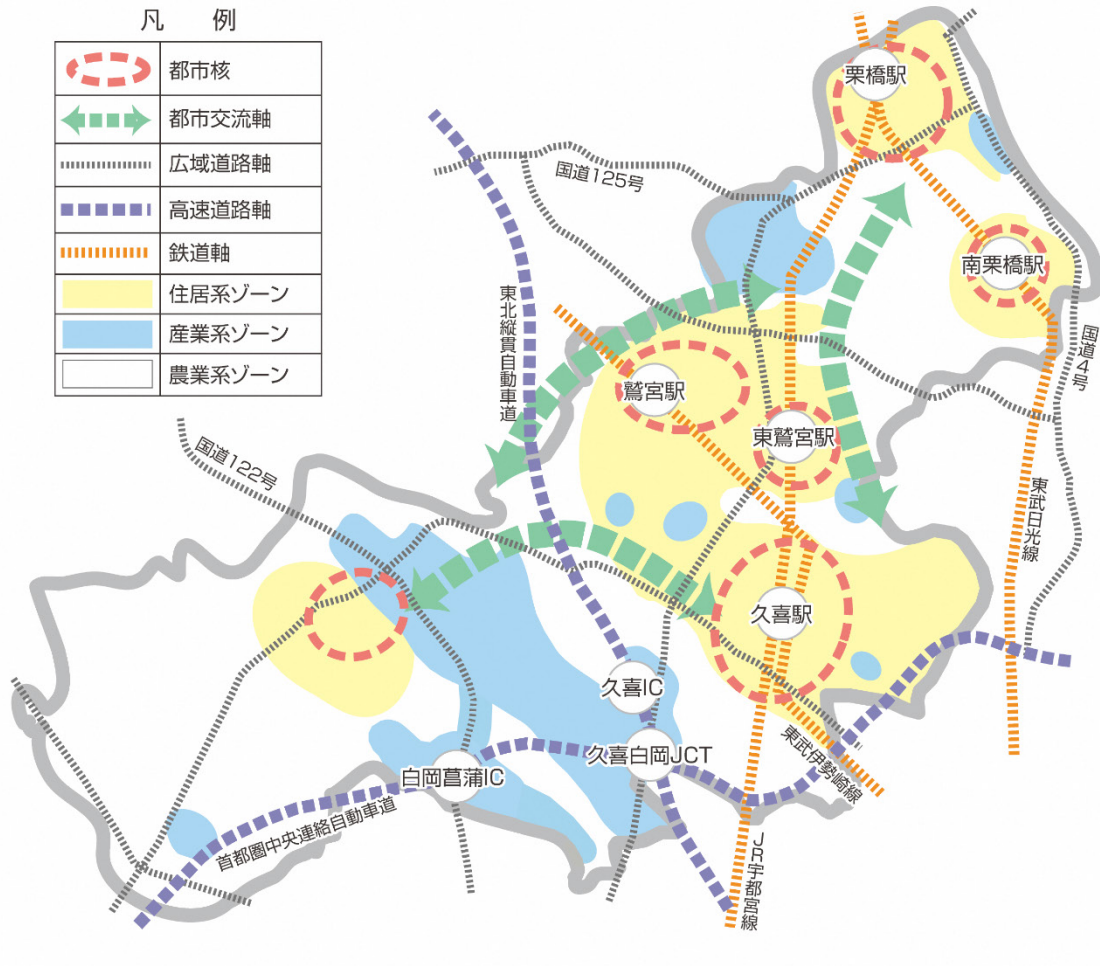
既存の工業団地を主体に産業系ゾーンと位置付け、本市の産業面での活力を形成する産業系市街地の形成を図ります。また、インターチェンジ周辺や広域道路軸が結節する交通条件の優れた地域において、本市の将来を担う新たな産業系市街地の形成を図ります。

農業系ゾーン

米、野菜、果実、花き等を生産する優良な農地とともに、水辺環境、樹林地及び屋敷林など本市の特長である田園風景の保全に努めます。また、生活道路や排水路など、農村集落の生活環境の整備を進めます。



(2) 土地利用構想図



序論

基本構想

基本計画

大綱1

大綱2

大綱3

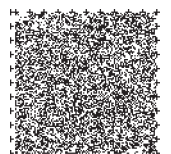
大綱4

大綱5

大綱6

大綱7

資料編



5 大綱

(1) 『市民が参加し、地域コミュニティ*豊かなまち』

情報公開の推進、人権尊重と男女共同参画社会の実現などとともに、市民と行政との協働体制を構築し、市民と行政が一体となった活力あるまちづくりを進めます。

また、市民による自主的なコミュニティ活動を支援し、市民が主役のまちづくりを進めます。

(2) 『自然とふれあえる、環境に優しいまち』

水、花、緑など本市の特長を表す自然環境や田園風景の保全を通じて、市民一人ひとりが自然を愛し、親しみ、守り、育てていくことができるまちづくりを進めます。

さらに、水質汚濁や大気汚染を防止する取組みなどを通じて、快適な生活環境を創造するとともに、ごみの排出量の削減や資源物のリサイクルの推進など、循環型*社会の実現に努めます。

(3) 『子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち』

市民一人ひとりの健康づくりや食育を推進し、疾病の予防と早期発見・早期対応の体制づくりとともに地域医療の充実に努めます。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、高齢者や障がい者への支援、ともに支え合う地域福祉の推進を図るなど、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(4) 『心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち』

本市の将来を担う児童生徒の能力と個性を引き出し、児童生徒自らが人生を切り拓く力を備えることができるよう、充実した教育環境を提供します。さらに、地域の行事や社会体験・生活体験などを通じて、地域に愛着を持った心豊かな人材を育成します。

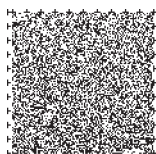
また、市民がいつまでも充実感や誇りを持って暮らせるよう、それぞれの生活ニーズに合った生涯学習機能を強化するとともに、郷土の多彩な文化財の保護・活用、郷土の伝統文化の継承などを通じて、歴史文化を大切にするまちづくりを進めます。

(5) 『安全で調和のとれた住みよい快適なまち』

埼玉県東北部の発展の核となる都市として、安全で快適なまちの実現を目指し、治水対策や地震対策等の防災対策を強化するとともに、行政と市民の双方が協力して防犯対策や交通安全対策に取り組むことにより、災害に強く、市民が安全に暮らせるまちを築きます。

身近な生活道路や本市の一体化を図るための道路網の整備、公共交通の充実、上下水道等の都市基盤施設の整備を通じて、快適で住みよいまちづくりを進めます。

また、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザイン*のまちづくりにも取り組みます。



（6）『地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち』

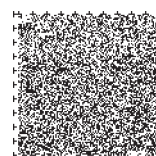
産業振興は、市民の豊かな暮らしを支え、自立した都市づくりの実現を財政面から支える基盤であるとともに、まちの活気や賑わいを生み出す原動力となるものです。

本市の優れた交通条件を生かし、企業が集積を促進し、雇用機会に恵まれた地域経済の豊かなまちを築きます。

さらに、地域特性を活用しながら農業や商業の振興を図り、賑わいや働きがいのあるまちづくりを進めます。

（7）『行財政を見直し、改革を進めるまち』

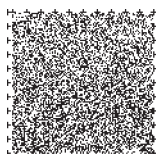
行政組織のスリム化、施策・事業の効率化及び財政力の強化を図るなど、行財政を見直し、地方分権の動きに対応した改革を進めるまちを目指します。



第2章 総合振興計画の実現に向けて

1 施策の体系

将来像を実現するため、7つの大綱に基づき44の施策展開を図ります。



施策

- ① コミュニティ活動の推進
- ② 協働のまちづくりの推進
- ③ 人権の尊重
- ④ 男女共同参画社会の実現
- ⑤ 交流活動の推進
- ⑥ 情報公開の推進
- ⑦ 戦略的かつ効果的な広報・広聴活動の推進

- ① 健康づくり・食育の推進
- ② 地域医療の充実
- ③ 子育て支援の充実
- ④ 高齢者福祉の充実
- ⑤ 障がい者（児）福祉の充実
- ⑥ 地域福祉・地域ボランティアの充実
- ⑦ 社会保障制度の充実

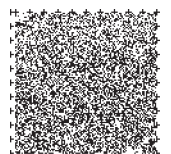
- ① 都市機能の整備
- ② 道路・公共交通の整備・充実
- ③ 公園の緑化と水辺環境の保全
- ④ 上下水道の整備
- ⑤ 治水対策の充実
- ⑥ 防災・消防体制の充実
- ⑦ 防犯体制の強化
- ⑧ 交通安全対策の充実

- ① 行政改革の推進
- ② 健全な財政運営の確立
- ③ 地方分権・広域行政の推進

- ① 自然環境の保全・創造
- ② 快適な生活環境の創造
- ③ 美しい景観の形成
- ④ 廃棄物処理の充実
- ⑤ 地球環境問題への対応

- ① 幼児教育の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ 高等教育機関との連携
- ④ 青少年の健全育成
- ⑤ 人権教育の推進
- ⑥ 生涯学習の推進
- ⑦ 歴史・文化の継承と活用
- ⑧ スポーツ・レクリエーション活動の充実

- ① 農業の振興
- ② 工業の振興
- ③ 商業の振興
- ④ 観光の振興
- ⑤ 勤労者福祉と就業支援の充実
- ⑥ 消費生活の充実



2 施策

(1) 市民が参加し、地域コミュニティ*豊かなまち

① コミュニティ活動の推進

地区コミュニティ協議会やNPO*法人等の組織づくりを支援するとともに、町内会等の自治会活動の支援や活動のための場所となる施設の充実、市民活動に関する情報の提供など、コミュニティ活動を積極的に推進します。

② 協働のまちづくりの推進

環境問題や教育問題への取り組み、福祉問題への対応など、ますます多様化し高度化するまちづくりの課題を地域の創意と工夫により解決していくため、NPO活動やボランティア活動を支援するとともに、計画策定、審議会等への市民の参加を促進します。

また、久喜市自治基本条例の理念に基づき、市民、事業者、行政等で適切に役割を分担し、協働のまちづくりを推進します。

③ 人権の尊重

すべての人が、生まれながらに有する権利である人権を尊重する社会の実現に向け、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する教育や啓発活動を積極的に行うとともに、相談事業の充実に努めます。

④ 男女共同参画社会の実現

男女がともにいきいきと個性と能力を発揮し、あらゆる分野で平等に参画できる社会の実現を目指し、男女共同参画の推進に関する啓発活動を積極的に行い、各種相談事業の充実に努めるとともに、審議会等への女性委員の登用を推進します。

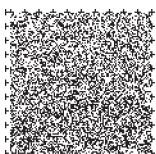
⑤ 交流活動の推進

国際社会に対応できるよう、姉妹都市との交流を充実し、国際理解の促進や国際的視野に立った人づくり、地域づくりを目指すとともに、外国籍市民への支援の充実に努めます。

友好都市との交流を促進するとともに、市民の相互交流の支援に努め、自然や歴史を通じた文化交流、観光や特産品による産業交流など地域間の交流を促進します。

⑥ 情報公開の推進

公正で開かれた市政運営を確保するため、個人情報保護に配慮しながら、情報公開制度の適正な運用と積極的な情報提供に努めます。



⑦ 戦略的かつ効果的な広報・広聴活動の推進

戦略的かつ効果的な広報活動を実施するため、広報紙、ホームページ、電子メール、公式 SNS* 及び公式動画チャンネル等を活用して、行政の情報を市民に提供します。

また、様々な情報発信媒体を活用し、市内外に本市の魅力を発信するなど、シティプロモーション*の推進に努めます。

序論

基本構想

基本計画

大綱1

大綱2

大綱3

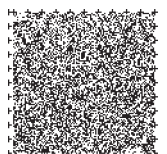
大綱4

大綱5

大綱6

大綱7

資料編



(2) 自然とふれあえる、環境に優しいまち

① 自然環境の保全・創造

本市には、河川や用水、池沼、湿地などの水辺、屋敷林、農地などの緑豊かな景観が広がっています。

この豊かな自然を守るために、樹林地や屋敷林等の保全を推進するとともに、動植物の生態系を育むなど、自然環境の保全・創造に努めます。

また、市民が自然環境の大切さを実感する機会を設けることや小・中学校での環境教育等を通じて、環境意識の高揚に取り組みます。

② 快適な生活環境の創造

快適で心やすらぐ生活環境を実現するため、市民や事業者の協力を得て、水質汚濁や大気汚染などの公害防止対策を進めます。

また、合併処理浄化槽*の普及と管理など、家庭における生活雑排水対策や啓発活動に努めるとともに、環境美化活動や不法投棄の監視等を強化します。

③ 美しい景観の形成

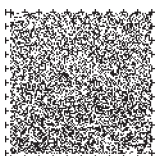
市民や企業等の景観保全意識の醸成を図るとともに、景観を乱すおそれのある建物や野立て看板に対する規制など、美しい田園風景や歴史的景観の保全に努めます。

④ 廃棄物処理の充実

循環型*社会の構築を目指し、市民、事業者及び行政の協働によるごみの減量化と資源化を推進するとともに、安全で安心な廃棄物処理により、一層の環境負荷の低減を図ります。

⑤ 地球環境問題への対応

温室効果ガス*の排出量削減など環境への負荷の軽減を図るため、太陽光発電などの再生可能エネルギー*を活用するとともに、省エネルギー機器導入の促進、環境意識の普及・啓発などを図り、低炭素社会*の実現に努めます。



(3) 子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち

① 健康づくり・食育の推進

市民の健康づくりと食育を推進するため第2次久喜市健康増進・食育推進計画に基づき、健康増進と食育の推進に関する各種事業の充実を図ります。

また、健康づくりや食育は、市民一人ひとりが主体的に取り組むことが重要であり、関係するボランティア団体等と協働し、地域全体で取り組む意識を高めます。

② 地域医療の充実

地域完結型医療*を確立するため、地域の医療機関が機能分化と連携を進めるとともに、行政、市民、医療機関等の3者がそれぞれの役割を認識し、協働により地域医療を推進します。

また、救急医療*については、重症度に応じた初期救急医療から三次救急医療までの重層的救急医療体制の整備を促進するとともに、休日や夜間等における医療体制の一層の強化に向け、関係機関と調整を図ります。

③ 子育て支援の充実

各種の保育サービスや放課後児童健全育成事業、家庭児童相談等の充実をはじめ、多様なニーズに対応し、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう子育て支援の充実を図ります。

経験豊かな高齢者の知識や地域の輪を生かし、地域全体で子育て家庭を支援する環境づくりを推進します。

④ 高齢者福祉の充実

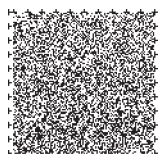
高齢者福祉施設の整備や介護保険事業の充実を図るため、市民やボランティア、関係機関との連携を密にして、多様な介護予防・生活支援サービスを提供し、住み慣れた地域での高齢者の生活を支える地域包括ケアシステム*の構築を推進するとともに、災害時における要援護高齢者の避難支援体制の確立に努めます。

また、高齢者がその経験や知識を生かし、地域コミュニティ*活動等に参加できる機会の充実を図るなど、生きがいづくりを推進し、地域で支えあう社会作りを進めます。

⑤ 障がい者（児）福祉の充実

障がいのある人もない人も、相互に理解を深め支え合いながら、ノーマライゼーション*の理念のもと、障がい者（児）が生活しやすい環境を整えます。

障がい者（児）のニーズに的確に対応したきめ細かい支援サービスを提供するため、福祉ボランティア等の団体と連携し、自立に向けた支援の充実を図るとともに、災害時にも対応できる体制の確立に努めます。



⑥ 地域福祉・地域ボランティアの充実

地域福祉に関する意識の向上や福祉ボランティアの育成・支援と連携の強化など、市民、事業者、福祉団体及び行政が協力して地域の相互扶助機能の充実を図ります。

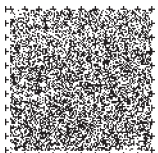
⑦ 社会保障制度の充実

国民健康保険事業の一層の健全化のため、医療費抑制に向けた予防施策等に取り組むとともに、保険税の滞納額の圧縮やレセプト*審査点検による医療費の適正化を図り、保険財政基盤の強化に努めます。

また、国民健康保険の広域化に的確に対応します。

後期高齢者医療制度については、保険料の収納率の向上に努めるとともに、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し円滑な運営を図ります。

生活保護事業等については、その適正な運用と、相談・指導体制の充実に努めます。



(4) 心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にすまち

① 幼児教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎をつくり、また、「生きる力」を培うため、幼稚園・家庭・小学校・地域が相互に連携を深めるとともに、教育環境を整備し、幼児教育の充実を図ります。

② 学校教育の充実

小・中学校施設の非構造部材の耐震化などを進め、安全で快適な教育環境を整えるとともに、いじめや不登校の問題などに対応する機能を集約した新たな施設を整備します。

また、学校、家庭、地域との連携を強化して、地域が一体となった学校支援体制を整え、良好な教育環境の形成に努めます。

学校独自の取組みを尊重して特色ある学校づくりを促し、情報通信関連設備の整備による国際化や情報化に対応した教育の充実を図ります。併せて、児童生徒の学力と体力を伸ばすとともに、豊かな人間性を育む学校教育を推進します。

さらに、小・中学校の小規模化に対応するため、学校の適正規模・適正配置の推進に努めます。

③ 高等教育機関との連携

市民や民間事業所と高等教育機関の交流を促進するとともに、市と高等教育機関の連携事業を推進し、その優れた学術研究機能や知的資源等を地域の活性化やまちづくりに活用します。

④ 青少年の健全育成

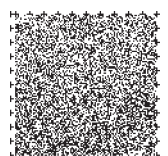
学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図りながら、青少年健全育成の活動を支援するとともに、青少年を犯罪等から守る対策を推進します。

また、青少年のコミュニケーション能力や他人への思いやりの心を育むとともに、郷土に対する誇りや愛着心を育てるため、伝統行事やイベント等への参加を促進します。

⑤ 人権教育の推進

市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、人権についての正しい理解を深め、差別のない明るい地域社会を目指します。

また、あらゆる場において人権教育の充実・推進に努めます。



⑥ 生涯学習の推進

市内に点在する生涯学習施設を有効活用するため、多彩な生涯学習に取り組みやすいまちづくりを推進するとともに、新たな生涯学習の拠点となる施設を整備します。

さらに、公民館や図書館等の充実と適正な配置を進めるとともに、施設の状況や資料の検索などに関する情報提供機能の充実を図ります。

また、市民の生涯学習活動の推進を図るとともに、学習の成果を発表する機会を充実し、市民の力を地域社会に生かせる仕組みを整えます。

⑦ 歴史・文化の継承と活用

文化芸術活動への参加機会や文化芸術鑑賞・発表の機会を充実し、市民の主体的な文化芸術活動を支援します。

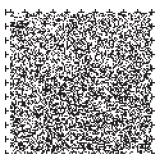
文化財等は、まちづくりの地域資源として活用を図るとともに、市民の貴重な財産としてその保護に努めます。

伝統行事や祭り等を活用し、郷土に対する愛着心の醸成、次世代への伝承及び地域相互の交流などを促進します。

⑧ スポーツ・レクリエーション活動の充実

健康の維持増進や心身のリフレッシュのために、スポーツやレクリエーションが定期的に行えるよう、講習会やイベントなどの充実を図ります。

また、スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援を図るとともに、スポーツ・レクリエーションを通じた市民相互の交流を促進します。



(5) 安全で調和のとれた住みよい快適なまち

① 都市機能の整備

本市の特長である恵まれた田園環境が保全され、良好な生活環境が将来にわたり維持されるよう、長期的視点に立った土地利用計画を策定します。

駅周辺地域の整備をはじめ、圏央道のインターチェンジやジャンクション周辺、幹線道路沿線での開発を計画的に推進します。

② 道路・公共交通の整備・充実

本市の一体性の向上、市内の円滑な移動の実現を図るため、幹線道路や生活道路の整備を推進するとともに、歩行者や自転車通行者に対する安全を確保するため、歩道や自転車通行レーン等の整備に努めます。

鉄道については、混雑緩和と利便性の向上を図るため、輸送力の増強とネットワークの強化等を、路線バスについては、路線の維持・充実を関係機関に働きかけます。

また、市内循環バスやデマンド交通*については、利用状況やニーズを踏まえて、見直しを行うよう努めます。

③ 公園の緑化と水辺環境の保全

市民の生活に密着した公園や緑地の施設環境を充実させるとともに、市民が気軽に自然とふれあえるよう、運動公園や総合公園等の緑化を推進します。

さらに、河川、池、沼及び用水路等の水辺環境の保全を図るとともに、自然観察池や親水型の散策場所及び遊歩道の整備に努めます。

④ 上下水道の整備

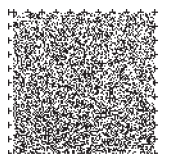
安定した水道水の供給を図るため、経年水道施設の計画的な更新、水道施設の耐震化、水質管理体制の充実等に努めます。また、給水体制の一体化を図り、水道事業の効率化と健全経営に努めます。

美しい水辺環境と清潔で快適なまちづくりを進めるため、効率的な生活排水処理の推進並びに公共下水道の計画的な整備と農業集落排水*処理施設の適切な管理を推進します。

また、合併処理浄化槽*の普及促進と適正な管理の指導に努めます。

⑤ 治水対策の充実

保水機能の保全や遊水機能の確保を図り、河川や水路の総合的な治水対策の充実に努め、水害の起こりにくいまちづくりを進めます。



⑥ 防災・消防体制の充実

東日本大震災、熊本地震、平成27年9月関東・東北豪雨等の教訓を生かし、市民の防災意識の普及・啓発や自主防災組織*の育成・支援などに努めるとともに、防災体制や被災者支援のあり方など、幅広い防災対策の充実に努めます。

また、緊急時でも安心できるまちづくりを進めるため、埼玉東部消防組合及び利根川栗橋流域水防事務組合と連携を図り、市民の生命、財産を守る消防・水防・救急体制の充実に努めます。

⑦ 防犯体制の強化

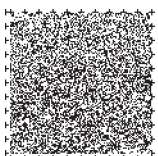
警察、防犯協会、地域防犯組織など関係機関との連携を強化するとともに、市民の防犯意識の向上や地域の防犯体制の強化を促進します。

また、道路・公園などの防犯性を高め、安全な地域環境の形成に努めます。

⑧ 交通安全対策の充実

道路照明灯や道路反射鏡など交通安全施設をより充実させることにより、歩行者等の安全に配慮した道路交通環境の整備を推進します。

また、地域の実情に応じた交通規制を警察署へ要望するとともに、交通安全に関する知識の普及・啓発など交通安全運動を推進します。



(6) 地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち

① 農業の振興

多面的機能を有する農地の保全や生産基盤の整備に努めるとともに、農地の集積による経営規模の拡大や生産組織の法人化に努めるなど農業の担い手の育成を図ります。

また、消費者ニーズに対応した付加価値の高い農業を推進するため、農産物のブランド化や特産品の開発、地域の特性を生かした観光農業の拡大を図り、併せて有機農業など環境保全型農業の普及と地産地消を推進します。

② 工業の振興

優良企業の誘致や工業団地の整備・拡充を推進するとともに、交通利便性を生かし、国道122号沿線や東北道と圏央道の久喜白岡ジャンクション及び白岡菖蒲インターチェンジ周辺、主要地方道さいたま栗橋線と国道125号の交差点周辺に新産業拠点の整備を推進します。

また、地域経済を支える中小企業の経営基盤強化のための施策を推進し、魅力ある産業の育成に努めます。

③ 商業の振興

賑わいと活力のある商店街の形成を促進するため、中心市街地の活性化に取り組むとともに、高齢者のニーズに対応し、新たなコミュニティ*の場ともなりうる地域密着型の商店街づくりに努めます。

また、商業経営者の育成や経営基盤の強化に対する支援とともに、商業団体の育成・支援に努めます。

④ 観光の振興

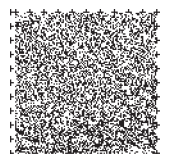
花や伝統文化、史跡等の観光資源の環境整備及びネットワーク化を図り、個性と魅力にあふれた観光事業を展開します。

また、久喜提燈祭り、菖蒲夏祭り、くりはし夏祭り、鷲宮の八坂祭・土師祭等の伝統的な祭りや、あやめ、ラベンダー、コスモスなどの花による催しを活用し、地元の特産品の販売やPRなどに取り組みます。

⑤ 勤労者福祉と就業支援の充実

勤労者が豊かで充実した生活が送れるよう、関係機関・団体との連携により、福利厚生等の充実を図るとともに、安定した就業環境の確保に努めます。

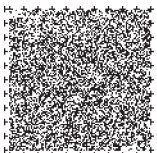
また、若者や女性の就業への支援、さらに、定年退職後にその経験と技能を生かすことのできる新たな就業の支援に努めます。



⑥ 消費生活の充実

市民が安心して暮らせるまちを目指し、安全で安心な商品を購入できるよう、消費生活情報の提供と啓発活動に努めるとともに、消費生活において生じた問題などを解決するための消費生活相談の充実を図ります。

また、環境に配慮した消費者活動を促進します。



(7) 行財政を見直し、改革を進めるまち

① 行政改革の推進

本市が持続的に発展し自立したまちづくりを実現していくため、職員の政策立案能力の向上や組織の見直し、ICT*の活用による行政事務の効率化、民間の優れた経営手法を活用する指定管理者制度*の活用など、最少の経費で最大の効果を目指した、簡素で効率的な行財政運営に取り組みます。

また、行政が行う活動の成果向上に向けて、政策・施策・事務事業について客観的に評価し、改善を進めていく行政評価システムを積極的に活用するなど、行政改革に取り組みます。

② 健全な財政運営の確立

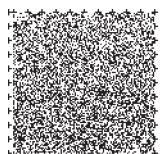
財源収入の根幹をなす市税の適正な課税と滞納額の圧縮等により、自主財源を確保するとともに、受益と負担の公平性の確保という観点から、使用料・手数料について受益者負担の適正化に努めます。

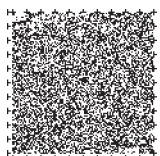
併せて、行政経費の削減を図り、効率的かつ効果的で健全な財政運営に努めます。

また、財政状況について積極的な情報公開を行い、財政運営の透明化に努めます。

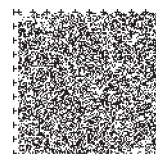
③ 地方分権・広域行政の推進

少子高齢化、情報化、国際化などを背景とした行政課題と多様化する市民ニーズに的確に対処するため、県からの権限移譲を推進し、行政サービスの向上に努めるとともに、広域的な推進が求められる行政課題等においては、県や周辺自治体とのさらなる連携を図り、市民に信頼され、自主性・自立性をもった行政サービスの向上に努めます。





第2部 後期基本計画



第2部 後期基本計画

1 リーディングプロジェクト

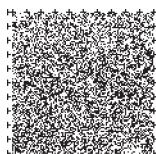
(1) リーディングプロジェクトの設定

本市の将来像である『豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市～人と愛 水と緑 市民主役のまち～』の実現を図るためには、基本構想第2章の7つの大綱に基づく施策ごとの取り組みを総合的に推進することが基本となります。

ここでは、本市の後期基本計画5年のまちづくりにおいて、市一体となって特に重点的・横断的に取り組む4つのテーマをリーディングプロジェクトとして位置付けました。

リーディングプロジェクトは、施策推進の相乗効果を上げ、市の一体感の醸成を一層図るために設定しています。

(2) リーディングプロジェクトの構成



(3) 4つのリーディングプロジェクト

あんしんプロジェクト 「安全・安心な まちづくり」

自然災害や事故等に対して万全の対策・体制が確立され、穏やかに暮らすことができる久喜市づくりに取り組みます。

重点的な取組み

- ・安全・安心な施設整備の推進
- ・犯罪が起きにくい環境整備の推進
- ・地域における防災・防犯の推進
- ・地域医療ネットワークの充実 など

かいてきプロジェクト 「快適で活力のある まちづくり」

まちに賑わいと活力があり、人口減少社会の中でも安定した雇用と持続的な成長をもたらす久喜市づくりに取り組みます。

重点的な取組み

- ・市内を結ぶ幹線道路の整備
- ・産業基盤の整備による活力の創造
- ・優良企業の誘致による雇用の創出
- ・シティプロモーション*の推進 など

やさしさプロジェクト 「子どもや高齢者等に やさしいまちづくり」

様々な担い手が協働してともに助け合う地域の中で、子どもや高齢者、障がいのある方など誰もが自分らしく暮らせるような久喜市づくりに取り組みます。

重点的な取組み

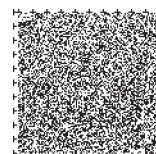
- ・保育環境の充実による子育て支援
- ・地域支え合いの仕組みづくりへの支援
- ・健康づくりと食育の推進体制の整備
- ・地域包括ケア体制の充実
- ・市の地域公共交通網の充実 など

しんらいプロジェクト 「市民から信頼される まちづくり」

まちづくりを支えていくため、行財政改革を推進し、透明性、健全性を高め、厳しい財政状況にも耐えられ、持続可能で信頼される久喜市づくりに取り組みます。

重点的な取組み

- ・行政改革の推進
- ・健全な財政運営の確立
- ・公共施設等の適正管理の推進
- ・地方分権や広域行政の推進 など



2 後期基本計画の見方

後期基本計画は、施策ごとに以下の内容により示しています。

施策の現状

施策分野における現状を示しています。

施策の課題

施策分野における課題を示しています。

施策の目的

施策を進める対象や目的を示しています。

施策の内容

目標達成に向けて進める主要な施策を示しています。

成果指標（みんなで目指す目標値）

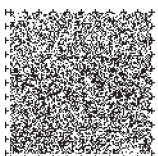
市民との協働により事業等を進め、市民共通の目標となるよう「みんなで目指す目標値」として、施策ごとに成果指標を掲げ、市民参加のもと施策の進行管理を行います。指標には、現状値、目標値を掲げます。

現状値：平成 28（2016）年度の数値を基準とし、それ以外の場合は備考欄で現状値を示します。

目標値：総合振興計画最終年度である平成 34（2022）年度の目標数値を掲げます。

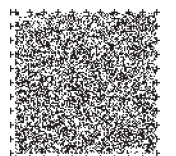
協働の指針

目標達成に向けた施策の推進にあたり、「市民・地域・団体・事業者等の協働の指針」を示し、施策ごとの協働を進める手がかりとします。



大綱
1

市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち



大綱1 市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち

1 コミュニティ*活動の推進

施策の現状

世帯構造の変化や地域住民の価値観の多様化などに伴い、地域のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足等の問題が生じています。

一方で、東日本大震災等においてNPO*活動やボランティア活動が大きな役割を果たし、地域コミュニティの重要性が再認識されるとともに、高齢化のさらなる進行や、防災、防犯などの面で、地域コミュニティと行政との協働により、地域の課題を解決していくことが求められています。

このような中、本市では、久喜地区、菖蒲地区、栗橋地区、鷲宮地区の4地区にそれぞれコミュニティ推進協議会が組織され、小学校区を単位とした地区コミュニティ協議会の設立を促進しています。

平成29(2017)年3月末現在、市内に12の地区コミュニティ協議会が設立されており、それぞれの地域に密着した事業を展開しています。

施策の課題

高齢者福祉や子育て支援、防災・防犯・交通安全活動など、地域における行政サービスに対するニーズは多様化・高度化しており、市民、事業者、行政等が協力・連携し、地域コミュニティと市の協働により、地域課題の解決に向け取り組んでいくことが一層、求められています。

このため、地区コミュニティ協議会が未設立となっている小学校区における設立を引き続き促進することが必要です。

施策の目的

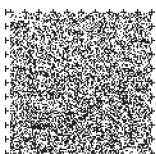
市民が積極的に地域のコミュニティに参加し、地域のコミュニティ活動を活性化することにより、行政と連携して地域の課題の解決に取り組むことのできる地域のコミュニティづくりを目指します。

施策の内容

(1) コミュニティ意識の高揚

市民のコミュニティ活動への自主的参加を促進するため、各地域における取り組みなどの情報提供や、組織の担い手となる地域リーダーの育成支援に努めます。

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 主な取組み | ○市民活動状況の情報提供
○コミュニティ団体の研修活動の支援 |
|-------|-----------------------------------|



(2) コミュニティ活動の活性化支援

地区コミュニティ協議会や地域固有のコミュニティ活動に対する支援などの充実を図ることにより、地域のコミュニティ活動の活性化を図ります。

また、地域のコミュニティ組織の設立を引き続き支援するとともに、コミュニティ組織の連携を図ります。

- 主な取組み
- 久喜市市民活動推進条例の普及
 - コミュニティ活動の支援
 - 地区コミュニティ協議会の設立支援

(3) コミュニティ施設の整備・充実

地域住民のふれあい・交流の場であり、コミュニティ活動の拠点であるコミュニティセンターの適切な維持管理を行うとともに、コミュニティ施設の整備・充実を図ることで、コミュニティ活動の支援と推進を図ります。

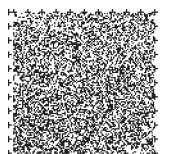
- 主な取組み
- コミュニティセンターの適切な維持管理
 - コミュニティセンターの整備
 - 中規模集会施設の整備

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
コミュニティ施設の利用者数	人	166,070	167,000	
地区コミュニティ協議会の組織数	団体	12	21	

協働の指針

○地域社会の一員としてまちづくりに取り組み、お互い助け合い、地域の活動や行事に積極的に参加します。



2 協働のまちづくりの推進

施策の現状

近年の多様化・複雑化する市民ニーズに対応し、地域が必要とするサービスを多元的に提供していくためには、市民と行政との協働によるまちづくりが求められています。

本市では、市政運営の基本原則とその仕組みを明らかにした久喜市自治基本条例を定め、市民と市が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を果たして公共的な課題の解決に当たる協働のまちづくりを推進しています。

また、久喜市市民参加条例に基づき、毎年度市民参加計画を定め、市民参加実施計画を公表し、市民が計画的に市政に参加できるよう配慮するとともに、積極的な市民参加を促す市民参加推進員制度の活用を図るなど、多様な市民参加の手法による協働の仕組みづくりに努めています。

さらに、市民との協働によるまちづくりを推進するために、平成29（2017）年4月から、NPO*法人の設立認証等事務について、県から権限移譲を受けています。

施策の課題

近年、地方分権の進展、少子高齢化、住民意識の多様化など社会環境は大きく変化しています。

このような中、住みよい地域社会を次世代に引き継ぐには、市民と市が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を果たして公共的な課題の解決に当たる協働のまちづくりを推進していくことが重要です。このため、地域コミュニティ*活動を行う団体やNPO法人など多様な組織と行政が協働できる体制の確立を図ることが必要です。

施策の目的

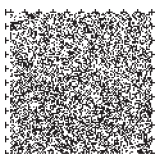
地域コミュニティや市民の参加する様々な組織と行政が、それぞれの役割と責任により協力して、市民参画・協働のまちづくりを目指します。

施策の内容

(1) 参画の仕組みづくりから協働のまちづくりへの展開

久喜市市民参加条例に基づき、対象施策についての市民参加を求めるとともに、市民との協働による多様なまちづくりを推進します。

- | | |
|-------|--|
| 主な取組み | ○久喜市市民参加条例の普及
○市民活動の情報提供
○市民参加推進員制度の活用 |
|-------|--|



(2) 市民団体、ボランティア等の育成・支援

地域における公共的課題を解決していくため、市民活動に関する情報提供や市民活動団体への支援を行います。

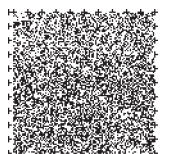
- 主な取組み
- 市民活動の情報提供（再掲）
 - 地域活動団体への支援
 - 市民活動推進補助事業

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
附属機関公募委員の応募率	%	141.0	150.0	
市民参加推進員登録者数	人	23	55	

協働の指針

○地域社会に関心を持ち、まちづくりや行政活動、市民意見提出制度（パブリック・コメント）*、市民説明会、ワークショップ*等に進んで参画します。



3 人権の尊重

施策の現状

基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていますが、今日でも様々な人権問題が存在しています。

本市では、同和問題をはじめとする様々な人権問題について、正しい理解と認識を深め、差別意識を解消するため、地域、家庭、学校、企業及び関係機関との連携を図りながら、人権教育・啓発の諸施策を積極的に推進するとともに、同和対策事業としての隣保館事業にも積極的に取り組んでいます。

このような状況の中で、講演会や各種研修会、交流事業の実施や支援を行うとともに、広報活動、人権のつどいなどの啓発活動や教育活動は大きな効果をもたらしています。

また、隣保館事業の地域ふれあい交流事業等は人権意識の向上と地域住民の生きがいづくり等に貢献しています。

施策の課題

近年、急速な情報化社会の進展や社会構造の変化などに伴い、インターネットを悪用した人権侵害や社会的弱者への虐待など新たな社会問題への対応が課題となっており、依然として差別意識は存在しています。

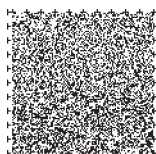
このため、関係機関・団体等との連携強化のもと、新たな諸課題を含め、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権問題全般の解決に向けた教育・啓発活動を行政や学校関係者だけでなく、企業や民間団体に対して積極的な参加を呼びかけながら、効果的・継続的に推進する必要があります。

隣保館については、近隣地域における文化の向上と地域福祉や交流の場として活用することにより、人権啓発のさらなる推進を図るための拠点施設として、住民の生活課題に応じた相談の場としての役割も求められています。

施策の目的

すべての人の人権を尊重し、互いに認め合う市民の育成に向け、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

しょうぶ会館において、円滑かつ効果的に隣保館事業を推進します。



施策の内容

(1) 人権教育と啓発活動の充実・推進

市政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進するため、庁内組織の久喜市人権施策推進会議を中心とし、関係機関と密接な連携及び協力を確保しながら、推進活動体制の一層の充実に努めます。

また、地域、家庭、学校、企業及び関係機関と連携を図り、イベント等を活用しながら、人権教育及び人権啓発を積極的に推進します。

- | | |
|-------|---|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none"> ○久喜市人権施策推進指針、同和行政・教育の基本方針、人権施策実施計画の推進 ○人権啓発事業 ○研修会・講習会の充実 ○人権を尊重する教育の充実 ○地域、家庭、学校、企業、関係機関との連携強化 ○イベント等を活用した人権啓発の充実 |
|-------|---|

(2) きめ細かな相談活動

国や県及び人権擁護委員等と連携し、きめ細かな相談活動ができる体制を整え、人権相談などの人権擁護活動の一層の充実に努めます。

- | | |
|-------|--|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none"> ○人権相談の充実 ○女性の悩み相談事業 |
|-------|--|

(3) 隣保館事業の推進

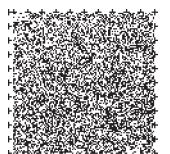
しょうぶ会館の隣保館事業として実施している、教室・講座、隣保館デイサービス事業や世代を超えた交流事業を積極的に推進します。

- | | |
|-------|---|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none"> ○各種教室、講座事業 ○隣保館デイサービス事業 ○交流事業 |
|-------|---|

(4) 環境改善対策の推進

道路整備など、対象地域の生活環境の改善を推進します。

- | | |
|-------|--|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none"> ○道路などの生活環境整備事業 |
|-------|--|



(5) 都市宣言の推進

久喜市「人間尊重・平和都市」宣言を推進し、すべての人間が尊重された真の平和の実現を目指します。

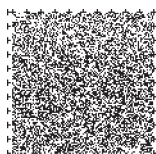
主な取組み ○都市宣言関連事業

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
人権に関する相談窓口の設置数	回	51	51	

協働の指針

- 基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めます。
- 平等、公平、普遍性を持って行動を実践します。
- 事業者は、事業所内での人権学習、人権啓発を実践し、雇用や待遇における差別を撤廃します。



4 男女共同参画社会の実現

施策の現状

少子高齢化の進行、国際化の進展、ライフスタイル*や家族形態の多様化など社会環境の変化に伴い、男女共同参画社会の実現がますます求められています。

しかし、職場や家庭、地域活動の場においては、従来の固定的な性別による役割分担意識が依然として残っています。

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、久喜市男女共同参画を推進する条例や久喜市男女共同参画行動計画に基づき、行政だけでなく、市民との協働による男女共同参画推進月間事業をはじめ様々な取組みを進めています。

施策の課題

男女共同参画社会を実現するためには、人々の意識改革を進めていくことが課題です。

また、審議会等への女性の登用を推進すること、男女共同参画に関する周知度を上げていくことが必要です。

さらに、性別による役割分担意識の解消のため、男女の働き方を見直し、男性がより育児・介護・地域活動等に参画できるよう、働きかけを行うことも求められています。

施策の目的

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、久喜市男女共同参画行動計画に基づく意識づくりや環境づくりを進めます。

施策の内容

(1) 男女の人権を尊重したまちづくり

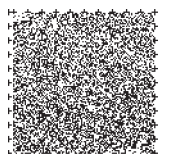
人権尊重意識の啓発及び人権擁護活動を推進するとともに、性別による暴力の根絶に努め、男女の人権が尊重される社会の形成を図ります。

- | | |
|-------|--|
| 主な取組み | ○人権尊重意識の啓発活動
○女性の悩み相談事業（再掲）
○配偶者等からの暴力による被害者支援対策 |
|-------|--|

(2) 男女共同参画の意識づくり

広報・啓発活動等を通じ、性別や年齢を問わず、誰もが関わることとして、男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進を図ります。

- | | |
|-------|----------------|
| 主な取組み | ○男女共同参画意識の啓発活動 |
|-------|----------------|



(3) 男女共同参画を推進する体制づくり

教育の場における男女平等教育の推進をはじめ、職場や家庭、地域などの社会のあらゆる分野において、相互の連携を図り、男女平等を推進する教育・学習の充実に努めます。

また、政策・方針決定の場における男女共同参画を推進するとともに、自らの意思により、職場や家庭、地域などのあらゆる分野に参画できる環境づくりを図り、さらには久喜市男女共同参画を推進する条例、久喜市男女共同参画行動計画に基づき、男女共同参画を推進するための推進体制の充実、強化に努めます。

- 主な取組み
- 久喜市男女共同参画を推進する条例の普及
 - 久喜市男女共同参画行動計画の推進
 - 審議会等の女性登用率の向上
 - 男女共同参画推進団体の活動支援

(4) あらゆる世代の男女が安心して生活できる環境づくり

家庭生活とその他の社会生活活動の両立を支援するため、子育てや介護への支援と充実を図るとともに、高齢者等が安心していきいきと生活できる環境と男女の就労者が家庭と仕事の両立ができる環境づくりに努めます。

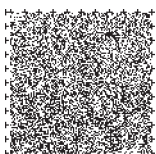
- 主な取組み
- 家庭生活と社会生活活動の両立支援
 - 各種相談事業

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
男女共同参画の周知度	%	53.1	80.0	
市の審議会等における女性委員の登用率	%	33.7	40.0	

協働の指針

- 男女がともに社会の対等なパートナーとして互いの人権を尊重し、あらゆる分野において男女共同参画の推進に努めます。
- 男女が対等に参画できる機会を確保し、職場の活動と家庭や地域などの活動を両立できる環境を整えるよう努めます。



5 交流活動の推進

施策の現状

近年、海外旅行が身近となり、また日本を訪れる外国人が多くなったことで、国際交流の機会は増加しており、国際社会に対応できる地域づくりが求められています。また、市民がより広い視野で外国や他の地域を見ることが出来るよう、地域間の交流活動を積極的に行うことが求められています。

このような中、本市では、平成 25（2013）年 8 月に青森県上北郡野辺地町と友好都市協定を締結し、地域間交流を深めるとともに、平成 27（2015）年 8 月にアメリカ合衆国オレゴン州ローズバーグ市と姉妹都市協定を締結し、国際交流を積極的に推進しています。

また、平成 29（2017）年 1 月における本市の外国籍市民は 2 千人を超えています。これらの外国籍市民に日本語学習の支援及び日常生活に必要な情報を提供するため、日本語教室を開催するとともに、生活情報に関する情報提供を行っています。

施策の課題

国際社会に対応できる地域づくりを進めるためには、他国の文化を知り理解するとともに、外国籍市民にも日本を理解してもらうことが大切です。このため、市民の様々な国際交流活動の促進や、外国語による生活情報等の提供に努めるとともに、外国籍市民が地域住民と協働して地域づくりに参加できるような仕組みづくりも求められています。

また、団体や個人が国内外交流活動を進めていくための支援も必要です。

施策の目的

外国籍市民に対して必要な支援を行うとともに、市民が国際的な視野を持ち、多様な価値観を理解して、外国人との相互理解を目指します。

また、ビジネス、観光、文化、スポーツなど様々な分野における地域間交流を促進します。

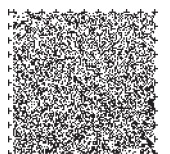
施策の内容

（1）国際交流の促進

国際感覚を有する人材の育成を図るとともに、地域に根ざした国際交流を推進するため、姉妹都市との交流を促進します。

また、市民との多様な交流機会の提供に努めるとともに、外国籍市民との交流を推進します。

- | | |
|-------|---------------|
| 主な取組み | ○中学生派遣・受け入れ事業 |
| | ○成人国際親善交流の促進 |
| | ○国際交流団体等への支援 |
| | ○姉妹都市との交流の促進 |



(2) 地域間交流の促進

ビジネス、観光、文化、スポーツなど様々な分野での交流を拡大し、地域の相互発展のため、友好都市との交流を促進するとともに、市民の交流を促進します。

- 主な取組み
- 地域間交流の情報提供
 - 国内交流事業
 - 友好都市との交流の促進

(3) 外国籍市民の住みやすい環境整備

外国籍市民が快適な生活を送れるよう、外国語による生活情報の提供や日本語教室の充実等に努めます。

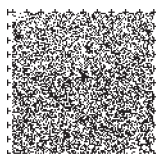
- 主な取組み
- 外国語による情報提供の充実
 - 日本語教室の充実

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
日本語教室参加者数	人	102	120	
外国語（併記）刊行物の発行種類数	種類	0	1	

協働の指針

○国際交流・地域間交流活動などに積極的に参加し、異なる文化や歴史・生活習慣を学び理解するように努めます。



6 情報公開の推進

施策の現状

市民の市政に対する理解と信頼を深めるとともに、公正で開かれた市政運営を確保するため、市は市民と情報を共有しながら市政を運営していくことが求められています。

本市では、個人情報の保護に配慮しながら、情報公開に努めています。

施策の課題

情報公開は、地域の活性化や戦略的なまちづくり、市民参加のまちづくりには欠かせないものとなっています。個人情報の保護に配慮しながら、市政に関する情報を積極的に市民へ提供していく必要があります。

施策の目的

社会の変化に対応した市民のまちづくり活動に役立てるために、情報の積極的な公開と個人情報の保護に努め、開かれた市役所を目指します。

施策の内容

(1) 情報の公開と個人情報の保護

市民のまちづくり活動のために必要な情報の積極的な提供は、市が保有する個人情報の保護等とのバランスを常に考え、久喜市情報公開条例に基づいた情報の公開の推進に努めます。

- | | |
|-------|-----------------|
| 主な取組み | ○情報公開制度の適正な運用 |
| | ○個人情報保護制度の適正な運用 |

(2) 市政情報の提供

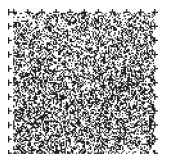
公文書館では、行政資料コーナーの充実や歴史公文書を閲覧に供する等、市政情報の窓口の機能を通じて、市民のまちづくり活動のために必要な情報の積極的な提供に努めます。

- | | |
|-------|--------------|
| 主な取組み | ○公文書館活動の充実 |
| | ○市政情報の積極的な提供 |

(3) 公文書の適正管理

公文書等の管理に関する法律が施行され、地方公共団体もこの法律の趣旨に則り、保有する公文書を適正に管理する必要があります。本市では、ファイリング・システムによる公文書の適正な管理に努めます。

- | | |
|-------|------------|
| 主な取組み | ○公文書の適正な管理 |
|-------|------------|

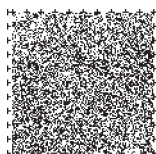


成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
歴史公文書の所蔵件数	件	17,682	24,000	

協働の指針

○市政に深い関心を持ち、市政に関する情報を積極的に取り入れ活用します。



7 戦略的かつ効果的な広報・広聴活動の推進

施策の現状

本市が引き続き活力を維持し、人口減少社会の中で発展していくためには、多くの人から「選ばれるまち」になることが重要です。自治体間の競争が激しくなっていることから、本市の魅力や特徴などを迅速かつ適切に情報発信していく必要があります。

本市の行政情報は、広報紙を通じて広く市民に発信するとともに、ホームページ、電子メール、公式 SNS* 及び公式動画チャンネル等、様々な情報発信媒体を活用し、市民に身近でタイムリーな情報の発信に努めています。

戦略的かつ効果的な広報活動を実施するためには、市民への情報発信はもちろんのこと、市外に向けて本市の魅力を発信していく必要があります。

そのため、本市では平成 25(2013)年には久喜市シティプロモーション*推進指針を策定、平成 26(2014)年にはシティプロモーション課を新設し、同年 8 月には久喜市 LOVE くきネットワークを設置するなど、市民と一体となって、市の知名度及びイメージの向上を目指した様々な取組みを行っています。その一つとして作製した本市の PR ビデオである「ワンカット撮影編(平成 27(2015)年度)」及び「1000 人クッキーダンス(平成 28(2016)年度)」は、日本広報協会主催の全国広報コンクールの広報企画部門で入選するという高い評価を受けています。

また、市民の声を的確に把握するため、市長への提言事業や市民懇談会のほか、平成 29(2017)年度から「市長と高校生の喜びミーティング」を実施するなど、広聴活動に取り組んでいます。

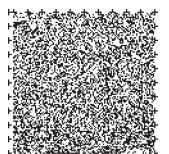
施策の課題

情報提供の迅速性やコスト面を見た場合、現状ではホームページを活用した情報提供が最も優位性がありますが、高齢者を中心にインターネットを活用した情報収集が困難な人も多いため、広報紙等、他の媒体での情報提供も引き続き効率よく行う必要があります。

また、ICT*の発達に伴う社会の変化にあわせて、インターネット等を活用しながら多様な情報を市民に向けて積極的に発信していくとともに、本市の知名度を上げていくため、市の魅力や特徴を周知していくことが必要です。

施策の目的

本市をより知ってもらうことで、訪問先や将来の移住先に選ばれるよう、戦略的な広報・広聴活動を推進します。



施策の内容

(1) 広報・広聴活動の充実

広報紙等の刊行物やホームページを通じて、市民の暮らしとまちづくり活動のために必要な情報の積極的な発信に努めるとともに、公式 SNS、公式動画チャンネルなど、社会の変化に対応した情報提供サービスを活用します。

また、広く市民の声を聞き市政に意見を反映するため、市長への提言事業や市民懇談会等の広聴活動に努めます。

- 主な取組み
- 報道対応の充実
 - 広報刊行物等の充実
 - ホームページの充実
 - 広報活動の充実
 - 市長への提言・市民懇談会等の充実

(2) シティプロモーションの推進

本市の情報や魅力を、広報紙、ホームページ等、様々な情報発信媒体を活用することで、市内外に戦略的に広く発信し、市の知名度及びイメージを向上させ、地域への愛着や誇りを醸成することで、定住促進や交流人口の増加を図ります。

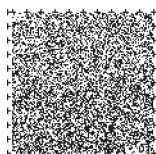
- 主な取組み
- 戦略的な情報発信の推進

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
ホームページアクセス件数	件	5,500,768	5,550,000	
メール配信による情報提供数	件	537	550	

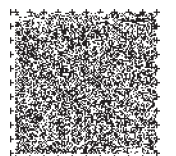
協働の指針

○市政に深い関心を持ち、広報紙、ホームページ等から市政に関する情報を積極的に取り入れ活用します。



大綱
2

自然とふれあえる、環境に優しいまち



大綱2 自然とふれあえる、環境に優しいまち

1 自然環境の保全・創造

施策の現状

大気・水・土壌などの自然環境は、適正な保全対策により維持することができます。

本市は、豊かな水辺、緑空間、屋敷林、農地などの自然資源を有しており、これらの保全や創造を推進するため、久喜市緑の基本計画を平成26（2014）年度に策定し、同計画と久喜市環境基本計画に基づいた環境施策を進めています。

施策の課題

より多くの人々が自然と親しむためには、市民の協力のもと、自然が多く残る地域の保全を進めるとともに、自然環境の大切さについて市民の理解を深める必要があります。

そのため、関係機関等との連携を強化し、あらゆる環境問題への対応を市民との協働のもとに総合的に推進していくことが求められています。

施策の目的

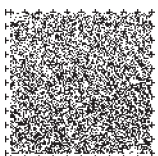
自然環境を保全・創造し、市民が快適に暮らせる、自然とともにある環境づくりを推進します。

施策の内容

（1）意識啓発の推進

自然環境を保全・創造していくためには、市民一人ひとりが身近な自然に目を向け、現状の自然環境を保全・創造していく必要性を理解する必要があることから、市民の意識啓発に努めます。

- | | |
|-------|---|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none">○久喜市環境基本計画の推進○久喜市緑の基本計画の推進○自然環境保全地区の指定○自然環境保全意識の啓発活動○環境学習の推進○環境団体等の育成・支援○身近な野生生物の保護 |
|-------|---|



(2) 緑化の推進

緑の保全と創造のための指針となる久喜市緑の基本計画に基づいた各種事業を推進します。

- 主な取組み
- 久喜市緑の基本計画の推進（再掲）
 - 公共施設の緑化
 - 一般家庭の緑化
 - 工場・事業所等の緑化
 - 緑のリサイクル制度の普及

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
環境関係住民団体数	団体	5	8	
環境学習会開催数	回	6	8	
河川の水質基準達成率	%	84.4	78.0	

協働の指針

- 日常生活のなかで自然を大切にすることを高めるとともに、自然環境を保護する活動に進んで参加します。
- 地域の良い河川環境を維持するため、河川の環境保全活動の普及啓発及び清掃等を行います。
- 事業者は、環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に主体的に取り組めます。

序論

基本構想

基本計画

大綱1

大綱2

大綱3

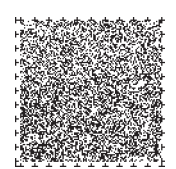
大綱4

大綱5

大綱6

大綱7

資料編



2 快適な生活環境の創造

施策の現状

市民が安全で快適な生活を送るためには、良好な生活環境の保全が欠かせません。生活環境を害するものでは、大気・水質・土壌汚染、騒音、振動、悪臭等の公害に関するもの、不法投棄などの違法行為に関するものなど、様々な要因が考えられます。

本市においては、快適な生活環境を実現するため、まちをきれいにする運動の実施や公害調査等による環境汚染監視及び不法投棄防止のための巡回パトロール等を実施しています。

施策の課題

本市の良好な環境を維持するため、市民・事業者・行政が一体となって、まちをきれいにする運動などを一層推進することにより、清潔で美しいまちの形成を進めていくことが必要です。

また、不法投棄やポイ捨てについては、継続的に様々な手段を講じ、その防止に努める必要があります。

施策の目的

環境汚染の防止、衛生的な環境の確保など、良好な地域環境の保全と創造に取り組むとともに、市民、事業者と行政が協働し、地域環境の保全を推進します。

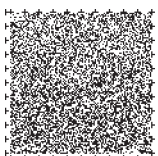
施策の内容

(1) まちをきれいにする運動の推進

ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動をはじめとした、まちをきれいにする運動を推進するとともに、その啓発に努めます。

また、地域清掃や環境保全活動の支援に努めます。

- | | |
|-------|---|
| 主な取組み | ○ポイ捨て等及び路上喫煙防止対策の充実
○ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動の推進
○放置自転車対策の充実
○環境保全活動の促進
○環境団体等の育成・支援（再掲） |
|-------|---|



(2) 公共用水域の水質保全

生活雑排水による水質汚濁の防止に向けて、河川等の水質状況の監視体制の充実に努めます。

- | | |
|-------|---|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none"> ○河川等の水質汚濁状況の監視強化 ○生活排水対策の充実 ○公共下水道の整備 ○農業集落排水*設備の維持管理の充実 ○合併処理浄化槽*の設置促進 |
|-------|---|

(3) 公害等の環境問題への対応

公害・放射性物質による環境汚染等が発生した場合には、速やかに現状確認し、問題の解決を図っていきます。

また、大気や水質、騒音、空間放射線量等の現状を把握するため、公害等監視調査を実施するとともに、データを蓄積し、環境の安全性を確認します。

- | | |
|-------|--|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none"> ○水・土壌汚染対策の充実 ○大気汚染状況の監視 ○騒音・振動・悪臭対策の充実 ○ダイオキシン類・特定化学物質対策の充実 ○環境中の放射性物質による環境汚染状況の測定・監視・対策 |
|-------|--|

(4) 不法投棄に対する監視と防止の啓発

過去に不法投棄が行われた箇所を中心に、定期的なパトロールを実施していきます。

また、不法投棄に関する情報提供があった際には、迅速に対応します。

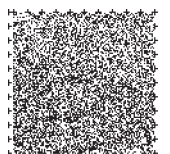
さらに、地域での不法投棄に対する監視をお願いするとともに、不法投棄防止の啓発を図っていきます。

- | | |
|-------|--|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none"> ○監視体制の充実 ○環境保全パトロールの充実 ○放置自動車対策の充実 |
|-------|--|

(5) 動物愛護と適正飼育

広報紙やホームページ等での啓発や犬のしつけ方教室等を実施することにより、動物愛護と適正飼育に関する意識の向上を図ります。

- | | |
|-------|-----------------|
| 主な取組み | ○動物愛護・適正飼育意識の啓発 |
|-------|-----------------|

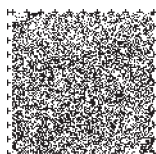


成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動参加人数	人	24,582	24,000	
公害に関する苦情件数	件	168	140以下	

協働の指針

- 地域等で行う環境保全活動や美化活動に積極的に参加します。
- 不法投棄の監視に参加します。
- 公害関係法令を遵守して事業活動を行います。
- 環境保全活動に主体的に取り組みます。
- 自然環境に配慮した開発を行います。



3 美しい景観の形成

施策の現状

美しい景観は、そこに住む人や訪れる人に潤いや安らぎを与えてくれるものであり、暮らしに欠くことのできない要素でもあります。近年では、良好な景観の形成をまちづくりの戦略的な課題として取り組む地域も増えてきています。

本市においては、農地や水辺などの自然環境と調和した街並みや歴史的景観が形成されており、宅地や道路などにおいては、植栽や植樹などを行い景観に配慮しています。

また、平成24（2012）年度に久喜市都市計画マスタープランを策定するとともに、市内12地区で実施していた地区計画*も15地区に増加しています。

さらに、一定の規模を超える建築物等の建築については、華やかな色彩を制限することで、周囲の景観との調和に配慮しています。

施策の課題

近年では、地域ごとの自然環境と街並みが調和した魅力あるまちづくりが求められています。そのため、市民・事業者の理解と協力のもと、地区計画などの手法を活用して、潤いや安らぎのある景観づくりが必要です。

施策の目的

良好な景観の形成を促進するため、久喜市都市計画マスタープランなど各種施策を総合的に推進することにより、美しく潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で魅力ある地域景観の形成を図ります。

施策の内容

（1）良好な景観の保全

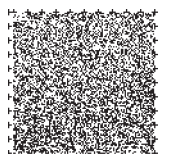
市民の景観意識の高揚を図るとともに、埼玉県景観条例等の情報提供を充実するなど、景観への配慮を促し、自然環境と調和した良好な景観の保全に努めます。

主な取組み ○埼玉県景観条例の促進
○久喜市都市計画マスタープランの推進

（2）特色ある市街地の景観づくり

市民参加による地区まちづくりのルールづくりの推進や地区計画制度の活用等により、特色ある市街地の良好な景観の形成を推進します。

主な取組み ○地区計画制度の推進
○久喜市都市計画マスタープランの推進（再掲）

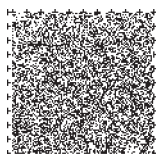


成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
地区計画を定めている地区数	地区	15	15	

協働の指針

- 歴史に関する理解を深め、まちに残された歴史的景観の保全に協力します。
- 周囲の景観に配慮した建物等の建築に努めます。



4 廃棄物処理の充実

施策の現状

本市におけるごみの総排出量は減少傾向にありましたが、平成24（2012）年度以降は横ばいとなっています。

また、ごみ排出量のうち、家庭系のごみについても同様の傾向が見られますが、超高齢社会を迎え、ごみの分別等に対する負担感が増しているという声も聞かれます。

現在、久喜宮代衛生組合では、久喜宮代清掃センター（久喜地区）、菖蒲清掃センター（菖蒲地区）及び八甫清掃センター（栗橋・鷲宮地区）の3センター体制により、ごみ処理を行っています。

し尿については、久喜宮代清掃センター（久喜地区）、北本地区衛生組合（菖蒲地区）及び八甫清掃センター（栗橋・鷲宮地区）において処理しています。

平成29（2017）年に久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、今後は、同計画に基づき、ごみ処理施設の統合を図る予定です。また、し尿処理施設についても、整備・充実を図ります。

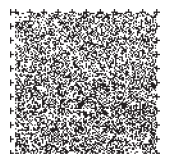
施策の課題

久喜市環境基本計画の理念のもと、一層の減量化・リサイクル等の促進により循環型*社会の形成を目指すため、啓発活動を推進しながら、ごみ処理・減量・リサイクル体制の充実に引き続き取り組んでいく必要があります。

また、3か所の清掃センターは老朽化が進行していることから、安全で安定した廃棄物処理を継続するため、新たな処理施設の整備を推進する必要があります。

施策の目的

幅広い協働により、廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。



施策の内容

(1) ごみ減量化運動の推進

循環型社会の構築のため、従来のリデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に加え、リフューズ（不要なものは受け取らない）、リペア（修理）という概念を加えた「5R」を定着させます。

また、市民、事業者、行政が一体となって行動する「げんりょう化（原料・減量）大作戦」を引き続き展開し、排出抑制・資源化をさらに推進していくことに努めます。

- 主な取組み
- 分別排出の徹底
 - ごみの発生抑制
 - 剪定枝のチップ化・堆肥化
 - ごみ資源化の検討
 - 資源集団回収事業
 - 家庭・事業所での生ごみ処理の促進

(2) ごみの収集・運搬体制の充実

衛生的かつ快適な生活環境を確保するため、環境負荷の少ない適正、安全かつ効率的な収集運搬体制を整備し、高齢化等の社会状況に対応した収集に努めます。

- 主な取組み
- 分別収集の適正化
 - 収集体制の充実

(3) ごみ・し尿処理体制の充実

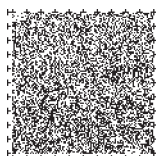
資源循環型の処理体制の充実に努めます。ごみ処理施設については、適正な運転管理を図るとともに、施設の統合を推進します。

また、し尿処理施設の適正な運転管理及び整備・充実に努めます。

- 主な取組み
- ごみ処理施設の適正な運転管理の推進
 - ごみ処理施設の統合
 - し尿処理施設の適正な運転管理の推進
 - し尿処理施設の整備・充実

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
市民一人1日当たりごみ排出量 (資源物を除く)	g	468	415以下	
再生利用率（リサイクル率）	%	31.5	34.6	



協働の指針

- ごみを適正に分別し、ごみの減量化とリサイクルに努めます。
- 資源回収など、地域の活動に進んで参加します。
- 事業者は、廃棄物の排出の抑制と資源化の促進に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理します。

序論

基本構想

基本計画

大綱1

大綱2

大綱3

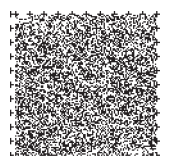
大綱4

大綱5

大綱6

大綱7

資料編



5 地球環境問題への対応

施策の現状

地球温暖化により、地域や国を越えた地球規模での環境問題が深刻化しつつあります。

そのため、地球温暖化防止対策を進め、可能な範囲で温室効果ガス*の排出量を削減していくことが求められています。

本市では、久喜市環境基本計画に基づき、再生可能エネルギー*・省エネルギーを積極的に導入することにより、地球温暖化防止に寄与するとともに、市民の環境保全意識を高める施策に取り組んでいます。

また、市で行う事務事業については、平成28（2016）年度に第2次久喜市環境保全率先実行計画を策定し、環境マネジメントシステム*の運用により、温室効果ガス総排出量削減等の取組みを推進しています。

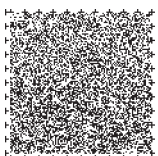
施策の課題

東日本大震災後、原子力発電所の運転停止による火力発電の増加によって、温室効果ガスの排出量が増加している状況から、再生可能エネルギーなどの導入の拡大を図り、地球温暖化への対応を市民との協働のもとに推進し、持続可能な低炭素社会*の形成を進めていく必要があります。

また、省エネルギーのライフスタイル*の定着を進めるため、引き続き意識啓発や情報提供を行っていくことが必要です。

施策の目的

地球温暖化に対する市民意識の向上及びライフスタイルや事業活動において、省資源や省エネルギーを前提とした取組みが定着するように努め、着実に低炭素社会の実現に向けた取組みを推進します。



施策の内容

(1) 地球環境問題に関する意識啓発

地球温暖化による地球環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していくには、国や県、市、市民、事業者がそれぞれの責任を認識し、積極的に環境保全活動に取り組むことが必要なため、意識啓発に努めます。

- | | |
|-------|---|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関等との連携強化 ○アイドリング・ストップ*等の啓発 ○第2次久喜市環境保全率先実行計画の推進 ○再生可能エネルギー・省エネルギーの導入 ○リサイクルの促進 ○緑化の推進 ○自然保護の推進 ○緑のカーテン事業 |
|-------|---|

(2) 再生可能エネルギー・省エネルギー導入の促進

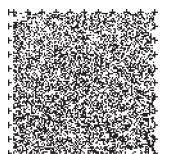
再生可能エネルギー・省エネルギーを積極的に導入することにより、地球温暖化防止に寄与するとともに、市民の環境保全意識を高めるために再生可能エネルギー・省エネルギーの導入を促進します。また、公共施設における再生可能エネルギー・省エネルギーの導入を推進します。

- | | |
|-------|--|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none"> ○第2次久喜市環境保全率先実行計画の推進（再掲） ○再生可能エネルギー・省エネルギーの導入（再掲） |
|-------|--|

(3) 環境マネジメントシステムの運用

市が行う事務事業において排出される温室効果ガスの削減や環境負荷を低減するための計画である第2次久喜市環境保全率先実行計画の目標値等を達成するために、環境マネジメントシステムを運用します。

- | | |
|-------|------------------|
| 主な取組み | ○環境マネジメントシステムの運用 |
|-------|------------------|

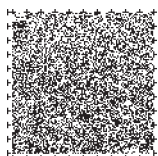


成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
市の事務・事業から排出される温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）	t	11,012	11,746 以下	平成34（2022）年度目標値を平成28（2016）年度現状値と同じ係数で換算すると9,466
設置された住宅用太陽光発電システムの最大出力	kW	3,799	5,950	

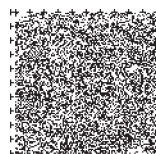
協働の指針

- 自然環境に配慮した省エネルギーと環境に配慮した日常生活を送るよう努めます。
- 事業者は、省エネルギーと環境に配慮した事業活動に努めます。



大綱
3

子どもから高齢者まで、
誰もが健康で安心して暮らせるまち



大綱3 子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち

1 健康づくり・食育の推進

施策の現状

近年、健康や食に対する人々の関心が高いことから、すべての市民の自主的な健康づくりを支援する環境の整備とともに、食をめぐる環境変化や食の多様化に対する食育の推進などが求められています。

国は、健康日本21（第二次）及び第3次食育推進基本計画の中で、ともに健康寿命*の延伸に関する重要性について述べており、特に健康日本21（第二次）では、生活習慣病予防の早期発見、重症化予防を図るとともに、健康格差の縮小などについても着目しています。

本市では、平成24（2012）年3月に策定した久喜市健康増進計画と久喜市食育推進計画を、平成28（2016）年度に第2次久喜市健康増進・食育推進計画として一体的に策定し、食事、運動などの生活習慣を見直す機会の提供、心や体の健康相談、各種保健事業等を実施しています。

さらに、妊産婦や乳幼児、成人の健康診査や予防接種等を実施するとともに、各種健（検）診の受診率の向上に向けた取組みを行っています。

自殺対策は、平成18（2006）年に自殺対策基本法が制定され、平成28（2016）年3月に法改正がなされ、市においても自殺対策計画の策定が義務付けられました。

新型インフルエンザについては、平成21（2009）年の流行を教訓に、国は危機管理法整備を行っており、本市では、平成26（2014）年12月に久喜市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しています。

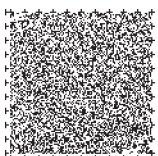
施策の課題

第2次久喜市健康増進・食育推進計画に基づき、保健・医療・福祉の連携により総合的なサービスを提供するとともに、市民や学校、職場など地域における関係機関と連携し、市民の自主的な健康づくりや食育の取組みを支援する事業等の充実に努める必要があります。

また、健康や食に関心が低い方や若い世代に対する情報提供について、より工夫をすることが必要です。

さらに、自殺対策は、精神保健分野の取組みにとどまらず、様々な要因が相互に影響することから、社会の他部門における調整と協力が必要であり、包括的でなければならないとされています。

同様に新型インフルエンザ等の対策についても、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活や経済に及ぼす影響が最小となるよう取り組む必要があることから、庁内で横断的に取り組み、関係機関と連携を図る体制づくりが必要になります。



施策の目的

健康づくりと食育は、市民が豊かな人生を送るために、必要な条件となるものです。市民が主体的に健康づくりと食育の重要性を認識し、健康な身体と心を育むことができるよう、第2次久喜市健康増進・食育推進計画を推進し、健康寿命の延伸を目指します。

自殺対策については、こころの相談事業等の精神保健分野にとどまらず、社会的要因も踏まえ、総合的な対策を推進し、自殺の防止を図ります。

また、感染症対策については、被害の拡大を防止し、市民の健康を維持することを目的に、感染症の発生状況を適宜、正確に情報提供するとともに、発生要因や予防方法等の周知に努めます。

施策の内容

(1) 健康づくりと食育の推進体制の整備

生涯を通して、すべての市民が健康でいきいきと暮らすことができるよう、第2次久喜市健康増進・食育推進計画を推進します。

健康マイレージ*など、市民が継続的に健康づくりに取り組むための環境づくりとして、インセンティブ*を活用した取組みを進めます。

主な取組み ○第2次久喜市健康増進・食育推進計画の推進
○健康づくり・食育推進事業

(2) 各種健（検）診の充実

生活習慣病に関する健康診査やがん検診事業等の充実を図り、生活習慣病の予防や疾病の早期発見を推進します。

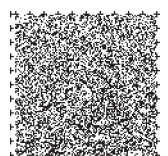
主な取組み ○各種健（検）診事業

(3) 母子保健の充実

妊婦及び乳幼児の健康診査事業や、母子訪問指導事業等の充実を図るとともに、不妊に悩む夫婦の負担を軽減するなど、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

また、子育て世代包括支援センター*事業により、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を提供します。

主な取組み ○妊婦及び乳幼児の健康診査事業
○母子訪問指導事業
○不妊治療への支援
○子育て世代包括支援センター事業



(4) 歯科口腔保健の推進

各ライフステージ*に応じた歯科口腔保健に関する情報提供と正しい知識の普及啓発に努め、むし歯予防や歯周病予防の取組みを推進します。

主な取組み ○歯と口腔の健康づくりの推進

(5) 精神保健と自殺対策の推進

精神保健に関する相談事業及びこころの健康に関する普及啓発事業の充実を図り、市民のこころの健康の保持増進を図るとともに、自殺対策の推進体制の整備に努めます。

主な取組み ○こころの健康相談事業
○自殺対策計画の策定

(6) 感染症対策の推進

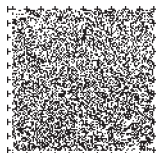
感染症に関する情報提供と正しい知識の普及に努めるとともに、予防接種事業を推進し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止に努めます。

また、久喜市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、庁内の横断的な取組みや各関係機関との連携を図る体制づくりに努めます。

主な取組み ○予防接種事業
○関係機関との連携強化

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
健康づくりに関する事業への参加者数	人	78,399	85,000	
65 歳健康寿命	年	男性 17.55 女性 20.21	男性 17.50 女性 20.25	平成 28 (2016) 年度現状値は、平成 27 (2015) 年埼玉県衛生研究所より算出したもの
がん検診受診者数	人	41,981	49,300	
がん検診精密検査受診率	%	67.2	70.0	
乳幼児健康診査の未受診児に対する状況把握率	%	97.2	100	



協働の指針

- 「自分の健康は自分で作り、守る」ことを第一に考え、主体的に健康づくりや食育に努めます。
- 健康づくりや食育の推進を通じた地域のネットワークを構築し、広げます。
- 健康づくり及び食育について、国・県の月間や週間等を活用した啓発に努めます。

序論

基本構想

基本計画

大綱1

大綱2

大綱3

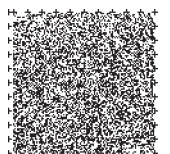
大綱4

大綱5

大綱6

大綱7

資料編



2 地域医療の充実

施策の現状

現在、国では、医療機関の機能分化や役割分担による地域完結型医療*を推進しています。本市においても、限られた医療資源を有効に活用して地域医療を充実するため、市と市民と医療機関等が協働して地域医療を守り育てる地域医療推進事業を実施しています。

また、本市を含む利根保健医療圏においては、地域医療ネットワークシステム「とねっと*」による医療連携を進めています。

市内には、7か所の病院、61か所の一般診療所があり、このうち6か所が救急病院として、また2か所が救急診療所として指定されています。（平成29（2017）年5月末現在）

これら7か所の病院の中には、埼玉県済生会栗橋病院や、新久喜総合病院などの救急医療*や高度医療を担う中核病院があります。さらに、小児の二次救急病院として土屋小児病院などがあり、これらの病院とそれぞれに特徴を持った診療所などが連携を図っています。

施策の課題

今後、高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます増大、高度化していくことが予想され、医療体制の一層の充実が求められます。

このため、市民の医療サービスに対するニーズの高度化・多様化に答えられるよう、関係機関と連携・協力して医療体制の充実を図る必要があります。

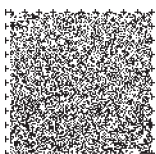
また、市民が住み慣れた地域で豊かに暮らしていくためには、地域医療の充実が欠くことのできない課題であります。そのため、市と市民と医療機関等が相互理解を深め、一体となって地域完結型医療の確立を目指す体制づくりが求められます。

さらに、利根保健医療圏における限られた人材や高度医療機器などの有効活用のためには、地域のかかりつけ医と中核病院が連携して、地域完結型医療を目指すとともに、地域医療ネットワークシステム「とねっと」への参加者数や参加医療機関を増やしていくことが必要です。

施策の目的

安心感のもてる良質かつ適切な医療を地域で受けられるよう、医療機関等の関係機関と連携し、医療体制の充実を図ります。

市と市民と医療機関等が相互理解を深め、一体となり協働して、地域医療を守り育てる地域医療推進事業を実施していくことで、地域医療の充実を図ります。



施策の内容

(1) 地域医療及び地域医療提供体制等の充実

多様化する市民の医療ニーズに対応するよう、関係機関との調整や連携を図るほか、市民が良質で適切な医療を効率的に受けられるよう、限られた医療資源を有効活用する地域完結型医療の推進に努めます。

また、地域医療の一層の充実を図るため、市と市民と医療機関等が一体となり、地域医療の推進に努めます。

- 主な取組み
- 地域完結型医療の推進
 - 市、市民、医療機関等の3者協働による地域医療の推進

(2) 救急医療・災害時医療等の充実

救急医療や災害時医療への対応について、関係機関との連携により、その充実に努めます。また、医療に必要な不可欠な血液製剤の安定供給の確保を図るため、献血の促進を図ります。

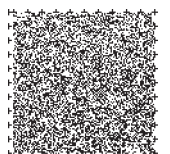
- 主な取組み
- 休日夜間急患診療所の充実
 - 救急医療・災害時医療の充実
 - 献血事業

(3) 医療に関する情報提供の充実

市内の医療機関や休日・夜間の診療体制等の情報を分かりやすく、容易に入手できるように、情報提供の充実に努めます。

また、地域の医療資源を守っていくため、医療制度や救急医療などについて分かりやすく伝える等、啓発に努めます。

- 主な取組み
- 埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム「とねっと」による連携
 - 医療制度などの啓発活動

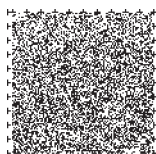


成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
「とねっと」参加申込者数	人	4,945	12,000	
市内医療機関の「とねっと」参加率	%	28.0	35.0	

協働の指針

- かかりつけ医や、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局を持ち、適切な受診や服薬管理などを心がけます。
- 医療機関は、安全で質の高い医療を提供し、相互の連携による効率的な医療を提供します。



3 子育て支援の充実

施策の現状

平成27(2015)年の本市における合計特殊出生率*は1.21と、全国平均の1.45を下回っています。全国的に少子化は進行していますが、その背景には、子育てに対する経済的負担や肉体的・精神的負担などが指摘されています。

また、都市化、核家族化の進行等に伴い生活様式が変化したことで、地域で子育てを支え合う力も低下しているほか、働き方や生活スタイルの変化により、市民の保育ニーズは多様化してきており、地域の実情や利用者の生活実態を十分に踏まえたサービスの提供、子育て支援体制の充実などが求められています。

本市では、多様なニーズに対応する教育・保育施設の整備や、地域子ども・子育て支援事業を推進することで、子育てしやすい環境づくりを進めるとともに、子育て家庭が、気軽に相談できる場の確保や、身近な地域における交流の場を提供することで、子育て家庭の負担の軽減を図っています。

さらに、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、児童館子育て支援センターの整備を進めています。

施策の課題

保育所、認定こども園*等、幼稚園や学校等との連携強化をはじめ、児童福祉関連施設の整備、子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化などに対応した子育て支援施策を進めることが必要となっています。

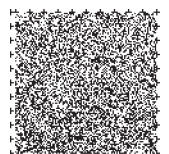
本市では、保育需要の増加傾向が続いており、平成28(2016)年4月の国の調査において待機児童が出るなど、待機児童解消に向けた施策の推進が課題となっています。

このことから、平成27(2015)年3月に策定した久喜市子ども・子育て支援事業計画に基づき、家庭や地域の多様なニーズに対応するための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

さらに、平成26(2014)年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されるなど、子どもの貧困問題に対して、総合的な取組みを推進することが課題となっています。

施策の目的

保育サービスを充実させることや、子どもの居場所をつくることにより、誰もが安心して子育てができる環境づくりと、子育てに関する学習会や交流の場を通じて家庭の育児能力を高めることを目指します。



施策の内容

(1) 子育ての総合的支援

次世代を担う子どもたちが地域の中で、健やかに生まれ育つことができるように、行政はもとより、ボランティアや市民、企業、事業者等の協力も得ながら子育て支援事業の充実に努めます。

また、子どもの貧困対策については、実態把握に努めるとともに、国や県などの関係機関と連携を図りながら、必要な施策を行います。

- 主な取組み
- 久喜市子ども・子育て支援事業計画の推進
 - 子育て支援総合窓口の充実
 - 子育て支援ネットワークづくり
 - 子どもの貧困対策の推進

(2) 様々な保育ニーズへの対応

様々な保育ニーズに対応できるように、延長保育、休日保育、一時預かり保育、病児・病後児保育やアレルギー対応給食の提供等を実施するなど、保育サービスの充実に努めます。

老朽化した施設については、施設の改修等を実施し、安全・安心な保育環境の整備を行います。

- 主な取組み
- 様々な保育ニーズに対応した保育サービスの充実
 - 保育環境の整備・充実

(3) 要保護児童等に対する対策の充実

児童虐待などにより支援を必要とする児童等については、適切な対策が講じられるよう、要保護児童対策地域協議会*を通じて、関係機関と連携を深め、情報の共有化に努めます。

- 主な取組み
- 要保護児童対策地域協議会の運営及び関係機関との連携強化
 - 家庭児童相談室事業

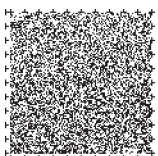
(4) 子育て支援体制の充実

すべての子どもが健やかに成長できるように、相談機能を有する関係機関の連携を強化し、相談業務の充実に努め、子育て家庭における子育ての不安の解消に努めます。

また、放課後児童健全育成事業等の実施により、児童の健全育成を図ります。

子どもが通院や入院したときの医療費を軽減するため、子ども医療費の助成を引き続き実施するなどの経済的支援を行います。

- 主な取組み
- 各種相談事業
 - 放課後児童健全育成事業
 - 子ども医療費支給事業
 - 子育て家庭への経済的支援



(5) 子育て環境の整備

地域子育て支援センターや児童センター等の事業を、民生委員・児童委員や子育てボランティアなどと連携して行い、社会全体で子育て家庭を支えていく地域の形成を目指します。

また、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めるとともに、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用した児童館子育て支援センターの整備を推進し、身近な場所で子育てに関する交流や相談ができる場の充実を図ります。

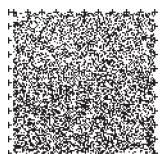
- 主な取組み
- 地域子育て支援センター事業
 - ファミリー・サポート・センター事業
 - 児童センター・児童館事業
 - 児童館子育て支援センターの整備

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
特別保育実施保育所等数	箇所	26	30	
保育所待機児童数	人	13	0	
子育て支援センター利用者数	人	33,995	40,000	

協働の指針

- 次世代を担う子どもたちやその家庭を社会全体で支援することへの理解を深め、それぞれの役割を果たしながら一体となって子育てに取り組みます。
- 事業者は、育児を行う者が働きやすい環境づくりに努めます。



4 高齢者福祉の充実

施策の現状

国では平成37（2025）年を目標に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域における包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム*）の構築を推進しています。

本市においても、年々、高齢化が進行し、介護や支援を必要とする高齢者が増加しており、特に認知症高齢者の増加、介護の重度化や核家族化に伴う家庭介護力の低下などがみられます。

これまで、介護予防の一環として、高齢者を対象にいきいきデイサービス事業*やはつらつ運動教室*など実施しているほか、地域包括支援センター*において、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上事業など自立した生活に向けた支援を行っています。

さらに、介護する家族を対象に、家族介護教室や家族介護用品支給事業を行うとともに、認知症サポーター*の養成や認知症ケアパス*の作成、周知等を行っています。

今後も、介護や支援を必要とする高齢者とその家族等の保健、医療、福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられます。

施策の課題

団塊の世代がすべて75歳に到達する平成37（2025）年には、高齢者人口が飛躍的に増加すると予想されており、介護や支援を必要とする高齢者やその家族への支援、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯への支援の強化が求められています。

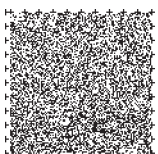
また、高齢者の多くは、住み慣れた地域での生活を望んでいることから、各種の在宅サービスを活用しながら、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域包括ケアシステムを構築することが重要です。

このため、久喜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業を充実させるとともに、高齢者の生きがいつくり、社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組み、地域で支えあう社会づくりを進める必要があります。

施策の目的

高齢者が健康でいきいきと暮らせる社会、また、介護が必要な高齢者や認知症高齢者等が、人格と個性を尊重され、可能な限り住み慣れた地域で暮らせる社会を目指します。

また、元気な高齢者がその能力を生かし、支援を必要とする高齢者等の生活支援を行う地域支え合いの仕組みづくりを進めます。



施策の内容

(1) 高齢者支援体制の整備

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活を送ることができるよう、また、介護が必要な状態になっても、適切な生活支援サービスが切れ目なく提供できるような地域包括ケアシステムの実現を目指します。

また、保健・医療・福祉・介護等の関係機関の連携を強化するとともに、介護保険以外のサービスや地域住民・ボランティアなどによる総合的な生活支援活動も提供できるよう、高齢者を地域全体で支える体制の整備を図ります。

- 主な取組み
- 地域包括支援センター事業
 - 地域密着型サービスの整備・充実
 - 要援護者見守り支援事業*
 - 家族介護者への支援
 - 在宅医療・介護連携推進事業

(2) 高齢者支援サービスの充実

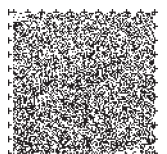
高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、緊急時通報システム*などの福祉サービスの充実、地域包括支援センターなどによる総合相談窓口の強化により、高齢者の生活支援や権利擁護を図ります。

- 主な取組み
- 高齢者福祉サービスの充実
 - 地域包括支援センター事業（再掲）
 - 成年後見制度利用の支援

(3) 介護保険サービスの充実

要介護者の増加、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の増加などに対応できるように、介護保険施設等の基盤を整備し、各種介護保険サービスの充実と質的向上を図ります。

- 主な取組み
- 介護保険施設等の整備促進
 - 地域密着型サービスの整備・充実（再掲）
 - 介護給付の適正化
 - 利用者負担助成事業



(4) 介護予防の推進

高齢者が、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、地域において、健康教育・健康相談、介護予防教室等を行っていくことで、高齢者一人ひとりが、可能な限り、要介護状態にならないよう、生活機能の維持・向上を図ります。

また、認知症の早期発見・早期治療に向けて、認知症の予防や認知症の正しい理解を深めるため、認知症サポーター養成講座や認知症講演会の実施など、認知症の方やその家族を支える仕組みづくりを推進します。

- 主な取組み
- 自立支援デイサービス事業（いきいきデイサービス事業）
 - 高齢者福祉センターの活用
 - 各種介護予防教室の実施
 - 認知症支援体制の推進
 - 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

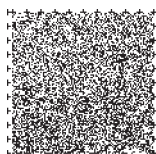
(5) 生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者が地域において生きがいのある生活・社会活動ができるよう、市民ボランティア団体等の活動支援、地域における支え合いの仕組みづくりやコミュニティ*活動などの支援を図ります。

- 主な取組み
- 市民ボランティア団体等の活動支援
 - 地域支え合いの仕組みづくりへの支援

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
介護予防教室等の参加者数	人	24,237	33,500	
地域包括支援センター相談者数	人	23,499	30,000	
いきいきデイサービスの参加者数	人	347	400	
老人クラブ会員数	人	2,945	3,200	
認知症サポーター養成講座新規受講者数	人	1,682	1,650	
介護予防ボランティア（はつらつリーダー）登録者数	人	91	145	



協働の指針

- 自分の健康は自分でつくり、守るという観点に立って健康、生きがいづくりに取り組みます。
- 介護予防事業や地域支え合いの仕組みづくりに積極的に取り組みます。

序論

基本構想

基本計画

大綱1

大綱2

大綱3

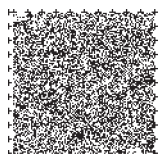
大綱4

大綱5

大綱6

大綱7

資料編



5 障がい者（児）福祉の充実

施策の現状

高齢化の急速な進行、障がいの重度化・重複化、介護者の高齢化など家族形態の変化等により、障がい者（児）を取り巻く環境が変化しています。

本市における身体障害者手帳の交付状況は概ね横ばいで推移していますが、知的障がい者数と精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）者数は年々増加傾向にあります。また、障がい福祉サービス等の対象となる難病の範囲が拡大され、これらの支援の充実も求められています。

国においては、障がい者（児）に係る制度改革が進められており、平成25（2013）年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が、平成28（2016）年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行され、不当な差別的取扱いの禁止と障がいの特性にあわせた合理的配慮の提供が求められています。

こうした国の動向を踏まえ、本市では、手帳の交付や各種相談、各種の支援をはじめ、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや児童福祉法に基づく障がい児支援、障がいの早期発見・早期療育のための保健・医療サービス、さらには障がい者（児）の社会参加や就労促進など、障がい者（児）を取り巻く環境の変化に対応するための様々な施策を推進しています。

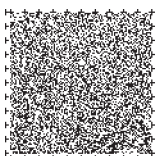
また、平成29（2017）年3月、手話が言語であることを広く社会に周知し、その普及を図るとともに、手話による意思疎通の機会の拡大に向けた取組みを推進するため、久喜市手話言語条例を制定しています。

施策の課題

これらの制度改正に対応するとともに、久喜市障がい者計画及び久喜市障がい福祉計画に基づき、ノーマライゼーション*の理念の一層の浸透、情報提供体制の充実、各種サービスの充実、就労機会の拡大、障がい者虐待の防止、社会参加の促進やバリアフリー*のまちづくりなど、障がい者施策の総合的な推進に努める必要があります。

また、障がい者（児）が安心して地域で暮らしていくためには、住まいや雇用の場の確保や、相談支援体制の充実が重要となっています。特に、重度障がい者（児）については、受け入れ可能な住まいの確保や介護者の負担軽減など、支援の充実が必要です。

さらに、障がい者（児）が安心して地域で暮らしていくためには、障がいの有無に関係なく市民同士が触れ合う機会を増やすことなど、市民の障がいへの理解を深めることが必要です。



施策の目的

障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を送ることができるように努めます。また、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。

施策の内容

（１）自立生活の支援

障がい者（児）の自立を促進するため、必要に応じた支援を提供します。

また、高齢障がい者の増加に対応するため、高齢者施策との整合を図りつつ、生活支援の強化を図ります。

- 主な取組み
- 介護、訓練等給付費事業
 - 自立支援（更生・精神通院）医療費事業
 - 相談支援事業
 - 障がい児通所支援事業
 - 意思疎通支援事業

（２）就労・社会参加の促進

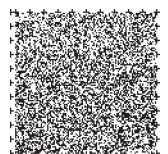
ノーマライゼーションの理念の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、地域で生活できる社会づくりを進めます。

- 主な取組み
- 就労支援事業
 - 自動車改造費助成事業
 - フレンドシップ学級*
 - スポーツ・文化芸術活動の推進

（３）障がい福祉サービスの充実

障がい者（児）が安心して住み慣れた地域や家庭で生活が送れるよう、各種障がい福祉サービスの充実を図ります。

- 主な取組み
- 重度心身障害者医療費給付事業
 - 福祉タクシー利用料助成事業
 - 重度心身障がい者自動車燃料費助成事業



(4) 施設・生活環境の整備

障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心して地域で生活できるよう、公共施設等におけるバリアフリー化や施設整備を進めるとともに、ユニバーサルデザイン*の普及に努めます。

また、障がい者等の要援護者に対する見守り支援の体制づくりを推進します。

- 主な取組み
- 公共施設等のバリアフリー化
 - 民間施設のバリアフリー化の促進
 - おもいやり駐車場制度の拡充
 - 要援護者見守り支援事業*（再掲）

(5) 権利擁護の推進

障がいに対する偏見や差別をなくし、障がいのある人に対する理解を深めるため、各種啓発活動を推進するとともに、虐待を防止するための取組みを進めます。

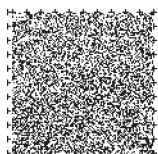
- 主な取組み
- 障害者差別解消法の周知・啓発
 - 成年後見制度利用の支援（再掲）
 - 虐待防止の推進

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
障がい者就労支援事業登録者における障がい者の就労数	人	29	30	
福祉タクシー利用助成や自動車燃料費助成を受けている障がい者の割合	%	78.7	80.0	
居宅介護等サービスを受けている障がい者の数	人	293	320	
日中活動系サービスを受けている障がい者の数	人	957	1,120	
要援護者見守り支援事業のうち障がい者の登録者数	人	610	640	

協働の指針

- 可能な限り、積極的に社会参加をします。
- 障がい者（児）を理解、尊重して、社会参加への支援をします。



6 地域福祉・地域ボランティアの充実

施策の現状

少子高齢化の急速な進行と核家族化が進み、家庭や地域の相互扶助機能の低下、地域のつながりの希薄化により、生活不安の増大や孤立化が進んだことで、孤立死や虐待、ひきこもり、自殺などが社会問題となっています。

このような中、ますます複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつかっていくためには、市民一人ひとりが福祉活動の担い手として各種の活動に自主的、主体的に参加する地域福祉の推進が不可欠となっています。

また、これらの増大する福祉ニーズを踏まえ、国・県においては支援の拡充強化を図るため、福祉関係法令の制定や改正などの取組みが進められています。

本市では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民などが連携し、地域に密着した様々な市民参加型の活動を展開しています。

さらに、高齢者や障がい者などの要援護者に対して適切な支援をするため、要援護者見守り支援事業*を実施し、平成27（2015）年度から要援護者見守り支援台帳システムを導入することで、より適正な情報管理に努めています。

施策の課題

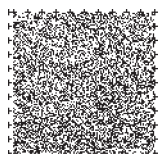
少子高齢化の進行に伴い、援護を必要とする高齢者や障がい者等が増加するなど、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれるため、より多くの人々が地域福祉活動に主体的に参加する仕組み（人づくり、組織づくり）を構築していくことが必要です。

また、既存のボランティア団体の構成員の高齢化が進んだことで、活動が縮小傾向になっています。

さらに、地域のつながりの希薄化により、要援護者見守り支援事業の登録者の減少が見られるだけでなく、要援護者の支援をする地域の支援者の確保が課題となっています。

施策の目的

子どもや高齢者、障がいのある人もない人も、誰もが家庭や住み慣れた地域の中で自分らしくいきいきと安心して暮らせる環境づくりに向けて、地域住民や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体など各種団体との連携、協働を図りながら、地域の支え合いによる地域福祉を推進します。



施策の内容

(1) 福祉意識の醸成

幼児教育、学校教育、生涯教育のそれぞれの分野において、福祉教育を推進するとともに、広報活動及び各種イベントなどあらゆる機会を通じて、福祉意識の醸成を図ります。

- 主な取組み
- 福祉教育の推進
 - 社会福祉協議会との連携、協働

(2) 地域福祉推進組織の活動支援

地域福祉を推進するための中核的役割を担う組織として社会福祉協議会を位置付けるとともに、その活動について支援を行います。

また、社会福祉協議会と一体的に策定した地域福祉計画・地域福祉活動計画を推進しながら、民生委員・児童委員やボランティア、NPO*、地域活動団体等との連携を強化し、日常生活圏域での地域福祉活動の支援を図ります。

- 主な取組み
- 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進
 - 社会福祉協議会への支援
 - 民生委員・児童委員、各種団体及び関係機関等との連携強化

(3) 要援護者の見守り支援

高齢者や障がい者などの要援護者が地域で安心して暮らせるよう、要援護者見守り支援台帳への登録を推進します。

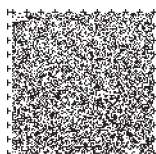
また、地域支援者である区長、民生委員・児童委員、自主防災組織*等と連携し、要援護者が常日頃から見守られ、また、災害時には地域で安否確認などの支援を受けることができる体制づくりを推進します。

- 主な取組み
- 地域支援者等との連携強化

(4) バリアフリー*及びユニバーサルデザイン*の環境整備の推進

埼玉県福祉のまちづくり条例など関係法令に基づき、高齢者や障がい者等誰もが安全で利用しやすいバリアフリー及びユニバーサルデザインを重視した施設整備、道路整備等のまちづくりを推進します。

- 主な取組み
- 公共施設等のバリアフリー化（再掲）
 - 民間施設のバリアフリー化の促進（再掲）

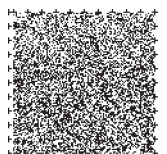


成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
個人ボランティア登録者数	人	352	380	
ボランティア登録団体数	団体	87	88	
要援護者見守り支援台帳登録者数	人	3,859	5,200	
社会福祉協議会会員数	世帯	31,397	32,000	
ふれあい・いきいきサロン設置数	箇所	53	60	

協働の指針

- 地域コミュニティ*（町内会活動等）に積極的に参加します。
- 地域における福祉活動に参加します。
- 地域のネットワークを広げ、要援護者を見守り支援します。
- 地域支え合いの仕組みを活用します。



7 社会保障制度の充実

施策の現状

国民健康保険事業は、国民皆保険の中核的役割を担うとともに、医療のセーフティネットとして国民の健康を支えています。なお、後期高齢者医療制度では75歳以上の高齢者を対象にしています。

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度ですが、保護率は近年増加傾向にあります。

本市では、生活保護の支援対象者に対しては、生活相談や訪問により、各世帯の状況を把握し、自立助長を目標に事業を実施しています。

また、生活保護の相談者については、きめ細かな状況把握を行い、他制度の活用も検討しながら適切な保護決定をしています。

施策の課題

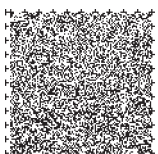
国民健康保険事業は、医療技術の高度化、高齢者の増加による医療費の上昇及び無職や非正規雇用などの低所得者の加入割合の増加などにより、財政運営が厳しくなっています。そのため、医療費の適正化や国民健康保険税の滞納額の圧縮などにより、事業の健全運営に向けた取組みを進める必要があります。

平成30（2018）年度以降、国民健康保険の安定化や効率的な事業運営のため、財政運営の責任主体が埼玉県に移行します。本市も共同の保険者として、保険税の賦課・徴収、窓口業務や保健事業など、市町村が引き続き担うとされる役割を適切に実施していきます。

また、雇用情勢の悪化などの影響もあり、生活保護受給者のうち就職者の割合は低い状況となっています。厳しい雇用情勢が続く中、生活保護受給者に中高年や限定的就労可能者が多くなっていることから、対象者に関する情報や支援方針等を関係機関で共有のうえ、連携して就労を支援する必要があります。

施策の目的

すべての市民の生活・就労支援がなされ、健康で文化的な生活が保障されるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。



施策の内容

(1) 国民健康保険事業の推進

国民健康保険制度の健全な運営のため、特定健康診査の実施や人間ドック・がん検診の助成などを実施し、疾病の早期発見と予防を図ります。

また、レセプト*の内容点検の強化を図り、医療費の適正化に取り組むとともに、国民健康保険税の安定的な確保に努めます。

- 主な取組み ○各種検（健）診の促進
○適正な医療給付
○国民健康保険税の安定的な確保

(2) 高齢者医療制度の円滑な運営

埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者医療制度の円滑な運営を図ります。

- 主な取組み ○高齢者医療制度の円滑な運営

(3) 国民年金制度の啓発

国民年金制度についての理解を促進するため、広報及び年金相談等の啓発を行います。

- 主な取組み ○国民年金制度の啓発活動

(4) 介護保険事業の推進

介護が必要なときに必要なサービスが利用できるよう、居宅サービスや地域密着型サービス等、地域に必要なサービス量の確保に努めます。

また、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図ります。

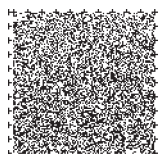
- 主な取組み ○介護保険事業

(5) 生活保護制度の適正な運用

生活保護対象世帯の的確な実態把握に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を推進します。

また、生活保護受給者世帯の自立に向け、相談・指導体制の充実を図ります。

- 主な取組み ○生活保護事業

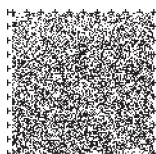


成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
国民健康保険税の滞納額	億円	11.15	10.41以下	
生活保護から自立した世帯数	世帯	40	37	

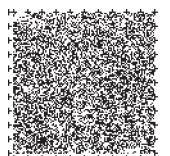
協働の指針

- 生涯を通じた健康づくりを実践します。
- 介護予防事業や地域支援事業に積極的に取り組みます。
- 就業と自立に努めます。



大綱
4

心豊かな人材を育み、
郷土の歴史文化を大切にすまち



大綱4 心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にすまち

1 幼児教育の充実

施策の現状

幼児教育は、一人ひとりの幼児が生きていくための基礎となる力を身に付けられるようにすることが求められています。そのため、幼児の主体的な活動を促すだけでなく、遊びを通じた総合的な指導が重要となっています。また、生涯にわたる人格形成や、「生きる力」の基礎を培うことを重視して教育を進める必要があります。

近年、基本的な生活習慣が身に付いていない、自分の思いを言葉にできないなど、実年齢よりも気持ちが幼い幼児が増加しています。幼稚園での生活において、基本的な生活習慣の習得やコミュニケーション能力、自分で考えて行動する力、気持ちをコントロールする力などの育成を目指し、自立に向けての取組みを推進しています。

施策の課題

幼児教育を推進するため、家庭や地域と連携するだけでなく、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた小学校との連携、教員を対象とした研修の充実、保護者に対しての支援体制の充実、特別支援教育の充実等を図っていくことが課題です。

施策の目的

幼稚園・家庭・小学校・地域が相互に連携しあい、教育環境の整備を図り、幼児期に最もふさわしい教育が展開できることを目的とします。

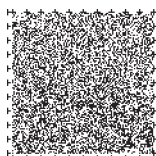
施策の内容

(1) 子どもたちの人間形成の基礎づくりの支援

幼児期は将来を担う子どもたちの基礎づくりの時期であることから、基本的な生活習慣の習得を図り、自分の力で行動する自立心を養う教育を進めます。

また、友だちとの遊びなどを通して、人とのかかわり方を体得したり、自分の気持ちを言葉で表現しながら、コミュニケーション能力を育みます。

- | | |
|-------|--|
| 主な取組み | ○基本的な生活習慣の習得に向けた指導
○食育の推進
○コミュニケーション能力の育成や自立心の育成 |
|-------|--|



(2) 小学校との連携

子どもたちの小学校入学に対する不安を解消するなど、安心して小学校の生活に移行できるよう小学校との連携を図ります。

また、教員間で幼児期から児童期の成長発達を理解し、学びの連続性を踏まえた指導を行います。

さらに、幼児と小学生の異年齢交流体験を通して、緊張感をほぐし、不安を乗り越えていくことでスムーズな移行と成長を促します。

主な取組み ○子どもの交流活動の推進
○教員間の連携強化

(3) 教員の資質・能力の向上

研修の質を高め、様々な分野の理解を深めながら、教員の資質・能力の向上を図ります。

また、若い保護者の特性を知り、子育ての悩みや育児についての指導力を高めていきます。

主な取組み ○教員研修の充実

(4) 保護者への支援体制の充実

保護者が参加できる幼稚園行事や保育活動等の機会をつくります。

また、保護者への支援体制を整え、幼児教育のニーズに対応するために、多様な保育サービスを実施していきます。

さらに、幼稚園と保護者が一体となり子どもを育てているという認識を持つことで、子育ての楽しさに気付き、伸び伸びとした子育てができるよう支援し、子どもの健やかな成長に繋げていきます。

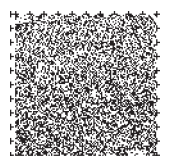
主な取組み ○保護者が参加できる幼稚園行事や保育活動等の充実
○教育時間外の保護者支援
○子育てについての相談の場の提供
○「3つのめばえ*」の活用
○3年保育の検討・実施

(5) 幼稚園と保育所の連携

異なる保育体系の中で、保育内容について共有できる部分を具体的に検討しながら職員間で実践していきます。

また、子どもにとって一日を楽しく生活する幼稚園・保育所としての役割を担い、充実した生活が実現できるよう連携の強化を図ります。

主な取組み ○幼保一体化事業の充実



(6) 特別支援教育の充実

特別な支援を要する幼児の指導に当たっては、教員が幼児の特性を理解し、教育方法についての知識と経験を深めていきます。

保護者や関係機関との連携を図り、計画的、組織的に協力体制や支援体制の充実を図ります。

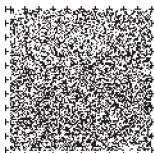
主な取組み ○特別な支援を要する幼児の特性に応じた指導方法の推進
○支援体制の強化

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
幼稚園と小学校の交流活動	回	22	28	

協働の指針

- 家庭における基本的な生活習慣、けじめを身に付けさせます。
- 園施設の維持管理に協力します。
- 地域一体となって幼児の安全対策を進めます。
- 地域の健全な教育環境づくりに協力します。



2 学校教育の充実

施策の現状

少子高齢化、グローバル化*、知識基盤社会*などが急速に進む変化の激しい社会において、子どもたちに学ぶ意欲と確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力、社会性や集団性を育む学校教育を推進していくことが求められています。

本市では、児童生徒の学力向上やいじめ、学校不適應への対応など、きめ細かな指導を行うため、教員の指導力向上に取り組むとともに、心理専門員、スクールソーシャルワーカー*及び適応指導教室*訪問指導員・相談員を配置し、特別支援教育も含めた総合的な相談・支援体制の構築を図っています。

また、すべての小・中学校が、コミュニティ・スクール*として地域や児童生徒の実態等に応じて、学校・家庭・地域が一体となった特色ある教育活動を推進しています。

学校の施設・設備については、安全で快適な教育環境を整えるため、平成27(2015)年度までにすべての校舎や屋内運動場の耐震補強工事を完了し、また、平成28(2016)年度にはすべての小・中学校に空調設備を設置しました。

さらに、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、教育センター及び新たな学校給食センターの整備を推進しています。

施策の課題

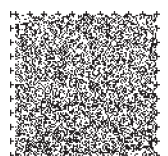
子どもたちが自立し、自らを律しつつ、ともに豊かに生き抜いていくためには、これまでも増して「基礎的・基本的な知識・技能の習得」、「それを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」を養うことが必要です。

学校が核となって家庭や地域との連携を図りながら、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を行うとともに、児童生徒一人ひとりの学びを、「何を知っているか」とどまらず、「何ができるようになるか」に発展させる指導・支援が必要です。

また、人権教育や道徳、社会の変化に対応した教育の充実、食育、心身の健康づくりを推進するとともに、不安や悩み等のストレスを抱える児童生徒や保護者への対応、いじめや不登校といった問題への、教育と福祉の連携した対応が求められています。

さらに、小・中学校の適正規模・適正配置など、今後の望ましい学校のあり方を検討していく必要があります。

施設の整備については、安全で快適な教育環境を確保するため、校舎及び屋内運動場等の非構造部材の耐震化、落下防止対策を進めるとともに、老朽化した施設等の改修が課題となっています。



施策の目的

学校教育においては、学習指導要領*の趣旨を生かし、子どもたちに確かな学力や豊かな人間性、健やかな体を自ら育み、よりよく生きようとする自助の意欲「生きる力」、他者を尊重して、助け合おうとする共助の意欲「絆」、知性や感性といった「情操」の「総合的な人間力」を育むことを目指します。

施策の内容

(1) 学ぶ意欲と確かな学力を育む教育の充実

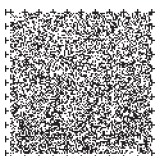
学習指導要領の着実な実施に努め、児童生徒一人ひとりの「学ぶ意欲と確かな学力」の育成に向け、基礎的・基本的な知識・技能を着実に身に付けさせるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力や人間性を育み、主体的に学習に取り組む態度が身に付くよう「楽しく、わかる」授業の充実を図ります。

- 主な取組み
- 学力向上を目指した教育の展開
 - 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた「学びの改革」の推進
 - 小・中学校9年間を一貫した教育の推進
 - 国際社会で活躍できるコミュニケーション能力の育成のための教育の推進
 - 環境・キャリア教育等、多彩な指導の推進
 - 情報通信ネットワークを活用した学習、プログラミング教育、情報モラル*教育の推進
 - 理数系人材の育成

(2) 豊かな人間性を育む教育の充実

多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする「特別の教科 道徳」を要として教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進し、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。また、体験活動等を通して、道徳性や規範意識、社会性を育む教育を推進します。

- 主な取組み
- 道徳教育の充実
 - 体験活動の充実
 - 規律ある態度の育成
 - 読書環境の充実と読書活動の推進
 - 「久喜の子ども、5つの誓い*」の推進



(3) 体力の向上と心身の健康づくりを図る教育の充実

体育の授業を中心とした児童生徒の体力向上を図る教育、学校給食や学校ファーム*の取り組みを通じた食育、基本的な生活習慣を培う学校保健の取り組みを推進します。

- 主な取組み
- 学校体育の充実
 - 生涯にわたる心身の健康保持増進や豊かなスポーツライフを実現する力の育成
 - 食育の推進
 - 学校保健の充実

(4) 学校における人権教育の充実

学校における人権教育の充実を通して、児童生徒の人権意識の高揚に取り組みます。

また、教職員の人権感覚の向上を図るために、指導内容等の工夫・改善に向けた人権教育の研修を実施します。

- 主な取組み
- 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒を育む人権教育推進体制の充実
 - 「人権感覚育成プログラム*」の普及・活用
 - 人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善

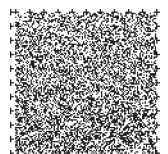
(5) 自立する力を育む教育の充実

様々な体験を通して、子どもたちに可能性に挑戦するために必要な力を育みます。将来の自分の姿をしっかりと考え、夢の実現に向けて「どのような力を身に付けていけばよいのか」を考えることができるよう、学校・地域・事業所が一体となって支援します。そのために、学校や学級内の人間関係を整えるとともに、児童生徒の自己を見つめ考えることを大切にしたい生徒指導体制を確立します。

また、各種相談員等を配置し、学校と連携しながら、保護者からの要請に応じて、教育的支援を必要とする子どもや保護者を支援する体制を整えます。

さらに、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、教育センターを整備し、就学相談や発達相談、教職員研修等の充実を図るとともに、児童館子育て支援センターが併せて整備される利点を生かし、乳幼児期から学齢期までの子育てや発達に関する相談・支援体制について、一元的な対応を推進します。

- 主な取組み
- 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要な力の育成
 - 生き方教育としての進路指導・キャリア教育の充実
 - 相談・指導体制の充実
 - いじめ、不登校、非行・問題行動の防止対策の推進
 - インクルーシブ教育体制*の整備・充実
 - 就学支援・相談の充実
 - 日本語指導の推進
 - 教育センターの整備



(6) 安全教育の充実

子どもたちが災害時に危険を予測し回避するために、子どもたちへの安全教育を進め、主体的に行動できるようにするとともに、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進します。

- 主な取組み
- 児童生徒の危機回避能力の育成
 - 交通安全教育の充実
 - 学校の危機管理体制の整備・充実
 - 防災に係る教職員の研修の実施

(7) 教職員の資質・能力の向上

教職員の経験年数や専門性に応じた適切な研修を計画的に実施します。また、研修の質を高め、教職員の指導力と使命感の向上を図ります。

さらに、「教職員評価システム*」を活用し、教職員の人事管理や資質・能力の向上に取り組みます。

- 主な取組み
- 教職員研修の充実
 - 校内研修の活性化の指導・支援
 - 「教職員評価システム」の活用
 - 教職員の健康管理・メンタルヘルス*の推進

(8) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

市内小・中学校に設置した学校運営協議会*制度（コミュニティ・スクール）を活用し、学校と保護者や地域住民が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、ともに協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

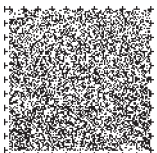
- 主な取組み
- 学校運営協議会の活動の充実
 - 学校応援団*の充実
 - 学校・家庭・地域の連携強化による学校マネジメントの推進

(9) 安全の確保

小・中学校への不審者の侵入による被害を防ぐために、小学校安全監視員*の配置や防犯カメラ設置をするとともに、下校時の児童生徒への安全対策として市職員による通学路巡回パトロールを実施します。

また、防災行政無線による定時チャイム直後に帰宅を呼びかける放送を実施し、児童生徒の安全確保に努めます。

- 主な取組み
- 防犯対策の充実
 - 交通安全対策の充実
 - 施設・設備の安全対策の実施
 - 小・中学校等放射線量測定の実施



(10) 学校の適正規模・適正配置の推進

本市における児童生徒数は、ピーク時の半数近くに減少し、小・中学校の小規模化が進んでいます。学校の小規模化は、子どもたちを取り巻く教育環境に様々な影響を及ぼし、教育活動や学校運営に課題が生じることが懸念されることから、小・中学校の適正規模・適正配置を進めます。

主な取組み ○学校の適正規模・適正配置の推進

(11) 学校施設・設備の整備・充実

安全で快適な教育環境を確保するため、校舎及び屋内運動場等の非構造部材の耐震化、落下防止対策を行うとともに、老朽化した施設の計画的な改修や校庭の遊具等の点検及び修繕を実施します。

また、教育活動に必要な教材及び情報機器の整備充実や、タブレット端末等の有効活用を図るとともに、情報セキュリティの確保に努めます。

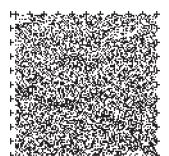
主な取組み ○学校施設の非構造部材の耐震化の推進
○学校施設の計画的な改修
○学校 ICT*、教育情報ネットワークの活用
○学校教材・備品の計画的な整備
○学校図書館の充実

(12) 学校給食の充実

児童生徒の健全な発達に資するための栄養バランスの取れた、安全・安心な学校給食を提供するとともに、地産地消を推進するなど、良質で安全な食材の確保に努めます。

また、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、市内全ての児童生徒に給食を提供するため、新たな学校給食センターを整備します。

主な取組み ○新たな学校給食センターの整備
○安全・安心な学校給食の提供
○食育の推進
○学校給食の衛生管理の徹底
○学校給食食材の放射性物質検査の実施

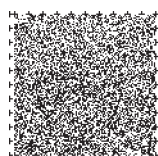


成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
校舎及び屋内運動場等の非構造部材の落下防止対策をした施設数	施設	3	37	
地元農産物を取り入れた学校給食食材の割合	%	15.2	17.0	
1日1回は読書をしている児童生徒の割合	%	小学校 83.1 中学校 71.7	小学校 95.0 中学校 90.0	
「学校が好きだ」と考えている児童生徒の割合	%	小学校 91.2 中学校 92.0	小学校 92.0 中学校 92.0	
新体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク（ABC）の児童生徒の割合	%	小学校 85.6 中学校 86.2	小学校 90.0 中学校 90.0	
毎日朝食を食べている児童生徒の割合	%	小学校 96.5 中学校 95.4	小学校 100 中学校 100	

協働の指針

- 子どもたちの地域教育、家庭教育に努めるとともに、学校教育に協力します。
- 地域での見守り活動に協力します。
- 家庭や地域において子どもの食に関する関心と理解を深め、健全な食習慣の形成に努めます。



3 高等教育機関との連携

施策の現状

人口構造や社会経済情勢の変化及び多様化する市民ニーズに的確に対応するため、行政課題は、高度化・複雑化・専門化しています。

一方、高等教育機関においては、教育ニーズの多様化、少子化による教育市場の縮小などの環境の変化に対応する必要があります。

本市では、大学等から市民大学に講師として教授等を招くなど、市民の生涯学習活動を中心に、高等教育機関と連携しています。

また、平成28(2016)年3月に、久喜市と平成国際大学との連携に関する基本協定を締結しました。これにより、本市と大学が包括的な連携のもと、教育、産業、防災、福祉、まちづくり等の様々な分野で、地域の活性化に取り組んでいます。

施策の課題

団塊の世代を中心として生涯学習活動に対する需要が増加していることから、高等教育機関が地域社会の教育・学習機関として活用されるよう、より一層の連携が求められています。

さらに、高等教育機関の持つ優れた学術研究機能を地域の活性化やまちづくりに活用することが必要です。

施策の目的

高等教育機関との連携を促進し、その知的資源等を活用することにより、地域を活性化させます。

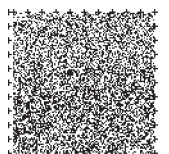
施策の内容

(1) 高等教育機関との連携

高等教育機関と市民の生涯学習との連携を進めます。

さらに、高等教育機関の持つ知的資源を活用した、産業振興に向けた産学官連携を促進します。

- | | |
|-------|-------------|
| 主な取組み | ○生涯学習との連携促進 |
| | ○産学官との連携強化 |



(2) 学生との交流促進と地域の活性化

学生と地域との交流促進や高等教育機関の人材の活用を図るなど、大学等との連携による地域の活性化を推進します。

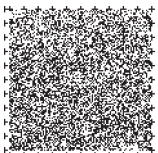
- 主な取組み
- 学生と地域との交流促進
 - 高等教育機関の人材活用

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
高等教育機関と民間事業所の連携事業数	事業	0	1	
市と高等教育機関の連携事業数	事業	15	20	

協働の指針

○高等教育機関との連携事業に関心を持ち、イベントなどに積極的に参加します。



4 青少年の健全育成

施策の現状

近年、少子化、核家族化の進行による生活様式や意識の変化から、地域社会における人間関係の希薄化が指摘されています。

このような中、青少年の社会的自立の遅れや地域でのふれあい体験が不足していることに起因する凶悪事件やいじめ問題が発生し、また、インターネットやスマートフォンから不適切な情報を得やすい環境になっているなど、青少年を取り巻く環境には、多岐にわたる課題があげられます。

本市では、警察、学校、青少年健全育成団体等で構成する青少年問題協議会を組織し、青少年を取り巻く環境の共通認識を図っています。

また、市内各地区にある青少年健全育成を目的とする団体を中心に、青少年非行防止パトロールや有害広告物の撤去、青少年健全育成事業の実施など、青少年を取り巻く環境づくりにより地域ぐるみで取り組んでいます。

施策の課題

家庭・学校・地域など社会全体が連携し、青少年の成長を支え、見守り続ける体制が必要となっています。

そのためには、人材・情報等のネットワーク化を図り、協働で取り組むことができる体制をつくる必要があります。

施策の目的

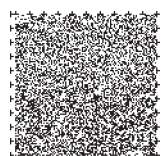
健やかで社会的に自立した心豊かな青少年の育成のため、家庭・学校・地域が見守る社会、地域の中での体験活動や世代間交流が活発に行われ、子どもたちの人間性や社会性が育まれる社会づくりを目指します。

施策の内容

(1) 青少年の活動促進

青少年の自主性や社会性を育むため、各種青少年健全育成事業に関する情報を適切に発信し、青少年の社会参加を促進します。

主な取組み ○青少年の社会参加への促進



(2) 青少年団体の活動支援

青少年の社会参加を促進するため、各地区の青少年健全育成団体の活動を支援します。

主な取組み ○青少年団体の活動支援

(3) 青少年を取り巻く環境の浄化

地域、警察、青少年健全育成団体等と連携して、青少年非行防止パトロールの実施をはじめ、有害広告物の撤去など、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。

主な取組み ○地域や関係機関等との連携強化
○青少年非行防止パトロールの実施

(4) 青少年を支える体制づくり

青少年問題協議会を定期的で開催し、青少年を取り巻く環境の共通認識を図ります。また、新規の青少年相談員の確保を図ります。

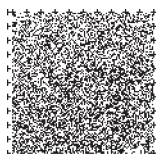
主な取組み ○青少年を支える意識の啓発活動
○青少年相談員の確保

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
青少年相談員の人数	人	8	12	
青少年健全育成団体事業に参加する児童・生徒数	人	774	800	

協働の指針

- 地域での青少年健全育成に努めます。
- 青少年健全育成に向けた環境づくりを進めます。
- 青少年健全育成のため未成年者へのたばこ・酒等の販売をしません



5 人権教育の推進

施策の現状

21世紀は、「人権の世紀」と言われているにもかかわらず、現在においても同和問題をはじめ、女性や子ども、障がい者、高齢者、外国人などに対する様々な人権問題が発生しています。

本市では、人権教育研修会や講座の開催、啓発冊子の作成・配布、人権教育ビデオの貸し出し、教育集会所事業等を実施し、広く人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を目指すとともに、人権問題の解決のための人権教育事業を積極的に推進しています。

施策の課題

人権教育を推進するためには、学校、家庭、地域、企業などを対象とし、多くの市民参加のもとで、より効果的に人権意識を高めるための事業を展開する必要があります。

施策の目的

市民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権問題の解決に主体的に取り組めるよう人権教育を推進します。

施策の内容

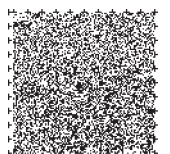
(1) PTA・児童生徒・教職員に対する人権教育の推進

幼稚園・小学校・中学校のPTA等を対象とした人権教育研修会を開催するとともに、各種啓発事業を展開することにより、広く人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消に役立て、人権意識の高揚に努めます。

また、児童生徒の人権感覚を培うための人権教育を実践していきます。

さらに、教職員の人権意識を高めるための研修等を行います。

- | | |
|-------|------------------|
| 主な取組み | ○PTA等への人権教育研修の開催 |
| | ○児童生徒への人権教育の充実 |
| | ○教職員への人権教育研修の開催 |



(2) 家庭・地域における人権教育の推進

広報紙に人権に係わる啓発文を掲載し、人権意識の高揚に努めます。

また、教育集会所の整備充実に努めるとともに、教育集会所事業の内容を充実させ、地域住民の人権意識の高揚、地域住民相互の交流を図ります。

- 主な取組み
- 人権教育事業の推進
 - 教育集会所の整備充実
 - 教育集会所事業の充実

(3) 企業・事業者に対する人権教育の推進

企業・事業者を対象とした人権教育講座を開催するとともに、各種の啓発事業等を推進することにより、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚、差別意識の解消を図ります。

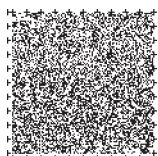
- 主な取組み
- 人権教育講座の開催
 - 人権教育指導者の養成

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
PTA 人権教育研修会の開催数	回	4	4	
野久喜集会所事業参加者数	人	1,284	1,580	
内下集会所事業参加者数	人	382	490	
社会人権教育指導者養成講座の参加者数	人	312	325	

協働の指針

- 基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努め、学習機会に参加します。
- 人権尊重の意識を高め、日常生活に生かします。
- 事業者は、事業所内での人権学習、人権啓発を実践し、雇用や待遇による差別を撤廃します。



6 生涯学習の推進

施策の現状

近年、社会の成熟化や国際化、情報化、高齢化等が進展したことに伴い、心の豊かさや生きがいなどを求めて、人々の学習ニーズは増大するなど、生涯学習に関する関心は高まりを見せています。

本市では、平成25（2013）年度に久喜市生涯学習推進計画を策定し、同計画に基づいて、公民館、図書館などの施設において、各年齢層に応じた様々な講座・教室・講演会を開催しています。

また、生涯学習やボランティア活動を通じて地域コミュニティ*づくりの担い手及び指導者・リーダーを育成する久喜市市民大学事業、社会参加による生きがいを高めるための久喜市高齢者大学事業、学校・家庭・地域が連携して実施する放課後子ども教室事業などを推進するとともに、学習情報の提供、広報・啓発活動、社会教育団体の育成等に努めています。

さらに、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、生涯学習センター及びこども図書館の整備を推進しています。

施策の課題

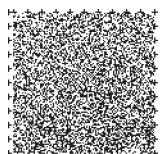
生涯学習の実施にあたっては、様々な学習機会の提供とともに、身近な地域での講師の確保や学習成果を生かす環境づくりが必要です。さらに、学校・家庭・地域の連携・協力とともに、家庭及び地域の教育力の向上が求められています。

このため、公民館、図書館など社会教育施設の設備や運営面での充実を図るとともに、市民の学習ニーズを的確に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成等を行います。

また、市民大学・高齢者大学の講座の充実、生涯学習推進大会の工夫、放課後子ども教室の充実など、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

施策の目的

学びたい人がだれでも、いつでも、どこでも、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる社会づくりに努めます。



施策の内容

(1) 多彩な生涯学習機会の提供

市民大学・高齢者大学の講座内容の充実や生涯学習出前講座・生涯学習人材バンク*の活用等、様々なニーズにあった学習機会を提供します。

生涯学習センターでは、生涯学習の中核を担う施設として、市民の学習や文化芸術活動を支援するとともに、幅広い事業展開や文化芸術・生涯学習の総合的な情報の収集・提供機能の充実を図ります。

また、生涯学習情報紙の発行により、生涯学習に関する情報の提供を行います。

さらに、生涯学習研修大会（まなびすとフォーラム）や生涯学習推進大会（まなびすと久喜）を支援して、日ごろの成果を発表する機会等を提供することで、各団体の活動の活性化を図るとともに、市民の生涯学習への参加の動機付けをします。

- | | |
|-------|--|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none">○生涯学習の機会の充実○市民大学・高齢者大学の充実○生涯学習情報の収集と提供○生涯学習研修大会や生涯学習推進大会への支援○生涯学習活動団体の活性化の促進 |
|-------|--|

(2) 保護者の交流機会の提供・支援

PTA活動が保護者同士の交流の場ともなるよう、保護者に企画運営を委ねた家庭教育学級*の開催を支援します。

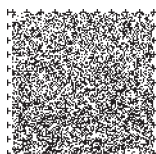
また、子育て支援の講演会等の開催及びスポーツ活動、料理講習会、手芸講習会等の開催を通して、情報提供と交流の場の充実を図ります。

- | | |
|-------|---|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none">○子育てについての意見交換の場の充実○各種講演会等の充実 |
|-------|---|

(3) 生涯学習環境の整備・充実

生涯学習関連施設が利用しやすいものとなるよう、施設の適切な維持管理や計画的な改修により、利用者の利便性や快適性・安全性を確保します。また、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、生涯学習センターの整備を推進します。

- | | |
|-------|---|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none">○生涯学習施設の建物及び設備の整備・充実○生涯学習施設の利用促進○生涯学習センターの整備・充実 |
|-------|---|



(4) 公民館活動の充実

生涯学習の推進のため、公民館の適正配置、各公民館の環境整備と市民が利用しやすい管理運営の充実を図り、市民の自主的学習活動の支援及び活動の場を提供します。

さらに、特色のある公民館事業を展開するため、公民館運営委員と連携を図り、市民や地域のニーズに応じた公民館活動の充実を図ります。

また、市民が安全で快適に利用できる学習環境の充実を図るため、公民館の計画的な修繕・改修等を行います。

- 主な取組み
- 公民館事業の充実
 - 公民館運営の充実
 - 公民館の適正配置の検討

(5) 図書館サービスの充実

久喜市図書館サービス基本計画に則った図書館サービスを推進するため、既設の図書館、公民館図書室の充実を図るとともに、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、こども図書館の整備を推進します。

さらに、市民の多種多様な学習情報のニーズに応え、市民の学習活動や、地域連携を支援する図書館として、質の高い図書館サービスの提供を図るとともに、久喜市子ども読書活動推進計画に則った読書活動を推進します。

- 主な取組み
- 久喜市図書館サービス基本計画の推進
 - 久喜市子ども読書活動推進計画の推進
 - こども図書館の整備
 - 図書館施設の充実

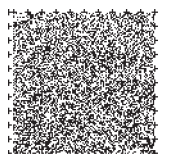
(6) 市民大学・高齢者大学の充実

市民大学では、市内4地区で講座を設定し入学者を増やすことで、地域コミュニティづくりの担い手及び指導者・リーダーを育成します。

また、高齢者大学では、趣味活動や社会参加による生きがいを高めるよう、講座等の検討や見直しを行います。

さらに、市民大学・高齢者大学生や卒業生に対し、市の附属機関や地域活動への参加を促し、地域コミュニティづくりの支援に努めます。

- 主な取組み
- 市民大学の充実（再掲）
 - 高齢者大学の充実（再掲）



(7) 放課後子ども教室の推進

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちに安全・安心な活動拠点として、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。

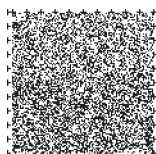
- 主な取組み
- 放課後子ども教室の推進
 - 放課後子ども総合プランの推進

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
生涯学習関連の講座・教室の参加者数	人	14,452	14,600	
生涯学習人材バンク登録者数	人	221	225	
家庭教育学級の参加数 (小・中学校PTA等)	学級	30	40	
生涯学習センター利用者数	人	-	102,000	
公民館利用者数	人	387,090	381,000	
人口一人当たりの図書の出冊数	冊	4.94	5.43	

協働の指針

- 学びを通じて現在の市の現状と問題を知り、その学んだ成果をまちづくりに生かします。
- ボランティアとして自己の持つ技能・知識を生かして、学校現場等で子どもたちに学校では学べないことを教え伝えます。



7 歴史・文化の継承と活用

施策の現状

文化芸術には楽しさや感動、精神的な安らぎを感じさせ、人生を豊かにする働きがあり、市民は、このような文化芸術に触れ、自らがその創造に参加したいという欲求を持っています。そのため本市では、各地区で開催される自主的な市民文化祭のほかに、日常の文化芸術活動の成果として展示会や発表会といった「発表の場」を提供するとともに、優れた文化芸術鑑賞の機会も広く提供しています。

また、市内には、国・県・市指定文化財が97件（平成28（2016）年度末現在）存在し、埋蔵文化財包蔵地も120か所以上あるなど、貴重な文化財を数多く有しています。これらの誇るべき文化財の保存・継承に取り組むとともに、正しい情報を積極的に発信しています。

施策の課題

各地区の様々な文化芸術事業は区内住民の参加が多い傾向にあることから、地区固有の文化芸術活動を尊重しながら、各地区間同士の情報交換や人的交流を促進していく必要があります。

また、各種文化財の調査や指定文化財の保護と活用を推進していくとともに、これらの活動で得られた情報は、できる限り市民に公開していく必要があります。

施策の目的

多様な文化芸術活動を支援するとともに、市民が文化芸術に触れることができる機会の充実を図ります。

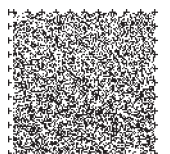
また、市内の貴重な文化財を未来に継承するとともに、地域の活性化に役立てます。

施策の内容

（1）文化芸術団体の育成・支援

文化芸術活動を日常的に行っている団体の規模や実情にあわせた育成、支援を行うとともに、より一層の文化活動を促進させるため、各地区の文化団体連合会等の統合に向けて情報提供や連携、協力を行います。

- 主な取組み
- 文化芸術団体の活動支援及び育成
 - 文化団体連合会等の統合に向けた協力・支援



(2) 文化芸術活動等の充実

豊かな文化芸術の発展を目指して、様々な文化振興事業を開催し、団体及び個人の成果を発表する場の提供と文化芸術鑑賞の機会の提供を併せて行っていきます。

また、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、市民ギャラリーの整備を推進します。

- 主な取組み
- 文化芸術活動の成果発表及び鑑賞する機会の充実
 - 市民ギャラリーの設置
 - 文化芸術活動の情報提供

(3) 地域文化資源の発掘

市内の歴史的な地域文化資源や本市にゆかりのある人物についての調査で得られた貴重な成果は刊行物として発行して、市民や市外の関係者等も利用できるようにします。

また、インターネットの普及に伴い、これらの刊行物を市のホームページでも利用できるようにしていきます。

- 主な取組み
- 調査報告書の刊行
 - 歴史的な地域文化資源の情報の発信
 - 市史編さんの検討

(4) 文化財の保存・継承

所有者や保存会等と協力しながら、指定文化財の保護や後継者育成・伝承活動に取り組みます。

また、違法な開発によって貴重な埋蔵文化財が消滅することのないように、関係機関と連携して埋蔵文化財包蔵地の保存に取り組みます。

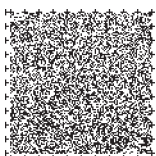
- 主な取組み
- 指定文化財の保護活動への支援
 - 埋蔵文化財包蔵地の適切な保存
 - 指定無形民俗文化財の後継者育成・伝承活動への支援

(5) 文化財の活用

市民自らが郷土の歴史や文化を再発見・再認識できるようにするため、絶えず指定文化財に関する情報を発信していきます。

また、郷土に対する愛着心を醸成するため、市内の誇るべき文化財についての講座を開催します。

- 主な取組み
- 指定文化財に関する情報の発信
 - 指定文化財の説明板の整備
 - 「歴史文化基本構想」策定の検討



(6) 郷土資料館の充実

所蔵資料を活用するために、展示や講座等での利用だけにとどまらず、所蔵資料の情報を積極的に市民に発信していきます。

また、市民の学びの場として人が集う館運営を念頭に、生涯学習や学校教育を積極的に支援します。

- 主な取組み
- 展示の実施等による所蔵資料の活用
 - 市の歴史を紹介する講座の開催等

(7) 本多静六博士の顕彰

日本で最初の林学博士であり、「日本の公園の父」と称される郷土の偉人本多静六博士の顕彰を推進するとともに、積極的な情報発信を行います。

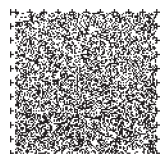
- 主な取組み
- 本多静六博士の顕彰
 - 本多静六記念館の充実

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
久喜市美術展出品者数	人	379	450	
久喜市美術展入場者数	人	2,135	2,800	
市民芸術祭入場者数	人	911	800	
吹奏楽フェスティバル入場者数	人	1,968	2,100	
街かどコンサートの実施回数	回	7	8	
郷土伝統芸能後継者育成活動の実施回数	回	377	380	
郷土資料館の入館者数	人	7,766	7,900	

協働の指針

- 文化芸術に関心をもち、講演や学習会、その他市民活動に積極的に参加します。
- 地域における文化芸術活動の振興、地域間の文化交流に努めます。
- 文化財の地域での保存・管理に協力します。
- 指定文化財の保存会等が自ら行う後継者育成や伝承活動に協力します。



8 スポーツ・レクリエーション活動の充実

施策の現状

スポーツ・レクリエーション活動は市民の健康や体力づくり、趣味等のために役立つ手段だけではなく、豊かで活気に満ちた地域社会の形成に重要な役割を担っています。

平成23（2011）年にスポーツ振興法を全面的に改正したスポーツ基本法により、スポーツに関する国及び地方公共団体の責務が定められました。本市では、平成28（2016）年度に久喜市スポーツ推進計画を定め、同計画に基づきスポーツを推進しています。

市内の総合運動公園、体育センター、プールなどのスポーツ施設や学校体育施設は、体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会の加盟団体をはじめとする様々な団体や市民のスポーツ・レクリエーション活動の場となっています。

また、久喜マラソン大会や地区体育祭などの開催により、スポーツ・レクリエーションを通じた市民交流も活発に行われています。

施策の課題

スポーツの機会の提供や競技力の向上が課題となっており、課題解決のためには、市民が参加しやすいスポーツ大会等の開催や地域におけるスポーツ振興の拠点としての機能を有する、総合型地域スポーツクラブ*の育成が求められています。

施策の目的

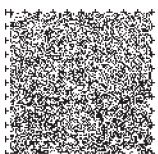
スポーツへの多様な関わり方や地域のスポーツクラブ・スポーツ指導者などに支えられ、生涯にわたって多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことにより、健康の保持・増進が図られ、明るく活気に満ちた社会の形成を目指します。

施策の内容

（1）スポーツ・レクリエーション施設の充実

市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ場として、社会体育施設や学校体育施設の充実を図ります。

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 主な取組み | ○社会体育施設の充実
○学校体育施設の利用の促進 |
|-------|-----------------------------|



(2) スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実

市民の健康づくりや体力の向上に資するため、各種の大会、教室等を開催するとともに、地域における指導者を育成し、スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実を図ります。

- 主な取組み
- スポーツ・レクリエーション大会・教室等の充実
 - スポーツ・レクリエーションに関する情報収集と広報活動の充実
 - 地域における指導者の資質の向上

(3) スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民交流の促進

スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民交流を促進するため、多くの市民が参加できる久喜マラソン大会や地区体育祭等を開催します。

- 主な取組み
- 久喜マラソン大会の開催
 - 地区体育祭の開催
 - 多くの市民が参加できるスポーツ大会等の開催

(4) スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援

市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりを推進するため、スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援を図ります。

また、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの創設を支援します。

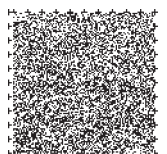
- 主な取組み
- スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援
 - 総合型地域スポーツクラブの創設支援

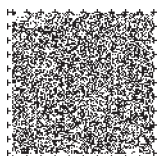
成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
社会体育施設利用者数	人	277,422	281,000	
学校体育施設利用者数	人	215,514	216,000	
スポーツ・レクリエーション大会、教室等参加者数	人	19,712	19,800	

協働の指針

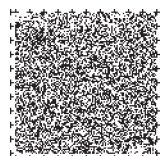
- スポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加し、自らが健康で活力に満ちた生活を送ることを心がけます。
- スポーツ・レクリエーション活動に関する企画・立案に積極的に参加します。





大綱
5

安全で調和のとれた住みよい快適なまち



大綱5 安全で調和のとれた住みよい快適なまち

1 都市機能の整備

施策の現状

本市は、JR宇都宮線、東武伊勢崎線、東武日光線などが乗り入れる5つの駅や東北道の久喜インターチェンジ、圏央道の久喜白岡ジャンクション、白岡菫蒲インターチェンジなどを有し、交通体系に恵まれています。

また、本市の都市計画区域は、全市域82.4km²であり、その約24%にあたる19.7km²が市街化区域、約76%にあたる62.7km²が市街化調整区域となっています。

市街地では、良好な住宅地が形成され、公園・緑地等が整備されるなど安全性や快適性を確保するとともに、本市の立地特性を生かした土地利用の転換が図られてきました。

また、本市の交通の利便性を生かし、久喜菫蒲工業団地や清久工業団地、菫蒲南部産業団地など工業・流通業務の土地利用が図られてきました。

施策の課題

本市の特長である恵まれた田園環境が保全され、良好な生活環境が将来にわたり維持されるよう、長期的視点に立った土地利用計画の策定が必要であり、駅周辺地域の整備、圏央道のインターチェンジやジャンクション周辺、幹線道路沿線など、交通条件の良い地域において、計画的な土地利用を推進することが必要です。

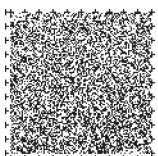
また、市街地内の未利用地については、土地の有効活用を図るため、定住を促進するための計画的な土地利用が求められています。

住宅については、良質な住宅の供給促進と快適な住環境の整備が求められ、若年人口の定住促進を図るために、民間を含めた多彩な住宅施策を実施していくことが必要です。

なお、今後、空き家等は増加が見込まれることから、適正管理を推進するとともに、効果的な活用を検討する必要があります。

施策の目的

交通の利便性を生かした産業系の土地利用の推進に努めるとともに、あらゆる世代に適応する住みやすい居住環境の形成を促進し、調和のとれた住空間・都市空間づくりと市街地整備に努めます。



施策の内容

(1) 計画的なまちづくりの推進

本市の特性や社会経済情勢などの変化に応じた土地利用を図るとともに、久喜市都市計画マスタープランを推進します。

主な取組み ○久喜市都市計画マスタープランの推進（再掲）

(2) 総合的な土地利用の推進

適正かつ効率的な土地利用を図るため、将来土地利用構想に則した、地区整備を推進します。

主な取組み ○久喜市都市計画マスタープランの推進（再掲）

(3) 中心市街地整備の推進

地域の調和ある発展と利便性向上を図るため、未整備の駅前広場等、駅周辺地域の整備を推進します。

また、整備済みの駅前広場は、利用しやすく親しまれる魅力ある空間となるよう、適正な維持管理と更新に努めます。

主な取組み ○駅周辺地域の整備事業等
○既存駅前広場の適正な維持管理

(4) 住環境の整備や改善

多様化する市民生活に対応した住環境を確保し、また、市民の定住促進を図るとともに、住環境の整備や改善を推進します。

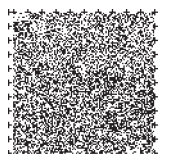
さらに、計画的な市街地整備を進めるとともに、個性豊かで快適な都市づくりを図るため、地域住民の理解を得ながら、各地域の特性に応じた地区計画*の積極的な活用を推進します。空き家等については、適正管理の推進や活用の促進を図ります。

主な取組み ○栗橋駅西土地区画整理事業
○地区計画制度の活用
○空き家等の適正管理の推進及び活用の促進

(5) 市営住宅の計画的な維持管理

既存市営住宅の計画的な維持管理に努めるとともに、その在り方について見直します。

主な取組み ○市営住宅の計画的な維持管理

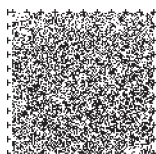


成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
市街化区域の面整備率	%	61.2	61.5	

協働の指針

- 市の土地利用方針を理解し、住宅・住空間の整備に協力します。
- 事業者は、良質な宅地と安全で快適な住宅の供給に努めます。
- 空き家等の適正管理と活用に努めます。



2 道路・公共交通の整備・充実

施策の現状

市内には、国道4号、122号及び125号並びに主要地方道さいたま栗橋線、川越栗橋線及び春日部久喜線などの広域幹線道路があります。本市では、幹線道路や都市計画道路と生活道路を区分し、各地域の特性を生かした整備に取り組んでいます。

また、東北道の久喜インターチェンジ、圏央道の久喜白岡ジャンクション及び白岡菅蒲インターチェンジがあり、平成27(2015)年には埼玉県、平成29(2017)年には茨城県において圏央道が全線開通するなど、交通利便性は向上しています。

さらに、JR宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線が縦断し、久喜駅、東鷲宮駅、栗橋駅、鷲宮駅及び南栗橋駅があり、鉄道交通の環境にも恵まれています。JR宇都宮線については、平成27(2015)年3月から上野東京ラインによる東海道線までの直通運転を開始するなど、その利便性は大幅に向上しています。

その他の公共交通については、民間の路線バスや高速バス、深夜急行バス等が運行されています。

また、本市では、公共施設等への交通手段の確保や日常生活の利便性向上のために市内循環バスを運行しているほか、高齢者・障がい者などの交通弱者の移動手段と公共交通不便地域における日常交通確保のため、平成25(2013)年度からデマンド交通*の運行を実施しています。

施策の課題

今後、国・県等関係機関と連携しながら、国道や県道の整備を促進するとともに、市道については、広域幹線道路とのネットワークを確保しつつ、地域間を結ぶ幹線道路や都市計画道路の整備を進める必要があります。

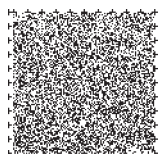
生活道路においては、狭い道路や砂利道などの未整備路線の整備を進める必要があります。なお、道路網の計画的な整備にあたっては、道路の基礎的資料となる道路台帳を常に最新の状態に維持する必要があります。

また、公共交通のさらなる利便性の向上と利用の促進を図る必要があります。

施策の目的

国・県等関係機関と連携しながら、広域幹線道路の整備を進め、地域間の移動時間や距離を短縮するとともに、地域や産業の活性化をもたらすよう努めます。

また、安全性・利便性の向上と市内地域間の連携強化のため、幹線道路や都市計画道路の計画的な整備、生活道路の整備を進めるとともに、身近な公共交通の充実を図ります。



施策の内容

(1) 広域幹線道路の整備

国道・県道を基軸とした広域交通道路網が配置されており、道路網整備による安全性や利便性の向上が求められていることから、国道125号栗橋大和根バイパス・主要地方道上尾久喜線樋ノロバイパス・主要地方道春日部菖蒲線白岡久喜バイパス・県道加須幸手線バイパス・主要地方道行田蓮田線バイパスなどの新規道路の整備、国道125号・主要地方道さいたま栗橋線・主要地方道川越栗橋線・県道阿佐間幸手線などの歩道整備を含めた道路拡幅及び交差点の改良、地域間を結ぶ幹線道路などの計画的な整備促進を図り、広域的な移動軸の形成を目指します。

- 主な取組み
- 国・県道の整備促進へ向けた関係機関との連携
 - 広域幹線道路の整備

(2) 市内幹線道路・生活道路の整備

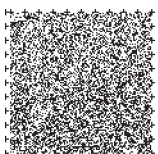
市道は日常生活や経済活動を支える最も身近な公共施設であり、市民の生活の基盤となる道路の計画的な整備の推進が必要なことから、歩道の整備、狭い道路の拡幅整備、路面の段差解消・バリアフリー*化などの機能性・安全性の向上及び環境に配慮した人に優しい快適な道づくりに努めます。

また、市内の拠点間を結ぶ交通網や都市間の連携を強化する広域道路網構築のため、都市の骨格となる都市計画道路等の幹線道路についても計画的な整備を図ります。

さらに、橋りょうについても整備・補修を進めます。

なお、計画的な道路整備や、道路行政の基礎資料となる道路台帳を常に最新の状態に維持していきます。

- 主な取組み
- 市道の整備・改良
 - 市道のバリアフリー化
 - 橋りょうの整備・補修
 - 道路台帳等の整備



(3) 安全で快適な道づくりの推進

市民が安心して利用できるよう、幹線道路の整備と整合を図りながら、計画的な道路の新設・改良に努めます。

また、歩道の整備にあたっては、バリアフリー化に努めます。

安全で快適な道路環境を維持するため、道路パトロールを実施することで、道路の不具合や危険箇所の早期発見に努めるとともに、市民から通報のあった危険箇所等についても、道路レスキューにより、速やかに補修等を行います。

さらに、市民参加による快適な道路環境づくりの取組みを支援します。

- 主な取組み
- 市道の整備・改良（再掲）
 - 歩道のバリアフリー化
 - 道路レスキュー事業
 - 道路里親事業
 - 道路愛護月間事業

(4) 公共交通の充実

鉄道や路線バス等の公共交通の利便性向上について、関係機関に要望していきます。

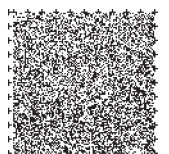
また、高速バスの乗り入れについて、事業者に要望していきます。

市内循環バスやデマンド交通については、利用状況や利用者ニーズを踏まえて適宜見直しを行います。

- 主な取組み
- 鉄道事業者への要望活動
 - バス事業者への要望活動
 - 市内循環バスの適正な運行
 - デマンド交通の適正な運行
 - 菖蒲地区におけるバスターミナルの利用の促進

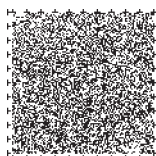
成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
舗装整備率	%	72.9	75.0	
歩道整備延長	m	155,745	158,000	
市内循環バス乗車人数	人	157,992	169,000	
デマンド交通乗車人数	人	20,338	21,500	



協働の指針

- 道路の適切な維持管理に協力します。
- 公共交通機関を積極的に利用します。
- 運行上の安全性の確保と他の公共交通機関との連携による快適性、利便性の向上を図ります。
- 市民ニーズに即した公共交通の運行について、安全性を第一として実施します。



3 公園の緑化と水辺環境の保全

施策の現状

都市公園をはじめとする緑とオープンスペースは、休息、散策、遊戯、運動などレクリエーション活動の場であるとともに、都市環境の維持・改善機能、景観形成機能、都市防災機能など様々な目的と機能を兼ね備えた施設です。

こうした特性を生かすため、計画的に公園、緑地及び水辺の整備を進めるとともに、既設公園については、利用者の誰もが安心して快適に過ごせるよう、適切な管理運営を行い、良好な施設環境の維持に努めています。

また、公園や緑地は、生活に潤いや安らぎを与えるだけでなく、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象*の緩和、生物多様性の保全など、良好な都市環境の形成に寄与する重要な施設であり、緑の保全並びに緑化を積極的に推進しています。

さらには、市民の健康や体力の保持増進に寄与する各種運動施設を備えた公園のほか、近年失われつつある緑を創出し、緑豊かで市民の憩いの場となるような公園の整備を計画的に進めています。

施策の課題

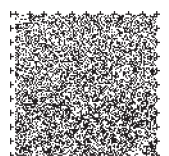
生活に密着した身近な公園や広場、水辺環境の整備を求める声が高まっています。

このため、公園・緑地・水辺の整備により、市全体が緑や水に包まれるような、美しく潤いのある環境づくりを進めていく必要があります。

また、公園の遊具、休息施設、トイレなどは、定期的に状況を確認し、補修等を行っていますが、今後は公園利用者のニーズにあわせて、計画的に改修を行っていく必要があります。

施策の目的

市民の憩いや交流に役立つ空間を確保するため、魅力ある公園・緑地・水辺環境の整備・保全を図ります。



施策の内容

(1) 公園の充実

子どもから高齢者までの公園利用者が、一緒に学ぶことができるような世代間交流を担う場を提供するとともに、地域間におけるコミュニティ*活動の拠点、さらには健康増進活動を行える場となるような施設環境の充実を図ります。

また、災害発生時においては、避難場所のほか、復旧・復興の拠点として活用できるよう、防災機能の向上に資する快適で安全な都市空間を創出します。

- 主な取組み
- 公園内施設の整備充実
 - 防災機能を有した都市空間としての公園整備

(2) 公園の管理と緑化の推進

地域住民やボランティア団体との協働により、草花や樹木の植栽を定期的を実施し、緑化の推進を図ります。

また、森や水辺のある自然形態を生かした公園については、周辺環境に十分配慮したうえで、緑がもたらす公益的な機能を最大限に発揮できるよう保全に努めます。

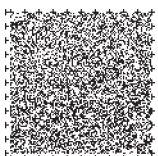
さらに、緑化については、本市出身で「日本の公園の父」と称される本多静六博士の遺志を受け継ぎ、地域の特徴や歴史、市民の要望などを最大限に生かし、計画的に推進します。

- 主な取組み
- 市民参加による維持管理体制の確保
 - 公園の緑化
 - 協働による公園の維持管理

(3) 公園の整備

公園が持つ様々な役割や機能を考慮したうえで、子どもから高齢者までの幅広い年齢層のニーズに応えられる施設を備え、地域に密着し、親しみを持たれる公園の整備に努めます。

- 主な取組み
- 近隣公園及び街区公園の整備
 - 運動公園及び総合公園の整備



(4) 水辺環境の保全

水辺空間を利用し、生活に潤いや安らぎを与える場として、自然に配慮した水辺環境の保全に努めます。

また、水辺環境は、レクリエーションや水に親しむ場として、親水施設の設置など自然景観に配慮した整備に努めます。

さらに、中川や青毛堀川などの一級河川では、良好な水辺環境を生かし、自然とふれあえる緑と水の空間の保全・創出を図るとともに、多様な生態系の保全を図れるよう県に要望していきます。

また、緑と水の拠点づくりによりその活用を図ります。

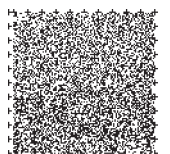
- 主な取組み ○水辺環境の保全
○水辺再生維持管理事業

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
都市公園の整備（供用）面積	m ²	637,755	686,000	
総合体育館及び有料公園施設等の利用者数	人	646,373	647,000	
公園維持管理業務等の委託契約を締結した住民団体数	団体	145	145	

協働の指針

- 公園に親しみをもち活用します。
- 緑の大切さを理解し、進んで緑化活動に参加します。
- 地域の公園は地域で管理するように努めます。



4 上下水道の整備

施策の現状

水道は、健康で文化的な生活や生産活動に欠かせない社会基盤のため、水道施設の更新や適切な維持管理を行い、安全・安心な水道水の安定供給に努めています。

下水道は、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質の保全・向上のために処理区域内の計画的な整備を進めています。

また、公共下水道区域以外では、農業集落排水*事業の実施や合併処理浄化槽*への転換を推進しています。

施策の課題

水道については、施設の更新や耐震化、配水ブロックの見直しを図り、水圧や水量のバランスのとれた効率的な水運用を行うなど、安定給水に努める必要があります。あわせて、石綿管の更新も計画的に実施していくことが必要です。

下水道については、整備済み区域において、水洗化の促進を図るとともに、合流式下水道の改善や施設の維持管理の充実を図る必要があります。

なお、合併処理浄化槽が設置されている場所で、新たに公共下水道の整備が行われても、公共下水道への接続工事がなかなか進まない状況にあります。

また、事業推進の財源や適正な使用料の確保に努めるとともに、将来の人口減も十分に勘案しながら、事業運営の安定化を図る必要があります。

施策の目的

水道施設の更新や整備を行い、災害に強い施設の構築と供給体制の持続性を確保し、安全・安心で良質な水道水の安定供給に努めます。

公共下水道、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置促進事業により生活排水処理の普及率の向上による公共用水域の水質保全を目指すとともに、事業運営の安定化を図ります。

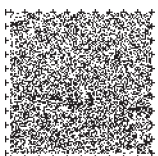
施策の内容

(1) 水道施設の計画的整備

久喜市水道ビジョンに基づき、補強連絡管の整備によりバックアップ機能の充実を図るとともに、水源については段階的に地下水を県水へ切り替え、配水ブロックの見直しなどを行います。

また、配水拠点となる浄水場や老朽管、石綿セメント管の更新及び基幹管路の耐震化を図るとともに、災害時の体制を整えることで、災害に強い施設の構築を図ります。

- | | |
|--------|-------------------------|
| 主な取り組み | ○安定した水の供給
○施設の計画的な整備 |
|--------|-------------------------|



(2) 効率的な水道事業の推進

水需要が伸び悩む中、施設規模の適正化を推進し、施設運用の効率化に努めるとともに、漏水調査の実施等により有収率*の向上を図り、健全な事業運営に努めます。

主な取組み ○水道事業の効率化

(3) 下水道の整備

公共下水道計画区域の見直しを図るとともに、下水道事業計画区域（認可区域）の早期整備を推進し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全・向上を図ります。

また、下水道への接続の促進に努めます。

主な取組み ○公共下水道計画区域の見直し
○事業計画区域（認可区域）の整備
○下水道への接続の促進

(4) 合流式下水道の改善

久喜駅周辺の市街地 114.9ha は、汚水と雨水を同時に排水する合流式下水道区域です。

この合流式下水道区域では、雨水についても浄化処理されることから、雨水処理費用の軽減を図るため、総合的な改善計画を策定します。

主な取組み ○総合的な改善計画の策定

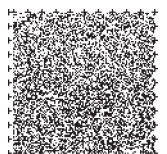
(5) 施設維持管理の充実

下水道管破損箇所の修繕や老朽管の布設替えを推進することにより、良好な生活環境及び汚水排水有収率の向上を図ります。

さらに、汚水を正常に終末処理場まで送水するため、汚水中継ポンプ場の老朽化した設備機器等の修繕及び改修等を推進します。

農業集落排水処理施設についても同様に、老朽化した設備機器等の修繕及び改修等を推進します。

主な取組み ○計画的な維持管理体制の充実
○農業集落排水施設の維持管理の充実（再掲）



(6) 持続可能な事業運営の推進

下水道事業については、運営コストの削減に努めながら、事業財源の確保及び使用料の適正化を図るとともに、久喜市下水道事業中期経営計画に基づき、より安定的な事業運営の実現に努めます。

また、農業集落排水事業については、処理区の統合や公共下水道への接続を推進します。

- 主な取組み
- 久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）による安定的な下水道事業運営
 - 農業集落排水事業の処理区統合や公共下水道への接続

(7) 合併処理浄化槽の普及と管理

合併処理浄化槽の設置促進は、下水道整備計画区域以外の公共用水域の水質保全に寄与するものであることから、久喜市生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の普及に努めます。

また、浄化槽の維持管理が適正に行われるよう啓発、指導を図ります。

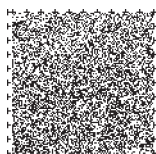
- 主な取組み
- 合併処理浄化槽の設置促進（再掲）
 - 浄化槽の適正な維持管理の啓発及び指導

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
有収率	%	92.0	93.6	
配水管における石綿管の残存距離	km	1.1	0	
下水道普及率	%	69.0	70.7	
水洗化率	%	94.5	94.9	
浄化槽法定検査の実施率	%	9.7	15.6	

協働の指針

- 水は限りのある資源であることを認識し、節水に努めます。
- 下水道への接続に努め、正しい利用を心がけます。
- 合併処理浄化槽への転換に努めます。
- 浄化槽関係法令を遵守し、浄化槽の適正な維持管理を行います。



5 治水対策の充実

施策の現状

各地で風水害、土砂災害など多くの被害が発生し、本市においても、大雨時に河川の氾濫の危険性があるとともに、市街地の低い箇所における冠水なども発生しています。

本市においては、堤防の決壊による大規模な水害が昭和22（1947）年以降は発生していませんが、大雨時における河川の増水による浸水被害が発生しており、引き続き災害への備えが必要です。

河川整備については、関係管理機関に整備・改修を要請するとともに、市街地の排水については、迅速な排水対策を順次進めています。

施策の課題

洪水や浸水等から市民の生命財産を守るための治水対策は、今後も着実に進めていく必要があるとともに、景観や自然環境を保全しつつ整備を進めていくことが求められています。

また、災害時要援護者等の周知や、市民の防災意識の醸成が必要です。

調整池や排水施設等の既存施設については、適切な維持管理による機能確保が求められています。

施策の目的

大雨のときも安心して暮らせるよう、治水のための施設整備や水防情報の適切な提供など総合的な治水対策を進めます。

施策の内容

（1）利根川堤防の強化促進

利根川の洪水や浸水等から市民の生命財産を守るため、首都圏氾濫区域堤防強化対策事業を促進します。

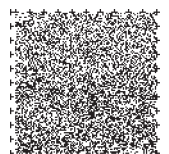
主な取組み ○首都圏氾濫区域堤防強化対策事業の促進

（2）治水対策の推進

浸水被害の解消により安心して暮らせる市民生活を築くため、関係市町との連携を図り、県管理の河川に対し、早期整備を県に強く要望していきます。

また、市管理の河川や水路等については、環境や生態系に配慮しながら、都市化の進展に伴う水害の防止に努めます。

主な取組み ○県管理河川の早期整備
○市管理河川・水路等の維持管理



(3) 市街地排水機能の向上

台風・集中豪雨などによる浸水被害を少なくするため、河川・水路の整備改修及び道路排水施設の整備に努めます。

また、排水施設等の改善・機能保持に努めます。

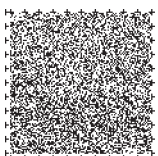
- 主な取組み
- 排水路整備
 - 河川の浚渫工事
 - 排水施設等の機能充実

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
浸水による通行止箇所への減少	箇所	25	24以下	

協働の指針

○水路の清掃や良好な維持・管理に参加します。



6 防災・消防体制の充実

施策の現状

東日本大震災、熊本地震、平成27年9月関東・東北豪雨等、様々な大規模災害の発生により、人々の災害に対する関心は高まっています。

本市では、地震や風水害などへの備えとして、久喜市地域防災計画を適宜改訂し、日頃から自主防災組織*の育成、防災訓練の実施、防災知識普及のための活動、防災資機材の整備、災害用非常食等の備蓄、避難施設・避難路等の周知と整備、関係機関との各種災害時応援協定の締結などに取り組んできました。

また、久喜市建築物耐震改修促進計画に基づき、災害に強いまちづくりを進めてきました。

消防については、常備消防（埼玉東部消防組合）と非常備消防（消防団）が互いに連携しながら防火・防災に努めています。

施策の課題

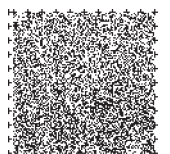
災害が複雑多様化・大規模化しており、防災・減災等の体制づくりのためには、防災関係機関の災害対応力の向上、地域防災力の充実、災害に関する情報の迅速かつ的確な伝達と共有化、消防力の充実・強化などが必要となっています。

また、久喜市建築物耐震改修促進計画を改定し、公共建築物については耐震診断・改修の取組みを進めていますが、民間建築物の耐震化が課題となっています。

施策の目的

自然災害からの被害軽減に向け、地域防災の体制強化に努め、豊かな自然を大切な財産とし、安心して暮らせる総合的な防災対策を推進します。

また、建築物の耐震化を進めて、被災時に防災上重要な建築物や救護施設が有効に機能するように努めるとともに、災害時被害の軽減や早期の復旧・復興が図られるように努めます。



施策の内容

(1) 総合的な防災体制の確立

国・県の防災計画等の見直しを踏まえ、市としてあるべき防災対策の姿を検討しながら、随時久喜市地域防災計画の改訂や班別行動マニュアルなどの見直しを行います。

また、関係機関との連携強化、業務従事者の技術の習得、市民の防災意識の向上を図るため、防災訓練の充実を図ります。

耐震化の重要性について、市民意識を向上させる取組みや民間建築物の耐震改修に対する支援の充実を図ります。

- | | |
|-------|--|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none">○防災訓練の充実○関係機関等との連携強化○防災体制の整備○災害時応援協定締結の推進○自主防災組織の育成支援と強化○防災備蓄品の充実○民間建築物の耐震診断・耐震改修に対する支援の充実 |
|-------|--|

(2) 危機管理体制の強化・充実

武力攻撃や大規模テロなどの緊急対処事態に備えて、市民の避難、避難市民の救援、災害への対処などの措置を実施するための体制を整備します。

- | | |
|-------|-------------------------|
| 主な取組み | ○国民保護に関する久喜市計画に基づく体制の整備 |
|-------|-------------------------|

(3) 消防・水防体制の充実

市民、消防団、埼玉東部消防組合、利根川栗橋流域水防事務組合及び関係機関との協力体制を整備して、総合的な消防・水防体制の強化・充実を図ります。

また、市民や事業所等を対象とした火災予防指導や広報活動を推進します。

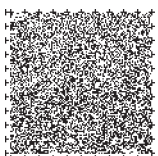
- | | |
|-------|--|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none">○埼玉東部消防組合、利根川栗橋流域水防事務組合及び関係機関等との連携強化○消防団の充実 |
|-------|--|

(4) 救急・救助体制の充実

救急救命率の向上を図るため、埼玉東部消防組合との連携を強化し、救急業務の高度化を促進します。

また、市民や在勤者などを対象とした救命講習会の充実を促進します。

- | | |
|-------|-----------------|
| 主な取組み | ○埼玉東部消防組合との連携強化 |
|-------|-----------------|

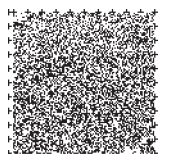


成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
自主防災組織の組織率	%	73.9	80.0	
災害時応援協定締結数	件	37	50	

協働の指針

- 「自らの命は自らで守る」という「自助」の意識をもちます。
- 「地域での人と人との助け合い」という「共助」の意識をもちます。
- 平常時から家具の固定や非常持出品、備蓄品の準備などの防災対策をします。
- 避難所、避難場所等の確認や地域で行う防災訓練等に積極的に参加します。
- 自主防災組織の結成などにより、地域の防災意識を高めます。
- 顧客や従業員の安全確保を促し、災害後の業務の早期再開に努めます。



7 防犯体制の強化

施策の現状

犯罪発生件数は全国的には減少傾向ですが、子どもが被害者になる凶悪犯罪やインターネットを利用した犯罪、振り込め詐欺など、犯罪の内容は少しずつ変化しています。

本市では、久喜市防犯のまちづくり推進条例に基づき、防犯意識の高揚と地域の防犯体制の確立を推進してきました。その結果、市内の刑法犯認知件数*は平成23(2011)年の2,101件から、平成28(2016)年には1,486件と大幅に減少しています。

一方、市民による防犯対策としては、各自治会や団体等によって組織される自主防犯活動団体や地域防犯推進委員による防犯パトロールなどの活動が行われています。

施策の課題

刑法犯認知件数については減少傾向にあるものの、近隣意識の希薄化からコミュニティ*機能の低下や核家族化等によって、地域の犯罪抑止機能が低下してきていることが課題となっています。

そのため、今後も、関係機関・団体との連携により、地域の防犯・地域安全体制の強化や市民の防犯意識の高揚を図っていく必要があります。

施策の目的

地域防犯体制の充実を図り、地域が安全で、市民が安心して暮らすことのできる犯罪のない環境づくりを進めます。

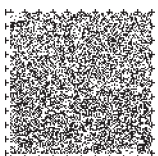
施策の内容

(1) 防犯推進体制の充実

久喜地方防犯協会及び幸手地区防犯協会や警察署などの関係機関との連携により、犯罪の未然防止施策を推進し、防犯意識の高揚を図るため、地域安全推進大会の開催や、年末年始特別警戒及び地域安全活動推進週間にあわせた街頭啓発活動を推進します。

また、こどもレディース110番の家*の充実を図ります。

- | | |
|-------|--------------------|
| 主な取組み | ○関係機関等との連携強化 |
| | ○防犯意識の啓発活動 |
| | ○こどもレディース110番の家の充実 |



(2) 犯罪が起きにくい環境整備

防犯灯の設置と維持管理体制の確立により犯罪が起きにくい環境の整備に努めます。

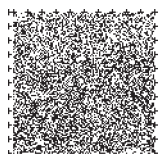
主な取組み ○防犯灯の設置の推進

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
防犯灯の設置基数	基	9,846	10,300	
刑法犯認知件数	件	1,486	1,486 以下	
こどもレディース110番の家相談員数（1戸あたり1人）	人	1,035	1,035	

協働の指針

- 自分自身及び家族の安全は自分で守るという意識をもって日常生活を送ります。
- 自主的に防犯・地域安全活動へ参加します。
- 犯罪被害者問題に対する理解や認識を高め、支援施策に協力します。



8 交通安全対策の充実

施策の現状

運転免許保有人口や世帯当たりの車両保有台数の増加等により交通事故の発生要因は増加傾向にあり、特に子どもや高齢者などの事故の増加が懸念されています。

本市の交通事故発生件数は、年により増減はあるものの、横ばい傾向となっています。交通安全対策については、関係機関と連携して、街頭での交通安全運動や交通安全教室を開催して、市民の交通安全意識を喚起するとともに、交通安全施設の整備・歩道の整備等を進めています。

施策の課題

交通事故の防止を図るため、危険箇所の点検や、ガードレール、道路反射鏡などの整備を引き続き実施していくことや、住宅地の幅員の狭い道路等歩道の設置が難しい箇所については、これらの道路での安全の確保が今後の課題となっています。

また、家庭、地域、職場での交通安全教育の継続実施もあわせて必要です。

施策の目的

啓発活動の推進により、市民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、地域との連携のもと、事故のない環境の確保を図ります。

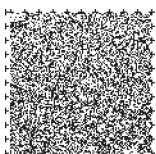
施策の内容

(1) 交通安全運動の推進

関係機関との連携により、各種交通安全運動による街頭啓発活動を推進します。

また、高齢者や子どもを対象にした各種交通安全教室による交通安全思想普及の啓発活動を行います。

主な取り組み	○久喜市交通安全計画の推進 ○交通安全思想の啓発活動
--------	-------------------------------



(2) 道路交通環境の整備

安全で快適な道路環境を維持するため、道路パトロールを実施することで、道路の不具合や危険箇所の早期発見に努めるとともに、市民から通報のあった危険箇所等についても、道路レスキューにより、速やかに補修等を行います。

交通安全施設については、道路標識や道路照明灯、防護柵等を計画的に整備し、危険防止に取り組みます。

また、交通規制等については、関係機関と連携を図り、交通の安全性と円滑化の向上に努めます。

- 主な取組み
- 道路レスキュー事業（再掲）
 - 交通安全施設の整備
 - 交通安全施設の適正な維持管理

(3) 放置自転車対策の推進

駅周辺の放置自転車対策を進めます。

- 主な取組み
- 放置自転車対策

(4) 交通事故被害者の救済

埼玉縣市町村総合事務組合が運営する市町村交通災害共済制度への加入促進を図り、交通事故被害者の救済に努めます。

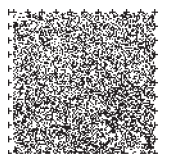
- 主な取組み
- 市町村交通災害共済制度への加入促進

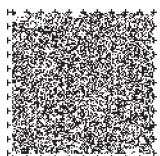
成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
交通事故発生件数	件	676	656以下	
道路照明灯の設置基数	基	2,539	2,560	
道路反射鏡設置基数	基	4,086	4,280	
交通災害共済加入件数	件	15,089	11,090	

協働の指針

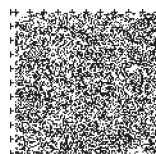
- 交通安全に対する意識を持ち、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。
- 地域の連帯意識を高め、交通事故を抑制する機能を高めます。





大綱
6

地域の産業が元気で、
多彩な企業が集積する豊かなまち



大綱6 地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち

1 農業の振興

施策の現状

農業産出額は、長引く経済不況の影響等による農産物価格の低下などにより減少傾向にあります。一方、最近の消費者の農産物や食料品に対するニーズは多様化しており、これに的確に対応することが求められています。

また、生産者側の状況では、担い手の減少と高齢化の進行による農用地利用の低下や耕作放棄地の増加、肥料や資機材の高騰など極めて厳しい状況にあります。加えて、重要農産物の貿易交渉の結果も、現状ではどのような効果をもたらすのか不透明な状況です。

本市では、これまで、農業生産基盤や共同利用施設の設置など、各種農業振興施策を関係機関・団体と一体となって推進し、農業の近代化を進めるなど着実に成果を上げてきました。

平成25（2013）年12月には、農業の持続的な発展を図るため、久喜市農業基本条例を制定しました。また、平成28（2016）年3月には久喜市農業農村基本計画を策定し、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。近年は、野菜、いちご、梨及び花き等を生産する都市近郊型農業*の取組みや、久喜市産農産物のPRなど、ブランド化に向けた取組みも進んでいます。

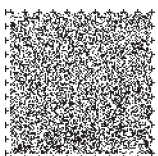
施策の課題

地域農業の中心となる意欲ある担い手が効率的かつ安定的な農業経営を展開するためには、生産性を高めるための農地の利用集積や、農業生産基盤の整備が必要となっています。

地域農業の特色を生かしながら、良質なものをつくり、付加価値を付けて販売していくことを基本に、安全・安心で、消費者から選ばれる、品質が優れた農産物づくりを推進するとともに、それに取り組む意欲ある農業者の経営強化を図っていく必要があります。さらには、次代の担い手となる新規就農者の確保・育成にも取り組んでいく必要があります。

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用を極力控え、環境負荷軽減に配慮した環境保全型農業への取組みを一層進めていく必要があります。

さらに、豊かな地域資源を活用した特色ある農産加工や、直接販売等による6次産業*化への取組みを進めるとともに、観光農業等による農村と都市との交流を促進していく必要があります。



施策の目的

消費者が求める安全・安心で品質が優れた農産物づくりへの取組みを進めるとともに、地産地消、地産外商を促進することによって、農業者の所得の向上を図ります。

また、農業者が意欲を持って経営に取り組める競争力のある農業の実現に向け、多面的な農業振興施策を総合的に推進し、持続可能な農業を目指します。

施策の内容**(1) 土地改良事業の推進と優良農地の保全**

生産性の高い農業を確立するため土地改良事業を推進するとともに、地域の実情に応じた農業振興地域制度、農地制度の適正な運用による優良農地の保全を図ります。

主な取組み ○土地改良事業の推進
○適正な農地制度の運用

(2) 多様な担い手の確保と育成

農地の利用集積による効率的な利用を促進するため、後継者や新規就農者の育成、農業生産法人の設立、企業などの参入を推進するとともに、農業生産の多くを女性が担っている現状を鑑み、女性の農業経営への参画を促進します。

主な取組み ○後継者・新規就農者・女性農業者等の育成
○農業生産法人設立の支援
○企業などの参入の推進

(3) 地域特産物の振興とブランド化の推進

本市の特性である都市近郊型農業を生かし、特産物である梨・いちご等のブランド化を図るとともに、久喜ブランドとして地域農産物を使用した特産品の開発促進を進めます。

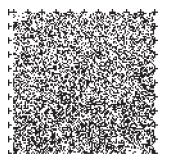
主な取組み ○特産品（梨・いちご等）のブランド化
○特産品の開発

(4) 流通体制の充実と地産地消、地産外商の促進

久喜市産農産物の消費拡大と地域内流通を高めるために流通体制の充実を図り地産地消、地産外商の推進に努めます。

また、生産・加工・流通（販売）の一体化や農業と第2次産業、第3次産業とが結びついた6次産業化の推進を図ります。

主な取組み ○地産地消、地産外商の推進
○6次産業化の推進



(5) 都市と農村との交流

市民の農業への関心と理解を深めるため、市民農園を活用した講座等の開催、農園利用者による自主事業促進等により、農業者と都市住民の交流を促進するとともに、都市近郊農業と交通網の優位性を生かした観光農業の推進に努めます。

主な取組み ○市民農園事業の充実
○観光農業の推進

(6) 環境に配慮した農業の推進

安全・安心な農産物提供という消費者ニーズに的確に対応するため、有機栽培や減農薬減化学肥料栽培等の環境保全型農業を推進します。

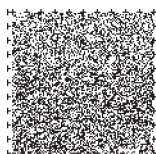
主な取組み ○環境保全型農業の推進

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
農業生産法人数	法人	5	9	
認定農業者*数	人	172	176	

協働の指針

- 農業に対する理解を深めるように努めます。
- 生産者は、自ら生産基盤を強化し、安全・安心な農産物の生産に努めるとともに、消費者との積極的な交流に努めます。



2 工業の振興

施策の現状

企業誘致は、地域経済の活性化と雇用の場の確保を図るうえで有効な手段であり、より一層推進していく必要がありますが、国内では企業数も減少傾向となっています。そのため、自治体間での企業誘致環境は厳しさが増えています。

本市では、既存の久喜菖蒲工業団地、清久工業団地、鷲宮産業団地及び菖蒲北部地区のほか、埼玉県田園都市産業ゾーン基本方針を踏まえ、新たな産業拠点として菖蒲南部産業団地・清久工業団地周辺地区を整備しました。また、産業拠点である工業団地への企業立地の促進を図るため、久喜市企業誘致条例を制定し、企業を誘致しています。

施策の課題

今後の成長が期待されている環境・エネルギー・健康分野などの次世代産業関連企業や、雇用効果の高い企業を市内に集積していくためには、優良企業の誘致を推進することが必要です。

東北道の久喜インターチェンジ、圏央道の白岡菖蒲インターチェンジなど、本市の交通便利性を生かして、独自性の高い企業誘致活動を展開するとともに、市内に立地する企業の振興を図る必要があります。

施策の目的

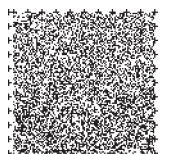
市内の企業が持つ資源や、本市の優位性を十分に生かしながら、既存技術の高度化、新たな技術開発、付加価値の高い商品の開発、販路開拓を支援するとともに、21世紀をリードする重点産業関連企業や雇用効果の高い企業が市内に立地・集積し、多様な就業の場が創出され地域経済が活性化するように努めます。

施策の内容

(1) 企業の体質強化の促進

県や商工会との連携のもと、経営相談・指導や経営診断等の経営基盤強化を促進するとともに、従来の融資制度の充実、国・県の融資制度や支援機関などの情報提供に努めます。

- | | |
|-------|----------------|
| 主な取組み | ○経営基盤強化の促進 |
| | ○融資制度の充実 |
| | ○支援機関等の情報提供の推進 |



(2) 企業誘致の積極的推進

地域経済の活性化や雇用促進を図るため、優良企業の誘致を推進するとともに、久喜市企業誘致条例に基づき、進出企業への優遇助成制度の充実を図ります。

- 主な取組み
- 優良企業の誘致の促進
 - 進出企業への優遇助成制度の充実
 - 産業団地の整備

(3) 新産業創出等への誘導

市内製造品を活用できる企業やリサイクル産業、物流などにおいて地域の産業との関わりや波及効果のある業種の立地誘導を検討します。

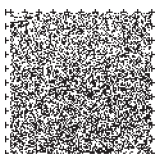
- 主な取組み
- 各種成長産業の育成

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
製造品出荷額等	億円	3,991	4,443	平成 28(2016)年度現状値は、平成 26(2014)年工業統計調査
市内事業所の数（製造業）	社	247	250	平成 28(2016)年度現状値は、平成 26(2014)年工業統計調査

協働の指針

- 企業活動に理解を深め、地域における共存に努めます。
- 起業化、新産業創出に取り組みます。
- 健全な経営に努めます。
- 環境に配慮して事業に努めます。



3 商業の振興

施策の現状

近年の市場環境は、人口減少等による国内市場の縮小がもたらす売上減少、消費者志向の変化、ネットショップの普及などによる流通の多様化、安価な海外品の流入や取引のグローバル化*など激しい競争環境にあります。

市内には、久喜駅、栗橋駅及び鷲宮駅等を中心とした既存商店街があることや幹線道路沿いに多くの大規模商業施設が進出し、市の顔として地域活性化に寄与しています。

市内各駅を中心とした市街地を活性化し、商店街の魅力を高めるため、商店街が取り組む各種事業に対し支援を行っています。

施策の課題

市場で消費者に選ばれる商品を開発・販売するため、市場の動向を把握、分析し、商業者へ情報を提供するとともに、自立する商業を促進する必要があります。

特に、牽引役となる商品のブランド化と情報発信、インターネット取引や共同購入、カタログ販売を取り入れるなど、厳しさを増している商業環境と向き合い、商工会と連携し、商店個々の経営の近代化、サービスの向上等を促進していく必要があります。

施策の目的

販路が市内を中心に拡大し、売上増につながるよう、賑わいと活力あふれるまちづくりの一環として、魅力ある商業環境づくりを進めます。

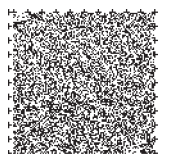
施策の内容

(1) 魅力ある商店街づくり

商業の振興を図るため、商工会と連携するとともに、中小企業・小規模企業者の経営の近代化・安定化を促進するため、融資制度の充実に取り組みます。

また、地域の顔であり、生活に密着した魅力ある商店街づくりのために、商店街が取り組む各種事業を積極的に支援します。

- | | |
|-------|---|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none"> ○商工会との連携強化 ○中小企業経営の近代化・安定化の促進 ○地域の商店街への支援 |
|-------|---|



(2) 商店街の活性化

市内各駅周辺地域については、魅力的で利便性の高い商業拠点を形成するために、大型商業施設と個店・商店街との連携を図り、中心市街地における回遊性向上の実現に向けた取り組みを検討します。

主な取組み ○既存商店街と大型商業施設との新たな連携による取組みの促進

(3) 農業・商業・観光の連携

地元農産物や観光資源を活用した商品開発、特産品の販売など、農業・商業・観光との連携の取組みを促進します。

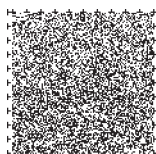
主な取組み ○他分野との連携による取組みの促進

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
商工会加盟会員数	数	2,624	2,670	
空き店舗を活用した創業補助件数	件	5	5	
小売商業の商品販売額	億円	1,548	1,572	平成 28(2016)年度現状値は、平成 26(2014)年商業統計調査

協働の指針

- 市内での消費に努めます。
- 企業活動に理解を深め、地域における共存に努めます。
- 健全な経営に努めます。



4 観光の振興

施策の現状

近年の観光を取り巻く状況としては、国全体における外国人観光客の増加や、平成32（2020）年に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックなどにより、観光の活性化が期待されています。

本市は豊かな自然に恵まれ、久喜提燈祭りをはじめ各地区の伝統的な祭りに、あやめ・ラベンダーのブルーフェスティバル、コスモスフェスタなどの催し、甘棠院、栗橋関所跡碑、静御前の墓、鷲宮神社など貴重な歴史遺産を多数有し、梨やいちごなどの特産品も多く産するまちです。

また、アニメなどのサブカルチャー*による地域おこしも有名で、これまでもこうした観光・交流資源を活用し、観光協会や商工会とも連携して観光振興に取り組んできました。

さらに、観光マップ、観光ウォーキングマップを随時更新するなど、PRに努めています。

施策の課題

外国人観光客の増加や、平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックを踏まえた新たな観光ニーズを的確に捉え、「選ばれるまち」の実現を目指していく必要があります。

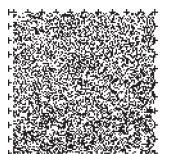
このため、花、祭りやサブカルチャー等の特徴ある地域資源を生かし、自然志向・健康志向の高まりや癒しを求めるニーズの増大、既存の観光・交流資源の整備充実が求められています。

また、既存の観光資源のネットワーク化や新たな観光資源の発掘をはじめ、おもてなしの気持ちが充実した観光、通年型の観光地づくり、交流人口の増加に向けた多面的な取り組みを、市、観光協会、商工会が一体となって進めていく必要があります。

近年、多くの観光客が映画やドラマのロケ地を訪れるケースが増えていることから、関係機関と連携したロケーションサービス事業*を実施するなど、映像作品を通じた本市の情報発信が必要です。

施策の目的

本市の歴史や風土、文化及びサブカルチャー等各種観光資源が評価され、目的を持って本市を訪れる人を増やすことで、交流人口の増加と地域活性化を図ります。



施策の内容

(1) 観光資源の発掘・活用

観光協会、商工会、商店街やコミュニティ*団体等と協働し、花をテーマとした観光資源の整備や保全、イベントの企画、支援を行います。

また、地域の人に愛される、観光資源の発掘・活用に努めます。

- 主な取組み
- 既存観光資源を活用したイベントの開催
 - 各種団体等との連携によるイベントの促進

(2) 観光PR活動の強化

市や観光関係団体のホームページの更新や充実を図るとともに、外国や外国籍市民にも、本市の観光をわかりやすく発信し、観光PRの国際化を進めます。

また、都市のブランド力を高め、観光振興及び地域の活性化を図るため、フィルムコミッション*の推進に努めます。

- 主な取組み
- 観光関係団体等との連携強化
 - 観光の情報提供
 - フィルムコミッションの推進

(3) 観光案内や特産品PRの充実

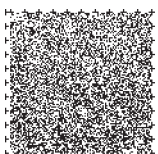
本市を訪れた方が満足頂けるように、案内板・標識の充実や観光ボランティアガイドの支援を行います。

また、市外のイベントに参加し、本市の特産品のPRや販売について関係団体と連携を図り実施します。

- 主な取組み
- 観光関連マップの充実
 - 観光ボランティアガイドの支援
 - あらゆる場面に応じた本市特産品のPR

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
観光イベント来場者数	人	926,000	1,000,000	
観光ホームページアクセス件数	件	41,025	55,000	



協働の指針

- おもてなしの心の醸成に努めます。
- 一人ひとりが本市の自然や文化など観光資源を理解し、広くPRをしていきます。
- 観光資源の保全や観光客への案内等、観光による市の活性化に協力します。

序論

基本構想

基本計画

大綱1

大綱2

大綱3

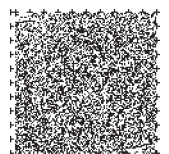
大綱4

大綱5

大綱6

大綱7

資料編



5 勤労者福祉と就業支援の充実

施策の現状

経済状況の変化により、経営環境・消費動向の変化が進むとともに、生産年齢人口の減少、高齢化の進行など、地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。

また、若年層の正社員比率は低下傾向が続いており、全体の約4割が非正規雇用となっているといわれています。若年層の正社員化を促進するためには、きめ細かな相談対応が求められることから、本市では、国と市が共同で、久喜市ふるさとハローワークを設置し、各種雇用相談や情報提供を行い、求職者に対する支援を行っています。

さらに、正社員雇用の受け皿を確保するために、積極的に企業誘致を推進しています。

施策の課題

現在、雇用者全体に占める非正規雇用労働者の割合が増加しており、その結果、安定的かつ十分な収入の確保が困難になっています。

このため、各種産業振興施策を一体的に推進し、関係機関との連携のもと、雇用の場の確保に努めるとともに、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。

また、すべての勤労者が豊かに暮らすことができるよう、労働環境の充実等を働きかけていくとともに、勤労者福祉の充実を図ることが求められています。

施策の目的

市内における雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めて、健康で快適に就業できる環境づくりに取り組みます。

また、女性が働きやすい環境を整え、企業誘致などにより新たな雇用の場を創出するなど、特に若者が働きやすい就業環境の整備に努めます。

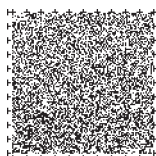
施策の内容

(1) 雇用機会の確保と地元就職の促進

春日部地域雇用対策協議会による地域合同就職面接会を通じて、地元雇用の促進を支援するとともに、ハローワーク春日部、久喜市ふるさとハローワークなどの関係機関と連携し、様々な求職者に対応した就労支援に努めます。

また、高齢者や障がいのある人の雇用機会を増やすために、各種制度の普及、促進などの啓発に努めるとともに、働く女性をサポートする企業の支援を行います。

- | | |
|--------|---|
| 主な取り組み | ○関係機関との連携強化
○地元雇用促進の支援
○各種制度の普及、啓発
○働く女性をサポートする企業の支援 |
|--------|---|



(2) 勤労者福祉の充実

すべての勤労者が豊かに暮らすことができるよう、勤労者施設等の充実に努め、健康の増進や余暇活動の促進を図ります。

また、勤労者のための住宅資金貸付制度の充実に努めるとともに、勤労者施策に係る情報提供に努めます。

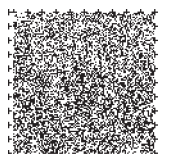
- 主な取組み
- 勤労者施設等の充実
 - 勤労者施策の充実
 - 勤労者施策の情報提供

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
就業者数	人	74,872	71,280	平成28(2016)年度現状値は、平成27(2015)年国勢調査
久喜市ふるさとハローワークでの雇用相談における市内就職率	%	70.4	68.0	
久喜市ふるさとハローワークの雇用相談利用者数	人	8,274	9,500	

協働の指針

- ハローワークなどの研修等に参加し、職業能力の向上に努めます。
- 安定した雇用機会の創出と高齢者層や障がい者、女性等の積極的な雇用を行います。



6 消費生活の充実

施策の現状

近年の消費者取引に係る苦情相談の年齢別割合は、全国的には、65歳以上と40歳代が高くなっています。

また、ICT*の進展に伴うインターネットによる詐欺、高齢者などを狙った訪問販売や家屋の点検・リフォーム商法等が増加しており、その内容も多様化・複雑化するなど消費生活をとりまく社会環境は大きく変化しています。

本市では、本庁舎で実施する消費生活相談に加え、各総合支所で特設消費生活相談を実施し、相談しやすい環境を整備しています。

さらに、広報紙やホームページ等による情報提供により、消費者保護対策を推進しています。

施策の課題

消費者の安全の確保、適切な商品選択の支援、必要な情報の確保、被害の救済などが受けられるように努め、消費者の保護とともに、自立する消費者づくりを目指す必要があります。

施策の目的

消費生活相談の実施や消費者保護に関する啓発活動を推進するとともに、消費生活関係団体の支援を進め、自立する消費者の育成に努めます。

施策の内容

(1) 自立する消費者の育成・支援

悪質商法や詐欺の手口、または商品事故に関する情報を定期的に広報紙やホームページ等でお知らせするとともに、チラシ、啓発品を配布し、市民への注意喚起を図ります。

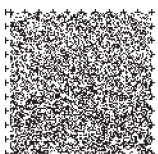
また、消費生活講座を開催して、最近の相談事例を交えながら、消費者の自立や知識の習得を図ります。

主な取組み ○情報提供による注意喚起
○消費生活講座の充実

(2) 消費生活相談の充実

多様化・複雑化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談の充実に努めます。

主な取組み ○消費生活相談の充実



(3) 消費者団体の育成・支援

自立した消費者の育成を図るため、消費者団体の活動を支援します。

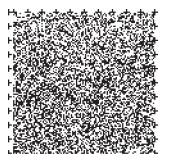
主な取組み ○消費者団体への活動支援

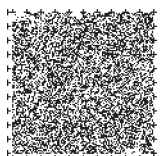
成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
消費者相談件数	件	428	470以下	
消費生活講座受講者数	人	59	60	

協働の指針

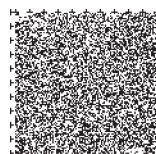
- 常に消費生活情報などに注意し、確かな知識や判断力を養うように努めます。
- 行政に対して、実態の情報を報告します。
- 責任ある商品やサービスを提供します。
- 適正な表示及び取引方法を実施します。





大綱
7

行財政を見直し、改革を進めるまち



大綱7 行財政を見直し、改革を進めるまち

1 行政改革の推進

施策の現状

地方分権が進展していく中、地方自治体は、「自己決定と自己責任」のもと、権限と責任を拡大する取組みを進めており、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進していくことが求められています。

また、少子高齢化の進行などによる社会環境の変化や、多様化・高度化する市民ニーズに適切かつ柔軟に対応していくためには、これまで以上に効率的・効果的な行政運営を行っていくことが必要です。

本市では、これまで久喜市行政改革大綱に基づき、「選択と集中」による市民の視点に立った市政運営の実現を目指して行政改革を進め、職員数の削減、税の滞納額の圧縮、市民サービスの向上などに努めてきました。

平成29（2017）年度からは、第2次久喜市行政改革大綱に基づき、持続可能な行政運営の実現を目指して、さらなる行政改革を進めています。

施策の課題

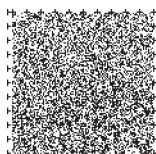
地方自治体を取り巻く社会環境は、少子高齢化の進行、環境問題、ICT*の進展などに伴う、人々の価値観やライフスタイル*の多様化により大きく変化しています。

また、今後さらなる少子高齢化が進むことが予想されるため、人口減や減収を想定したうえででのまちづくりを行う必要があります。

このような状況の中、地方自治体は、自主性・自立性をさらに高め、将来を見据えた堅実で持続可能な自治体経営を進めていくため、財政基盤の強化を図りながら、より効率的・効果的に行政サービスを提供していくことが必要となります。

施策の目的

市民とともに歩む持続的な自治体経営を進めていくため、今後の人口減、税収減も視野に入れながら、より効率的・効果的に行政サービスの提供ができる市政の実現を目指した行政改革を推進します。



施策の内容

(1) 変化に対応した行政運営

行政の関与の妥当性、事業の効率化など総合的な観点から精査し、市が真に担うべき事業を選択し、限られた財源をこれらに集中していく、事務事業の見直しに取り組みます。

また、変化に対応した組織・機構の再編を適宜行います。

さらに、久喜市定員適正化計画に基づく職員定員の管理及び給与の適正化を図ります。

- 主な取組み
- スクラップ・アンド・ビルド*の推進
 - 効率的な組織機構の構築
 - 久喜市定員適正化計画の推進
 - 給与等の適正化

(2) 行政評価の推進

行政活動の成果について客観的な評価を行うことで、業務内容を見直し、行政サービスの向上を図り、「市民の視点に立った市政運営」を実現するため、行政評価システムを推進します。

- 主な取組み
- 行政評価システムの推進

(3) 人材育成の推進

久喜市人材育成基本方針に基づき、職場環境の充実やプロ意識の啓発、職員研修の充実等を進めるとともに、業績と能力に基づく人事評価制度の充実を図るなど、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

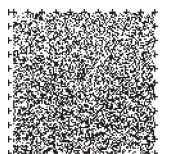
- 主な取組み
- 職員の資質向上
 - 意識改革の促進
 - 職員研修の充実
 - 人事評価制度の充実

(4) 電子市役所の推進

情報化の指針を定める久喜市情報化推進計画に基づき、電子市役所を推進するため、情報システムの活用により、事務の電子化を一層推進し、併せて保有するデータのオープンデータ*化、行政サービスのオンライン化、事務処理の見直しを行い、行政の簡素化・効率化や市民サービスの向上を図ります。

また、ICTの進展に伴う新たな脅威から情報資産を保護するため、情報セキュリティの確保に努めます。

- 主な取組み
- 久喜市情報化推進計画の推進
 - オープンデータ化の推進
 - 行政の簡素化・効率化
 - 情報セキュリティの確保



(5) 窓口サービスの向上

申請や届出などに関する事務処理の効率化や窓口業務の充実などを図り、窓口サービスの向上に努めるとともに、総合窓口エリア（ワンストップサービス*）の充実に努めます。

- 主な取組み
- 日曜開庁の推進
 - 総合窓口エリア（ワンストップサービス）の充実
 - コンビニ交付サービスの推進

(6) 公共施設等の適正管理の推進

公共施設の配置や各施設が担う役割等を考慮し、必要なサービスの水準を確保しながら、公の施設の管理運営に指定管理者制度*を活用するとともに、老朽化が進む公共施設等の適正管理を長期的な視点で行う公共施設アセットマネジメント*を推進します。

- 主な取組み
- 指定管理者制度の活用
 - 公共施設アセットマネジメントの推進

(7) 公有財産の有効活用

土地等の公有財産については、計画的かつ効率的な利用を推進します。

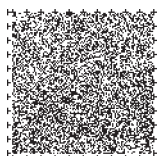
- 主な取組み
- 土地等の公有財産の計画的な利活用

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
市職員数	人	920	908 以下	
行政改革実施計画の達成率	%	90.5	100	
施策評価の成果指標の達成率	%	64.5	100	

協働の指針

○市の行財政改革への関心を持ち、その推移を見守ります。



2 健全な財政運営の確立

施策の現状

本格的な地方分権時代は、自治体に対して、市民の参画・協働を進めながら自らの進むべき方向を自らが決定し、市民生活の向上に役立つ具体的な施策を実行していくことができる経営能力を強く求めています。

1市3町の合併に伴い、国からの財政支援や、人件費・事務経費等の歳出削減に効果が現れていますが、様々な財政指標から判断すると、未だ厳しい財政状況にあります。

国からの財政支援措置の中のひとつである、合併前の普通交付税の水準が全て保障される期間は平成26（2014）年度までとなっており、平成27（2015）年度から毎年逡減され、平成31（2019）年度で終了します。

このため、さらに厳しい財政状況になることが予想されることから、歳出における一層の効率化、歳入における財源の確保に努めています。

施策の課題

社会の成熟化に伴い、行政に対するニーズは多様化・高度化しており、また、人口減少に伴い、財政規模の縮小が予測されています。このような中、前期基本計画期間において、財政調整基金*の確保や、経常収支比率*及び実質公債費比率*の改善など一定の効果が出ています。

しかしながら、市の財政運営において、扶助費などの義務的経費*が引き続き高い割合で推移していることや公共施設の老朽化対策経費などの将来的に負担が見込まれる経費も多いことから、これらに適切に対応し、財政の柔軟性を確保していくことが必要です。

施策の目的

市民の信頼感と安心感を確保するため、財政運営の効率化を進め、財政の健全化・安定化に努めます。

施策の内容

（1）健全な財政基盤の確保

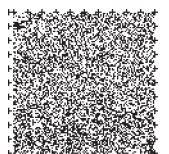
安定した財政運営のため、新たな自主財源確保に努めます。

さらに、受益と負担のあり方について見直し、その適正化に努めます。

加えて、一定程度の財政調整基金残高の確保に努めます。

また、市税収入の安定的な確保に努めます。

- | | |
|-------|--------------|
| 主な取組み | ○自主財源の確保 |
| | ○受益者負担の適正化 |
| | ○財政調整基金の確保 |
| | ○市税収入の安定的な確保 |



(2) 効率的・効果的な財政運営の推進

行政改革を推進するとともに、予算編成方法の改善と予算編成過程及び財政状況等をわかりやすく公表します。

また、新たな市民ニーズに corres 応するため、事務事業のスクラップ・アンド・ビルド*を進め、行政評価と予算編成との連携を図ります。

さらに、民間活力を活用し公民連携を推進することで、市民サービスの向上と経費の削減を図ります。

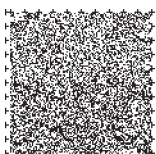
- 主な取組み
- 予算編成方法の改善
 - 行政評価と予算編成との連携強化
 - 公民連携の推進

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
経常収支比率	%	92.6	前年度県内市平均値と 90.2%を比較し、低い方の比率	
実質公債費比率	%	7.8	前年度数値と 4.7%を比較して低い方の比率	
市税の滞納額	億円	7.22	6.3 以下	
年度末財政調整基金残高	億円 (%)	58 (19.1)	標準財政規模の 10%以上	

協働の指針

- 市の財政運営に関心を持ちます。
- 納税者の義務を果たします。
- 団体運営について、補助金等を財源としている運営を見直し、自立運営に努めます。



3 地方分権・広域行政の推進

施策の現状

地方分権の進展に伴い、地方自治体には、自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政運営を行っていくことが求められています。

また、日常生活圏の拡大とともに人々のライフスタイル*や価値観も多様化しており、住民に最も身近な地方自治体である市町村は、自主性・自立性の向上が求められています。

本市においては、これらの行政課題に対処するため、県からの権限移譲の推進を図り、行政サービスの向上に努めるとともに、広域的な推進が求められる行政課題等においては、県や周辺自治体との連携により取り組んでいます。

施策の課題

多様化する市民ニーズをはじめ、少子高齢化、情報化、国際化などを背景とした行政課題に的確に対応できる柔軟な行政運営体制の確立が求められています。

施策の目的

市民に信頼され、自主性・自立性をもった行政サービスの向上に努めます。

施策の内容

(1) 地方分権の推進

市民にサービスを身近なところで提供できるよう、権限移譲を積極的に受け入れます。

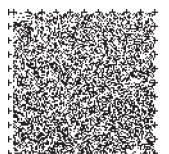
主な取組み ○権限移譲事務の受け入れ

(2) 広域行政の推進

効率的で質の高い行政サービスを提供するため、周辺自治体と連携することにより、広域的な取組みを推進します。

さらに、市民サービスの向上に資するよう、引き続き、周辺自治体との公共施設の相互利用を推進します。

主な取組み ○関係周辺自治体との連携強化
○近隣市町との公共施設の相互利用

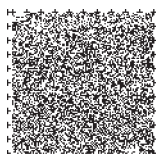


成果指標（みんなで目指す目標値）

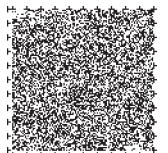
成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
県からの権限移譲事務数	事務	92	101	

協働の指針

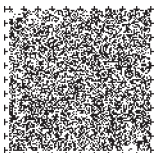
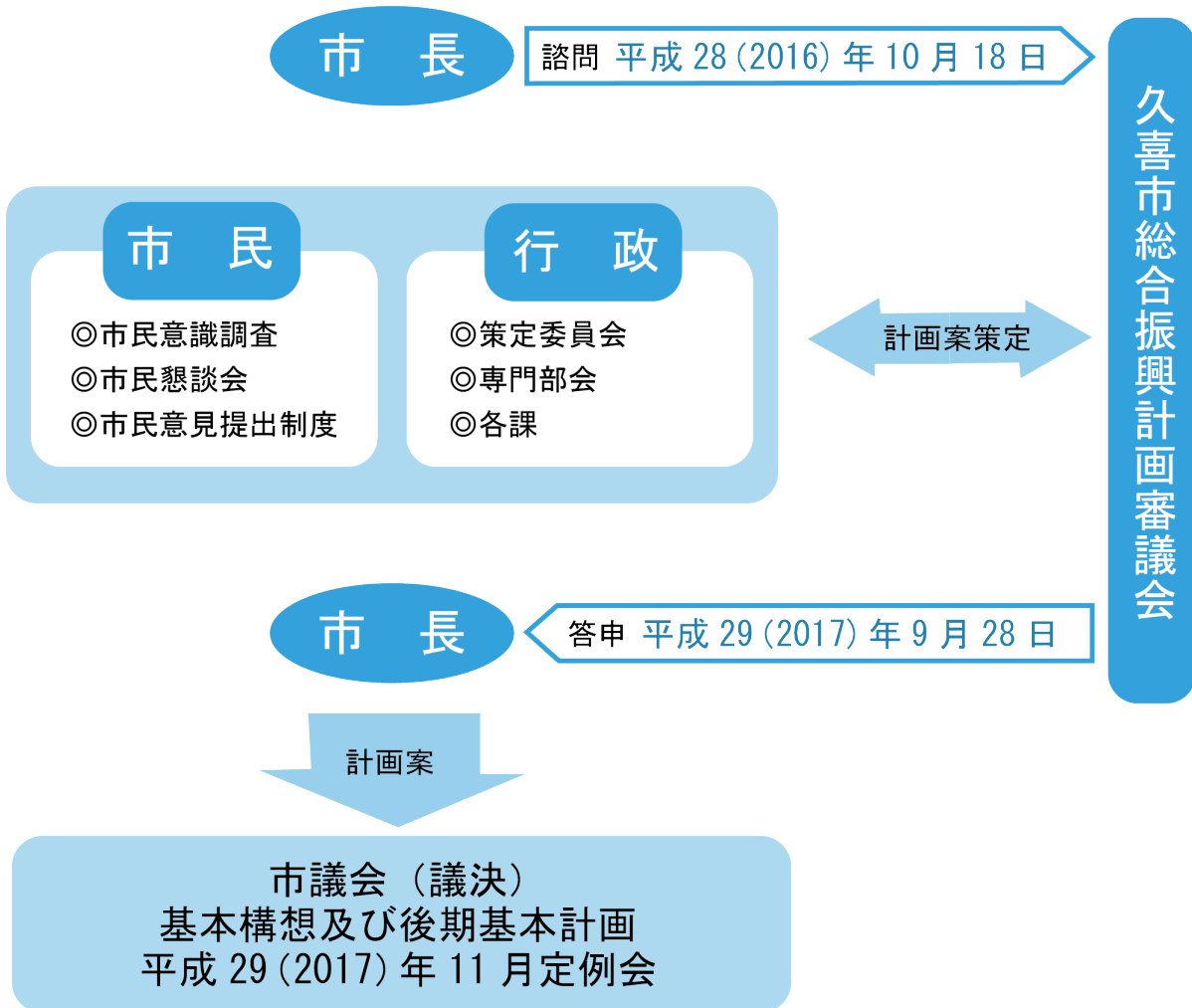
○市の取組みに関心を持ちます。



資料編



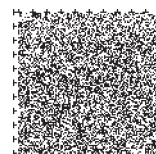
1 策定体制



2 久喜市総合振興計画審議会

(1) 審議経過

回	開催日	審議内容
第1回	平成28(2016)年 10月18日(火)	(1) 委嘱書の交付 (2) 会長、副会長の選出 (3) 諮問 (4) 総合振興計画審議会について (5) 総合振興計画について (6) 市民意識調査について
第2回	平成29(2017)年 1月23日(月)	(1) 市民意識調査の結果について (2) 前期基本計画に基づく施策の進捗状況等について
第3回	平成29(2017)年 3月28日(火)	(1) 総合振興計画(後期基本計画)検討原案について (2) 市民意識調査結果について
第4回	平成29(2017)年 4月28日(金)	(1) 総合振興計画(後期基本計画)検討原案について
第5回	平成29(2017)年 5月30日(火)	(1) 総合振興計画(後期基本計画)素案について
第6回	平成29(2017)年 6月30日(金)	(1) 総合振興計画(後期基本計画)素案について
第7回	平成29(2017)年 8月28日(月)	(1) 総合振興計画(案)への市民意見提出制度に提出された意見及び意見に対する市の考え方について (2) 総合振興計画後期基本計画用語解説集(案)について (3) 和暦・西暦の併記について (4) 答申(案)について
第8回	平成29(2017)年 9月28日(木)	(1) 総合振興計画後期基本計画(案)について (2) 答申



(2) 審議会条例

久喜市総合振興計画審議会条例

平成 22 年 7 月 13 日
条例第 237 号

(設置)

第 1 条 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、久喜市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、久喜市総合振興計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 執行機関の委員
- (3) 市内の公共的団体の役職員
- (4) 学識経験を有する者

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の審議会の会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 審議会は、部会を置くことができる。

(庶務)

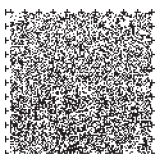
第 9 条 審議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

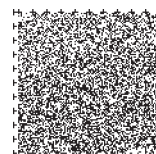
この条例は、公布の日から施行する。



(3) 委員名簿

	氏名	選出区分	備考
1	青木 浩美	第1号委員 公募による市民	
2	枝 重雄		
3	折原 貞夫		
4	進藤 律子		
5	鈴木 美栄子		
6	和田 一也		平成29(2017)年8月26日まで
7	岩崎 長一	第2号委員 執行機関の委員	
8	坪井 喜代子		
9	内田 正枝	第3号委員 市内の公共的団体の役職員	
10	柏浦 茂		
11	後藤 悦子		
12	鈴木 正雄		
13	平 忠昭		
14	武井 南海子		
15	竹下 学		
16	富田 英則		副会長
17	中村 美恵子		
18	峯 義夫		
19	渡邊 邦夫		
20	浅野 和生	第4号委員 学識経験を有する者	会長

任期：平成28(2016)年10月18日～平成30(2018)年10月17日



(4) 諮問書

久 企 第 8 1 7 号

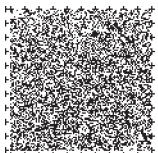
平成28年10月18日

久喜市総合振興計画審議会会長 様

久喜市長 田 中 暄 二

久喜市総合振興計画について（諮問）

久喜市総合振興計画審議会条例（平成22年条例第237号）第2条の規定に基づき、久喜市総合振興計画基本構想及び基本計画について、貴審議会の意見を求めます。



(5) 答申書

平成29年9月28日

久喜市長 田中 暄 二 様

久喜市総合振興計画審議会
会 長 浅 野 和 生

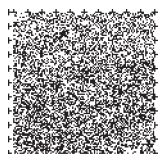
久喜市総合振興計画後期基本計画（案）について（答申）

平成28年10月18日付け久企第817号で諮問のあった久喜市総合振興計画後期基本計画（案）につきまして、8回にわたり慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおり取りまとめましたので、ここに答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記の意見について十分配慮されるよう要望します。

記

- 1 当審議会の審議過程や、市民意識調査等で寄せられた意見を尊重し、市民参加と協働によるまちづくりに努められたい。
- 2 リーディングプロジェクトを推進し、基本構想に掲げた市の将来像「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市 ～ 人と愛 水と緑 市民主役のまち ～」の実現に努められたい。
- 3 引き続き最大限の努力と情熱をもって、後期基本計画の施策の推進に努められたい。



3 市民参加

(1) 市民意識調査

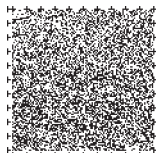
目的	総合振興計画（後期基本計画）を策定するにあたり、市民の考えや意見を把握し、計画に反映させるための基礎資料を得ることを目的として実施した。
調査対象	平成28（2016）年10月1日時点において、久喜市の住民基本台帳に記録された18歳以上の人
抽出方法	無作為抽出
対象者数	5,000人（男女各2,500人）
有効回収数	2,545人
有効回収率	50.9%
実施期間	平成28（2016）年11月11日（金）～11月25日（金）

(2) 市民懇談会

目的	総合振興計画（後期基本計画）を策定するにあたり、市長と市民との懇談を通じて、意見聴取を行うことを目的として実施した。	
実施概要	平成29（2017）年 7月1日（土）	菖蒲コミュニティセンター 70人
		栗橋文化会館（イリス） 82人
	平成29（2017）年 7月2日（日）	毎日興業アリーナ久喜メインアリーナ（第1体育館） 85人
		ふれあいセンター久喜 85人
平成29（2017）年 7月8日（土）	鷲宮総合支所 72人	

(3) 市民意見提出制度（パブリック・コメント）

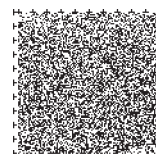
目的	総合振興計画（後期基本計画）を策定するにあたり、市民から幅広く意見を求めることを目的として実施した。
意見提出期間	平成29（2017）年7月8日（土）～8月6日（日）
意見件数	3人 10件



4 庁内策定体制

(1) 策定委員会会議経過

回	開催日	審議内容
第1回	平成29(2017)年 1月13日(金)	(1) 策定委員会について (2) 策定基本方針について (3) 策定スケジュールについて (4) 市民意識調査の結果について (5) 前期基本計画に基づく施策の進捗状況等について
第2回	平成29(2017)年 3月14日(火)	(1) 総合振興計画(後期基本計画)検討原案について
第3回	平成29(2017)年 3月21日(火)	(1) 総合振興計画(後期基本計画)検討原案について (2) 市民意識調査結果について
第4回	平成29(2017)年 4月20日(木)	(1) 総合振興計画(後期基本計画)検討原案について
第5回	平成29(2017)年 5月22日(月)	(1) 総合振興計画(後期基本計画)素案について
第6回	平成29(2017)年 6月23日(金)	(1) 総合振興計画(後期基本計画)素案について
第7回	平成29(2017)年 8月22日(火)	(1) 総合振興計画(案)への市民意見提出制度に提出された意見及び意見に対する市の考え方について (2) 総合振興計画後期基本計画用語解説集(案)について (3) 和暦・西暦の併記について
第8回	平成29(2017)年 10月4日(水)	(1) 総合振興計画後期基本計画(案)について



(2) 策定委員会設置規程

久喜市総合振興計画（後期基本計画）策定委員会設置規程

平成 28 年 7 月 6 日

訓令第 12 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日

訓令第 7 号

（設置）

第 1 条 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合振興計画（後期基本計画）の策定に当たり、市内における総合振興計画（後期基本計画）案（以下「計画案」という。）を作成するため、久喜市総合振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 計画案を作成すること。
- （2） 計画案の作成に係る事項について、市長に報告すること。
- （3） その他計画案を作成するに当たり必要と認められること。

（組織）

第 3 条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は総務部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、総合調整幹、財政部長、市民部長、環境経済部長、福祉部長、健康増進部長、建設部長、菖蒲総合支所長、栗橋総合支所長、鷲宮総合支所長、会計管理者、上下水道部長、議会事務局長及び教育部長の職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長の職務）

第 4 条 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

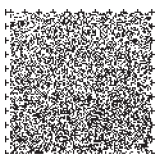
（会議）

第 5 条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出をさせることができる。

（専門部会）

第 6 条 計画案の素案の作成について、必要な調査、検討及び関係課との調整を行うため、策定委



員会に次に掲げる専門部会を置くことができる。

- (1) 地域コミュニティ専門部会
- (2) 自然・環境専門部会
- (3) 保健・医療専門部会
- (4) 福祉専門部会
- (5) 教育・文化専門部会
- (6) 建設専門部会
- (7) 産業・経済専門部会
- (8) 総務専門部会
- (9) 財政専門部会

2 前項各号に掲げるそれぞれの専門部会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

3 専門部会の部会長及び副部会長は、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の会議に構成員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出をさせることができる。

(部会長及び副部会長の職務)

第7条 専門部会の部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 策定委員会及び専門部会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

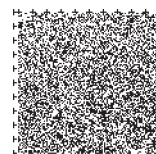
1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

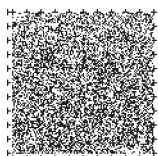
附 則 (平成29年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。



別表第1（第6条関係）

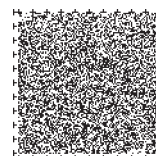
専門部会	所属	職名
地域コミュニティ専門部会	総務部	副部長 シティプロモーション課長 企画政策課長 人権推進課長 公文書館長
	市民部	副部長 自治振興課長
	環境経済部	商工観光課長
	菖蒲総合支所	総務管理課長 市民課長 しょうぶ会館長
	栗橋総合支所	総務管理課長 市民課長
	鷺宮総合支所	総務管理課長 市民課長
自然・環境専門部会	環境経済部	副部長 環境課長 ごみ処理施設建設推進課長
	建設部	都市計画課長 道路河川課長
	菖蒲総合支所	環境経済課長
	栗橋総合支所	環境経済課長
	鷺宮総合支所	環境経済課長
	上下水道部	下水道業務課長
保健・医療専門部会	健康増進部	副部長 健康医療課長 中央保健センター所長 国民健康保険課長
福祉専門部会	福祉部	副部長 社会福祉課長 障がい者福祉課長 介護福祉課長 子育て支援課長 保育課長
	菖蒲総合支所	福祉課長 しょうぶ会館長
	栗橋総合支所	福祉課長
	鷺宮総合支所	福祉課長
教育・文化専門部会	総務部	企画政策課長
	市民部	生活安全課長
	菖蒲総合支所	市民課長
	栗橋総合支所	市民課長
	鷺宮総合支所	市民課長
	教育部	副部長 教育総務課長 学務課長 指導課長 生涯学習課長 文化財保護課長 中央公民館長 中央図書館長
建設専門部会	市民部	生活安全課長 消防防災課長
	福祉部	社会福祉課長
	健康増進部	健康医療課長
	建設部	副部長 建設管理課長 道路河川課長 営繕課長 都市計画課長 都市整備課長 栗橋駅西土地区画整理事務所長 公園緑地課長 建築審査課長
	菖蒲総合支所	市民課長
	栗橋総合支所	市民課長
	鷺宮総合支所	市民課長
	上下水道部	副部長 水道業務課長 水道施設課長 下水道業務課長 下水道施設課長



専門部会	所属	職名
産業・経済専門部会	市民部	生活安全課長
	環境経済部	副部長 農業振興課長 商工観光課長
	菖蒲総合支所	環境経済課長
	栗橋総合支所	環境経済課長
	鷺宮総合支所	環境経済課長
	農業委員会事務局	事務局長
総務専門部会	総務部	副部長 秘書課長 シティプロモーション課長 庶務課長 人事課長 企画政策課長
	財政部	管財課長 市民税課長
	市民部	副部長 市民課長
	菖蒲総合支所	副支所長 総務管理課長
	栗橋総合支所	副支所長 総務管理課長
	鷺宮総合支所	副支所長 総務管理課長
	議会事務局	議会総務課長
財政専門部会	総務部	企画政策課長
	財政部	副部長 財政課長 管財課長 契約検査課長 市民税課長 資産税課長 収納課長
	菖蒲総合支所	税務課長
	栗橋総合支所	税務課長
	鷺宮総合支所	税務課長
	出納室	出納室長
	監査委員事務局	事務局長

別表第2（第6条関係）

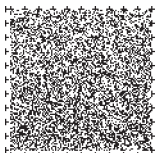
専門部会	部会長	副部会長
地域コミュニティ専門部会	市民部副部長	自治振興課長
自然・環境専門部会	環境経済部副部長	環境課長
保健・医療専門部会	健康増進部副部長	健康医療課長
福祉専門部会	福祉部副部長	社会福祉課長
教育・文化専門部会	教育部副部長	指導課長
建設専門部会	建設部副部長	建設管理課長
産業・経済専門部会	環境経済部副部長	商工観光課長
総務専門部会	総務部副部長	秘書課長
財政専門部会	財政部副部長	財政課長



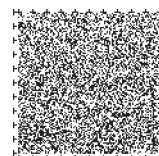
5 成果指標（みんなで目指す目標値）一覧

成果指標 126 指標

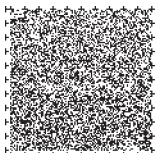
大綱	施策	ページ	成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
大綱 1 市民が参加し、 地域コミュニティ豊かなまち	1 コミュニティ活動の推進	51	コミュニティ施設の利用者数	人	166,070	167,000	
			地区コミュニティ協議会の組織数	団体	12	21	
	2 協働のまちづくりの推進	53	附属機関公募委員の応募率	%	141.0	150.0	
			市民参加推進員登録者数	人	23	55	
	3 人権の尊重	56	人権に関する相談窓口の設置数	回	51	51	
	4 男女共同参画社会の実現	58	男女共同参画の周知度	%	53.1	80.0	
			市の審議会等における女性委員の登用率	%	33.7	40.0	
	5 交流活動の推進	60	日本語教室参加者数	人	102	120	
			外国語（併記）刊行物の発行種類数	種類	0	1	
	6 情報公開の推進	62	歴史公文書の所蔵件数	件	17,682	24,000	
	7 戦略的かつ効果的な広報・広聴活動の推進	64	ホームページアクセス件数	件	5,500,768	5,550,000	
			メール配信による情報提供数	件	537	550	
	1 自然環境の保全・創造	67	環境関係住民団体数	団体	5	8	
			環境学習会開催数	回	6	8	
河川の水質基準達成率			%	84.4	78.0		



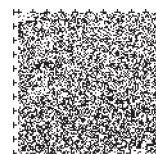
大綱	施策	ページ	成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
大綱 2 自然とふれあえる、 環境に優しいまち	2 快適な生活環境の創造	70	ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動参加人数	人	24,582	24,000	
			公害に関する苦情件数	件	168	140 以下	
	3 美しい景観の形成	72	地区計画を定めている地区数	地区	15	15	
	4 廃棄物処理の充実	74	市民一人 1 日当たりごみ排出量（資源物を除く）	g	468	415 以下	
			再生利用率（リサイクル率）	%	31.5	34.6	
5 地球環境問題への対応	78	市の事務・事業から排出される温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）	t	11,012	11,746 以下	平成 34(2022)年度目標値を平成 28(2016)年度現状値と同じ係数で換算すると 9,466	
		設置された住宅用太陽光発電システムの最大出力	kW	3,799	5,950		
大綱 3 子どもから高齢者まで、 誰もが健康で安心して暮らせるまち	1 健康づくり・食育の推進	82	健康づくりに関する事業への参加者数	人	78,399	85,000	
			65 歳健康寿命	年	男性 17.55 女性 20.21	男性 17.50 女性 20.25	平成 28(2016)年度現状値は、平成 27(2015)年埼玉県衛生研究所より算出したもの
			がん検診受診者数	人	41,981	49,300	
			がん検診精密検査受診率	%	67.2	70.0	
			乳幼児健康診査の未受診児に対する状況把握率	%	97.2	100	
	2 地域医療の充実	86	「とねっと」参加申込者数	人	4,945	12,000	
			市内医療機関の「とねっと」参加率	%	28.0	35.0	
	3 子育て支援の充実	89	特別保育実施保育所等数	箇所	26	30	
			保育所等待機児童数	人	13	0	
			子育て支援センター利用者数	人	33,995	40,000	



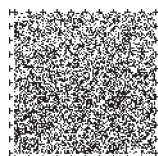
大綱	施策	ページ	成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
大綱 3 子どもから高齢者まで、 誰もが健康で安心して暮らせるまち	4 高齢者福祉の充実	92	介護予防教室等の参加者数	人	24,237	33,500	
			地域包括支援センター相談者数	人	23,499	30,000	
			いきいきデイサービスの参加者数	人	347	400	
			老人クラブ会員数	人	2,945	3,200	
			認知症サポーター養成講座新規受講者数	人	1,682	1,650	
			介護予防ボランティア（はつらつリーダー）登録者数	人	91	145	
	5 障がい者（児）福祉の充実	96	障がい者就労支援事業登録者における障がい者の就労数	人	29	30	
			福祉タクシー利用助成や自動車燃料費助成を受けている障がい者の割合	%	78.7	80.0	
			居宅介護等サービスを受けている障がい者の数	人	293	320	
			日中活動系サービスを受けている障がい者の数	人	957	1,120	
			要援護者見守り支援事業のうち障がい者の登録者数	人	610	640	
	6 地域福祉・地域ボランティアの充実	99	個人ボランティア登録者数	人	352	380	
			ボランティア登録団体数	団体	87	88	
			要援護者見守り支援台帳登録者数	人	3,859	5,200	
			社会福祉協議会会員数	世帯	31,397	32,000	
			ふれあい・いきいきサロン設置数	箇所	53	60	
	7 社会保障制度の充実	102	国民健康保険税の滞納額	億円	11.15	10.41 以下	
			生活保護から自立した世帯数	世帯	40	37	



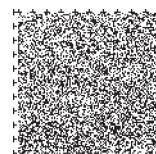
大綱	施策	ページ	成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
大綱 4 心豊かな人材を育み、 郷土の歴史文化を大切に するまち	1 幼児教育の充実	106	幼稚園と小学校の交流活動	回	22	28	
	2 学校教育の充実	112	校舎及び屋内運動場等の非構造部材の落下防止対策をした施設数	施設	3	37	
			地元農産物を取り入れた学校給食食材の割合	%	15.2	17.0	
			1日1回は読書をしている児童生徒の割合	%	小学校 83.1 中学校 71.7	小学校 95.0 中学校 90.0	
			「学校が好きだ」と考えている児童生徒の割合	%	小学校 91.2 中学校 92.0	小学校 92.0 中学校 92.0	
			新体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク(ABC)の児童生徒の割合	%	小学校 85.6 中学校 86.2	小学校 90.0 中学校 90.0	
			毎日朝食を食べている児童生徒の割合	%	小学校 96.5 中学校 95.4	小学校 100 中学校 100	
	3 高等教育機関との連携	114	高等教育機関と民間事業所の連携事業数	事業	0	1	
			市と高等教育機関の連携事業数	事業	15	20	
	4 青少年の健全育成	116	青少年相談員の人数	人	8	12	
			青少年健全育成団体事業に参加する児童・生徒数	人	774	800	
	5 人権教育の推進	118	PTA 人権教育研修会の開催数	回	4	4	
			野久喜集会所事業参加者数	人	1,284	1,580	
			内下集会所事業参加者数	人	382	490	
			社会人権教育指導者養成講座の参加者数	人	312	325	



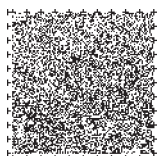
大綱	施策	ページ	成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
大綱 4 心豊かな人材を育み、 郷土の歴史文化を大切に するまち	6 生涯学習の推進	122	生涯学習関連の講座・教室の参加者数	人	14,452	14,600	
			生涯学習人材バンク登録者数	人	221	225	
			家庭教育学級の参加数（小・中学校 PTA 等）	学級	30	40	
			生涯学習センター利用者数	人	-	102,000	
			公民館利用者数	人	387,090	381,000	
			人口一人当たりの図書の出冊数	冊	4.94	5.43	
	7 歴史・文化の継承と活用	125	久喜市美術展出品者数	人	379	450	
			久喜市美術展入場者数	人	2,135	2,800	
			市民芸術祭入場者数	人	911	800	
			吹奏楽フェスティバル入場者数	人	1,968	2,100	
			街かどコンサートの実施回数	回	7	8	
			郷土伝統芸能後継者育成活動の実施回数	回	377	380	
			郷土資料館の入館者数	人	7,766	7,900	
	8 スポーツ・レクリエーション活動の充実	127	社会体育施設利用者数	人	277,422	281,000	
			学校体育施設利用者数	人	215,514	216,000	
			スポーツ・レクリエーション大会、教室等参加者数	人	19,712	19,800	



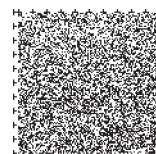
大綱	施策	ページ	成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
大綱 5 安全で調和のとれた住みよい快適なまち	1 都市機能の整備	132	市街化区域の面整備率	%	61.2	61.5	
	2 道路・公共交通の整備・充実	135	舗装整備率	%	72.9	75.0	
			歩道整備延長	m	155,745	158,000	
			市内循環バス乗車人数	人	157,992	169,000	
			デマンド交通乗車人数	人	20,338	21,500	
	3 公園の緑化と水辺環境の保全	139	都市公園の整備（供用）面積	m ²	637,755	686,000	
			総合体育館及び有料公園施設等の利用者数	人	646,373	647,000	
			公園維持管理業務等の委託契約を締結した住民団体数	団体	145	145	
	4 上下水道の整備	142	有収率	%	92.0	93.6	
			配水管における石綿管の残存距離	km	1.1	0	
			下水道普及率	%	69.0	70.7	
			水洗化率	%	94.5	94.9	
			浄化槽法定検査の実施率	%	9.7	15.6	
	5 治水対策の充実	144	浸水による通行止箇所 の減少	箇所	25	24 以下	
	6 防災・消防体制の充実	147	自主防災組織の組織率	%	73.9	80.0	
災害時応援協定締結数			件	37	50		
7 防犯体制の強化	149	防犯灯の設置基数	基	9,846	10,300		
		刑法犯認知件数	件	1,486	1,486 以下		
		こどもレディース 110 番の家相談員数 (1 戸あたり 1 人)	人	1,035	1,035		



大綱	施策	ページ	成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
	8 交通安全対策の充実	151	交通事故発生件数	件	676	656 以下	
			道路照明灯の設置基数	基	2,539	2,560	
			道路反射鏡設置基数	基	4,086	4,280	
			交通災害共済加入件数	件	15,089	11,090	
大綱 6 地域の産業が元気で、 多彩な企業が集積する豊かなまち	1 農業の振興	156	農業生産法人数	法人	5	9	
			認定農業者数	人	172	176	
	2 工業の振興	158	製造品出荷額等	億円	3,991	4,443	平成 28(2016)年度現状値は、平成 26(2014)年工業統計調査
			市内事業所の数(製造業)	社	247	250	平成 28(2016)年度現状値は、平成 26(2014)年工業統計調査
	3 商業の振興	160	商工会加盟会員数	数	2,624	2,670	
			空き店舗を活用した創業補助件数	件	5	5	
			小売商業の商品販売額	億円	1,548	1,572	平成 28(2016)年度現状値は、平成 26(2014)年商業統計調査
	4 観光の振興	162	観光イベント来場者数	人	926,000	1,000,000	
			観光ホームページアクセス件数	件	41,025	55,000	
	5 勤労者福祉と就業支援の充実	165	就業者数	人	74,872	71,280	平成 28(2016)年度現状値は、平成 27(2015)年国勢調査
			久喜市ふるさとハローワークでの雇用相談における市内就職率	%	70.4	68.0	
			久喜市ふるさとハローワークの雇用相談利用者数	人	8,274	9,500	
	6 消費生活の充実	167	消費者相談件数	件	428	470 以下	
			消費生活講座受講者数	人	59	60	



大綱	施策	ページ	成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
大綱 7 行財政を見直し、 改革を進めるまち	1 行政改革の推進	172	市職員数	人	920	908 以下	
			行政改革実施計画の達成率	%	90.5	100	
			施策評価の成果指標の達成率	%	64.5	100	
	2 健全な財政運営の確立	174	経常収支比率	%	92.6	前年度県内市平均値と 90.2% を比較し、低い方の比率	
			実質公債費比率	%	7.8	前年度数値と 4.7% を比較して低い方の比率	
			市税の滞納額	億円	7.22	6.3 以下	
			年度末財政調整基金残高	億円 (%)	58 (19.1)	標準財政規模の 10% 以上	
3 地方分権・広域行政の推進	176	県からの権限移譲事務数	事務	92	101		

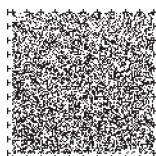


6 市の各種計画一覧

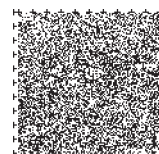
平成 30 年 3 月現在の久喜市の各種計画一覧です。

なお、計画の初年度が平成 30 年度のもの、策定が予定されている計画です。

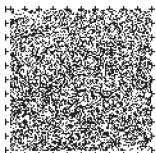
	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨（概要）	策定の根拠	所管
1	久喜市定員適正化計画	平成 27（2015）年度～平成 31（2019）年度（5 年）	効率的な行政運営を推進するため、年度別の目標職員数等を定め、適正な定員管理を推進するための計画	久喜市行政改革大綱	人事課
2	新市基本計画	平成 21（2009）年度～平成 31（2019）年度（11 年）	1 市 3 町合併後の新市におけるまちづくり全般のマスタープランであり、本計画の実現を図ることで、新市の円滑な運営を確保し、地域の特性を生かした均衡ある発展を図るための計画	市町村の合併の特例等に関する法律第 6 条	企画政策課
3	久喜市総合戦略	平成 27（2015）年度～平成 31（2019）年度（5 年）	「人口減少と地域経済縮小の克服」及び「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を目指すため、施策の基本的方向等についてまとめた計画	まち・ひと・しごと創生法第 10 条	企画政策課
4	久喜市公共施設等総合管理計画	平成 28（2016）年度～平成 67（2055）年度（40 年）	管理する公共建築物やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を掲載した計画	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成 26（2014）年 4 月 22 日総財務第 74 号）	企画政策課
5	第 2 次久喜市行政改革大綱	平成 29（2017）年度～平成 33（2021）年度（5 年）	厳しい財政状況の中で、多様化する行政課題に的確に対応していくための行政改革に積極的に取り組むための計画	地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（平成 27（2015）年 8 月 28 日総行経第 29 号）	企画政策課
6	第 2 次久喜市男女共同参画行動計画	平成 30（2018）年度～平成 34（2022）年度（5 年）	久喜市男女共同参画を推進する条例に即した内容で、本市の男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための計画	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会基本法第 14 条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 2 条の 3 久喜市男女共同参画を推進する条例第 9 条 	人権推進課
7	第 2 次久喜市情報化推進計画	平成 30（2018）年度～平成 34（2022）年度（5 年）	行政サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、市民ニーズの動向、国・県の動向、社会情勢の変化、技術革新等を踏まえ、電子市役所を推進するための計画	<ul style="list-style-type: none"> 新電子自治体推進指針 電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針 	管財課
8	第 10 次久喜市交通安全計画	平成 28（2016）年度～平成 32（2020）年度（5 年）	交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するための計画	交通安全対策基本法第 26 条	生活安全課
9	国民保護に関する久喜市計画	平成 23（2011）年度～ ※必要に応じて見直し	我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、市民の生命、身体及び財産を保護するための計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第 35 条	消防防災課



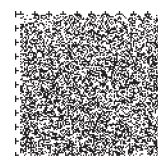
	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨（概要）	策定の根拠	所管
10	地域防災計画	平成 26（2014）年度～ ※各年検討を加え、必要に応じて見直し	市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し「災害に強いまちづくり」の推進に資するための計画	災害対策基本法第 42 条	消防防災課
11	久喜市環境基本計画	平成 25（2013）年度～ 平成 34（2022）年度（10 年） ※ 5 年見直し	環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	環境基本法第 7 条	環境課
12	久喜市緑の基本計画	平成 27（2015）年度～ 平成 36（2024）年度（10 年） ※ 5 年見直し	緑の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	都市緑地法第 4 条	環境課
13	第 2 次久喜市環境保全率先実行計画	平成 29（2017）年度～ 平成 34（2022）年度（6 年）	市の事業者・消費者としての活動から生じる環境負荷を低減するための計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3	環境課
14	久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	平成 29（2017）年度～ 平成 43（2031）年度（15 年） ※ 5 年毎又は計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直し	本市における、ごみ処理の方法やごみの減量・リサイクルの取組みを推進するための計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項	ごみ処理施設建設推進課
15	久喜市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画	平成 29（2017）年度～ 平成 37（2025）年度（9 年） ※必要に応じて見直し	生活排水及び汚泥の処理方法等に係る基本方針を定める計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項	ごみ処理施設建設推進課
16	久喜市農業振興地域整備計画	平成 26（2014）年度～ 平成 35（2023）年度（10 年） ※ 5 年見直し	農業振興地域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を定める計画	農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 1 項	農業振興課
17	久喜市農業農村基本計画	平成 27（2015）年度～ 平成 34（2022）年度（8 年）	農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	久喜市農業基本条例第 10 条	農業振興課
18	久喜市森林整備計画	平成 30（2018）年度～ 平成 39（2027）年度（10 年） ※ 5 年見直し	本市における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定め、適切な森林整備を推進することを目的とする計画	森林法第 10 条の 5	農業振興課
19	第 2 次地域福祉計画・地域福祉活動計画	平成 29（2017）年度～ 平成 34（2022）年度（6 年）	地域福祉行政の運営や地域住民、各種団体、ボランティアなど民間の活動、行動の総合的な指針の役割を担う公私協働計画	・社会福祉法第 107 条 ・久喜市総合福祉条例第 9 条	社会福祉課
20	第 5 期久喜市障がい福祉計画	平成 30（2018）年度～ 平成 32（2020）年度（3 年）	各年度における障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策を定めた計画	障害者総合支援法第 88 条第 1 項	障がい者福祉課
21	第 2 次久喜市障がい者計画	平成 30（2018）年度～ 平成 35（2023）年度（6 年）	市の障がい者・児施策全般に関する基本的な方向性や目標等を定めた計画	障害者基本法第 11 条第 3 項	障がい者福祉課



	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨（概要）	策定の根拠	所管
22	第1次久喜市障がい児福祉計画	平成30（2018）年度～平成32（2020）年度（3年）	各年度における障がい児への福祉サービスの見込量及びその確保のための方策を定めた計画	児童福祉法第33条の2	障がい者福祉課
23	久喜市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画	平成30（2018）年度～平成32（2020）年度（3年）	高齢者に関する各種の福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標を定めた計画	・老人福祉法第20条の8第1項 ・介護保険法第117条	介護福祉課
24	久喜市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画を含む）	平成27（2015）年度～平成31（2019）年度（5年）	地域全体で子育て支援に取り組むための計画	・子ども・子育て支援法第61条 ・次世代育成支援対策推進法第8条	子育て支援課
25	新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26（2014）年度～ ※国や県の行動計画と整合をはかり、適宜見直す	新型インフルエンザの発生やまん延に備え、新型インフルエンザによる健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活を確保するための計画	国の新型インフルエンザ対策行動計画における対策推進のための役割分担	健康医療課
26	第2次久喜市健康増進・食育推進計画	平成29（2017）年度～平成34（2022）年度（6年） ※5年見直し	市民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進していくための計画 食育を総合的かつ計画的に推進していくための計画	・健康増進法第8条第2項 ・食育基本法第18条第1項	健康医療課
27	久喜市国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）	平成29（2017）年度～平成35（2023）年度（7年）	国民健康保険被保険者の健康増進、健康格差の縮小、医療費の適正化につなげることを目的とした保健事業の実施及び評価を行うための計画	国民健康保険法第82条第5項の規定に基き厚生労働大臣が定める、国民健康保険法に基く保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働大臣告示第307号）	国民健康保険課
28	第3期久喜市特定健康診査等実施計画	平成30（2018）年度～平成35（2023）年度（6年）	国民健康保険被保険者の健康を確保しつつ医療費の抑制を図るために、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視して実施するための計画	高齢者の医療の確保に関する法律第19条	国民健康保険課
29	久喜市都市計画マスタープラン	平成25（2013）年度～平成44（2032）年度（20年）	市の都市計画に関する基本的な方針を定める計画	都市計画法第18条の2	都市計画課
30	久喜市建築物耐震改修促進計画	平成28（2016）年度～平成32（2020）年度（5年）	旧耐震基準の既存建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を最小限に留めるための計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条	建築審査課
31	久喜市水道ビジョン～久喜市水道事業基本計画～	平成24（2012）年度～平成33（2021）年度（10年）	水道に関する主要な施策を着実に実施していくため、水道事業としての将来像を示し、取り組みを示す計画	厚生労働省水道ビジョン	水道業務課・水道施設課
32	久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）	平成30（2018）年度～平成39（2027）年度（10年）	下水道事業の現状と課題を整理し、中期的に取り組むべき内容を示す計画	公営企業の経営に当たっての留意事項	下水道業務課

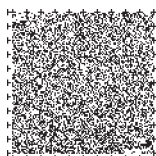


	計画の名称	計画の期間	計画の趣旨（概要）	策定の根拠	所管
33	中川流域別下水道整備総合計画	平成 20（2008）年度～平成 36（2024）年度（17年）	公共下水道の整備に関する総合的な計画であり、下水道法に基づく下水道の事業認可を取得するための基本的な計画	下水道法第 2 条の 2	下水道施設課
34	第 2 期久喜市教育振興基本計画	平成 30（2018）年度～平成 34（2022）年度（5年）	幼児教育や学校教育、人権教育、生涯学習等の教育行政を総合的に推進するための基本となる計画	教育基本法第 17 条第 2 項	教育総務課
35	久喜市生涯学習推進計画	平成 25（2013）年度～平成 34（2022）年度（10年）	市の生涯学習に関する基本的な計画	<ul style="list-style-type: none"> 中央教育審議会答申 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第 2 条 	生涯学習課
36	久喜市スポーツ推進計画	平成 29（2017）年度～平成 33（2021）年度（5年）	市のスポーツを推進するための基本的な方向性を定めた計画	スポーツ基本法第 10 条第 1 項	生涯学習課
37	久喜市図書館サービス基本計画	平成 24（2012）年度～平成 30（2018）年度（7年）	将来の図書館のあり方・方向性を整理し、市民にとって、より魅力的で利用しやすい図書館を運営していくために今後の図書館サービスの充実を計画的に図ることを目的とした計画	公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準	中央図書館
38	久喜市子ども読書活動推進計画	平成 28（2016）年度～平成 32（2020）年度（5年）	子どもの読書活動の重要性を鑑み、子どもの自主的な読書活動を支援し、その環境の整備を図ることを目的とした、久喜市における子どもの読書活動の指針となる計画	子どもの読書活動の推進に関する法律第 9 条	中央図書館

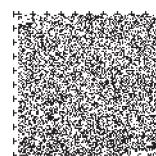


7 用語の解説

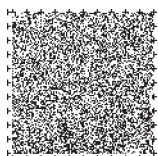
行	用語	解説	掲載ページ
あ	アイドリング・ストップ	自動車が走行していない時にアイドリング（エンジンを低速で空転する状態、または暖機運転すること）をやめること。不必要なアイドリングをやめることで燃料が節約でき、排気ガスを減らすことができる。	77
	いきいきデイサービス事業	市内に居住するおおむね 65 歳以上の方を対象とし、会場に通いながら健康体操や趣味活動を行うことで、孤独感の解消や心身機能の維持向上を図り、要介護状態への進行を予防することを目的とした事業。	90、92
	インクルーシブ教育体制	障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みのこと。障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。	109
	インセンティブ	意欲をかき立て、行動を促す動機付けのこと。	81
	オープンデータ	国や行政などが保有する情報を、利活用できるように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールの下で公開されたデータのこと。	171
	温室効果ガス	地球から宇宙へ熱を放射する赤外線を吸収して、地球の温度を高く保つ効果を有する気体のこと。二酸化炭素やフロンガスなどが該当する。	5、15、34、76、77
か	学習指導要領	全国で一定の教育水準を確保するために、文部科学大臣が公示した教育課程の基準のこと。	108
	学校運営協議会	保護者や地域住民等から構成され、学校の運営基本方針を承認し、教育活動等について意見を述べ、地域とともにある学校づくりを推進する機関のこと。本市では、平成 29（2017）年 4 月から市内全ての小・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールに移行している。	110
	学校応援団	学校における学習活動、安全・安心確保、環境整備等について、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織のこと。	110
	学校ファーム	児童生徒が農業体験活動を通して、生命や自然、環境や食物等に対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身につけるため、学校単位に設置する農園のこと。	109



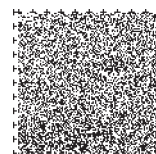
行	用語	解説	掲載ページ
か	合併処理浄化槽	家庭から出るすべての汚水（トイレ・風呂・台所・洗面所・洗濯等）を合わせて処理する浄化槽のこと。	34、39、69、140、142
	家庭教育学級	保護者が子育てについて学んだり、子育ての悩みや親子の関わり方等について仲間と話し合いながら、家庭教育のあり方について学ぶ場のこと。	120、122
	環境マネジメントシステム	環境保全に向けて、企業・事業所等の組織が、環境への負荷を低減していくための「方針・計画」を立てて、それを「実行」し、その達成度を「測定・評価」し、結果をもとに「見直し・改善」をする仕組みのこと。	76、77
	機関委任事務制度	国等から法律や政令により委任され、地方公共団体が国等の事務として処理する事務のこと。「第1次地方分権改革」で制度自体が廃止された。	6
	義務的経費	一般歳出のうち、支出することが制度的に義務付けられている、人件費、扶助費、公債費のこと。	7、173
	救急医療	突然の病気やけがなど、急を要する患者に対する医療のこと。症状の度合いに応じた、①外来治療を必要とする軽症の救急患者に対する初期救急医療、②入院治療を必要とする重症の救急患者に対応する第2次救急医療、③重篤な救急患者に対応する第3次救急医療の体制を整備している。	13、16、35、84、85
	教職員評価システム	教職員が設定した目標の達成状況（実績）や職務遂行の過程で発揮された能力及び執務姿勢（行動プロセス）を総合的に評価する人事評価制度とその評価結果の活用までを含めた教職員の資質・能力の向上を図り、児童生徒の健やかな成長を目指す総合的なシステムのこと。	110
	緊急時通報システム	65歳以上の単身高齢者等を対象に、自宅において急病や事故などの緊急事態が発生した場合に、専用の通報装置により埼玉東部消防組合に通報し救急車を手配するほか、利用者の希望により民間受信センターの看護師等による安否確認を行うシステムのこと。	91
久喜の子ども、5つの誓い	「一読、十笑、百吸、千字、万歩」の実践を通して総合的な人間力の育成を目指すため、市独自に5つの誓いとして制定した教育目標のこと。	108	



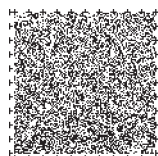
行	用語	解説	掲載ページ
か	グローバル化	これまで存在した国家、地域など縦割りの境界を超え、地球が1つの単位になっていく流れやその過程のこと。	107、159
	経常収支比率	財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に、市税や地方交付税などの経常的な一般財源収入がどのくらい使われているのかを表す比率のこと。率が低いほど、財政構造に弾力性がある。	173、174
	刑法犯認知件数	警察において認知した刑法犯発生件数のこと。	148、149
	健康寿命（65歳健康寿命）	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。埼玉県では、65歳から要介護2以上になるまでの平均的な年数を「65歳健康寿命」とし、独自に算出している。	16、80、81、82
	健康マイレージ	健康づくりを促進する新しい仕組みであり、健康づくりに関するメニューに参加し、ポイントを集めることで特典を受けられる制度のこと。平成29（2017）年4月に開始した埼玉県コバトン健康マイレージは、専用の歩数計またはスマートフォンアプリで歩数を計測し、歩数に応じて貯まったポイントで抽選に参加でき、景品が当たる。	81
	公共施設アセットマネジメント	縦割りにより各部署で管理していた公共施設を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取組みのこと。	172
	合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯で産む子どもの人数を示す指標のこと。	5、11、87
	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するワンストップ拠点のこと。保健師等の母子保健に関する専門職員が、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じたり、地域の保健医療・福祉関係機関と連絡調整などを行う。	81



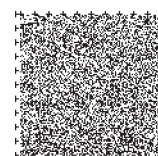
行	用語	解説	掲載ページ
か	こどもレディース 110番の家	子どもや女性の安全確保のため、一時避難場所となる家などのこと。通学時等に体調が悪くなったり不審者に追いかけられたりした場合に助けを求め避難してきた人を保護し、必要に応じて学校や避難者の家族への連絡や、警察署への通報をする。	148、149
	コミュニティ	今暮らしている地域をより良くすることを目的とし、多様な活動への参画を通して形成されるつながり、組織及び集団のこと。	15、28、32、35、41、50、51、52、92、99、119、121、138、148、162
	コミュニティ・スクール	学校運営協議会が設置された学校のこと。本市では、平成29（2017）年4月に市内全ての小・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールに移行している。	17、107、110
さ	再生可能エネルギー	有限な資源の石油・石炭などの化石燃料や原子力に対して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称のこと。具体的には、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの）、地熱、温度差熱などを利用した自然エネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれる。	34、76、77
	財政調整基金	市の貯金のようなもので、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく資金のこと。	173、174
	サブカルチャー	正統的・支配的な文化ではなく、その社会内で価値基準を異にする一部の集団を担い手とする文化のこと。	161
	三位一体の改革	平成16（2004）年度から平成18（2006）年度にかけて、国庫補助負担金の改革、所得税から住民税への税源移譲、地方交付税の見直しの3つが一体として行われた改革のこと。	6
	自主防災組織	自治会などの地域住民によって構成される地域住民組織のこと。災害が発生した時には、初期消火や避難誘導などの活動を自主的に行うとともに、避難所運営の主体となる。	6、18、40、98、145、146、147



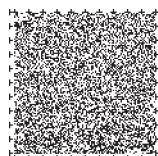
行	用語	解説	掲載ページ
さ	実質公債費比率	平成 18（2006）年 4 月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された公債費による財政負担の程度を示す財政指標のこと。従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業（特別会計を含む）の公債費に対する一般会計からの繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入している。	173、174
	指定管理者制度	民間企業の経営ノウハウの活用、住民サービスの向上、経費削減などを目的として、民間企業や NPO 等による公共施設の管理運営を可能とした制度のこと。	19、43、172
	シティプロモーション	地方自治体が地域の特色や魅力などを様々なツールで広く発信することによって、知名度や好感度を上げ、定住・交流人口の増や企業誘致などにつなげていくこと。	7、33、47、63、64
	市民意見提出制度（パブリック・コメント）	市の機関が施策の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表したうえで、これに対する市民からの意見を求め、提出された意見を考慮し、意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表する制度のこと。	53
	事務処理特例制度	都道府県知事の権限を都道府県条例により、市町村長へ移譲することができる制度のこと。	6
	循環型	一度使用したものを再使用するなど環境への影響を最小限にすること。	5、15、16、28、34、73、74
	生涯学習人材バンク	生涯学習に関する豊富な経験や資格を持つ個人や団体の人材情報を登録し、市民が生涯学習を始めるときの情報提供をする仕組みのこと。	120、122
	小学校安全監視員	児童の安全確保を目的として、小学校への不審者の侵入を警戒するとともに、事故発生の際の迅速かつ適切な処置を行うため、各小学校に配置される監視員のこと。	110
	情報モラル	情報社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。	108



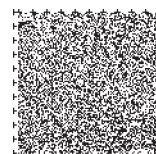
行	用語	解説	掲載ページ
さ	新エネルギー	公的には日本における新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）において「新エネルギー利用等」として定義され、同法に基づき政令で指定されるもののこと。現在、政令により指定されている新エネルギーは、バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などであり、すべて再生可能エネルギーである。	16
	人権感覚育成プログラム	児童生徒の人権感覚を育むための体験活動や参加型体験型の活動を取り入れた人権教育の学習プログラムのこと。	109
	人口ビジョン	市の人口に関する分析と将来推計を行い、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すもの。	7
	スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、学校と家庭と福祉関係機関との連携を図るために配置される職員のこと。	107
	スクラップ・アンド・ビルド	事業の新設を行う場合において、肥大化を防ぐため既存の事業の廃止・見直しをすること。	171、174
	総合型地域スポーツクラブ	幅広い世代の人々が、各自の興味・関心・レベルに合わせて様々なスポーツに触れる機会を提供する地域住民が主体的に運営する地域密着型のスポーツクラブのこと。	126、127
た	地域完結型医療	地域の病院や診療所等が連携して診断や治療、検査、健康相談等を行い、地域の医療機関全体で1つの病院のような機能を持ち、切れ目のない医療を提供すること。	16、35、84、85
	地域包括ケアシステム	重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される体制のこと。	35、90、91
	地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた高齢者の相談窓口のこと。	90、91、92
	地区計画	地区の特性に応じ、道路・公園などの施設の配置や建築物の形態・用途・敷地などに関する事項を、総合的一体的に都市計画として定めるまちづくり計画のこと。	71、72、131
	知識基盤社会	一般的に、知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会のこと。	107



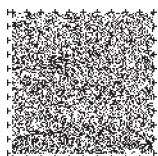
行	用語	解説	掲載ページ
た	地方版総合戦略	人口ビジョンを踏まえ、市が推進すべき取組みの方向性と目標をまとめたもの。	7
	地方分権改革	地方公共団体が、より自主的・自律的に行政を執行することができるよう、権限や財源等を国から地方公共団体に移すための制度や考え方のこと。	6
	低炭素社会	地球温暖化の緩和を目的として、その原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会を構築すること。	34、76
	適応指導教室	不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行う教室のこと。児童や生徒の在籍校と連携しながら、通級する児童生徒の自立を目指している。	107
	デマンド交通	あらかじめ利用登録をした方が、電話などの予約により、自宅等から目的地、目的地から自宅等まで、乗り合いにより移動する運行形態の輸送サービスのこと。	39、133、135
	都市近郊型農業	都市近郊の農業一般を意味し、大消費地に近い農業地域、都市の生産緑地、市民農園などにおいて営まれる農業を包含する概念のこと。都市型農業は住民に新鮮で安全な農産物を供給するとともに、水や緑、自然空間の提供により環境や景観を維持し、ゆとりや潤いを提供する貴重な役割を担っている。	18、154、155
	とねっと	利根保健医療圏（久喜市、行田市、加須市、羽生市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町）内の地域の病院、診療所、画像診断施設や臨床検査施設などを安全なネットワークで結び、患者の情報を共有するシステムのこと。	16、84、85、86
な	認知症ケアパス	認知症のことを知ってもらい、認知症に対する不安の軽減を図れるよう、認知症の進行に合わせて受けられる様々なサービス等の提供の流れについての情報をまとめた冊子等のこと。	90
	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域において認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のこと。	90、92
	認定こども園	教育・保育を一体的に行ういわゆる幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。就学前の子どもにも幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えている。	87



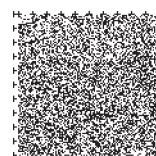
行	用語	解説	掲載ページ
な	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、将来の農業の担い手として市町村が認定する農業者のこと。	156
	ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。障がい者施策の重要な理念の一つ。	35、94、95
	農業集落排水	農業地域における生活環境の向上及び農業用排水の水質汚濁防止のため、し尿、生活雑排水などの汚水进行处理する施設のこと。	39、69、140、141、142
は	はつらつ運動教室	研修を受けた介護予防ボランティア（はつらつリーダー）の指導のもと、市内各所の会場で行われている、介護予防体操（はつらつ体操）の教室のこと。	90
	バリアフリー	障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する用語。建築内の段差など、物理的な障壁の除去という意味合いから、最近ではより広い意味で用いられてきている。	94、96、98、134、135
	ヒートアイランド現象	都市の中心部の気温が郊外に比べ島状に高くなる現象のこと。熱中症などの健康被害や、感染症を媒介する生物の分布・個体数の変化などが懸念される。	137
	フィルムコミッション	映像作品を通じて知名度の向上や観光振興及び地域の活性化を図るため、映画やTVドラマ等、様々な撮影の誘致・支援を行う機関のこと。	162
	フレンドシップ学級	就労している知的障がい者（就労経験のある方を含む）のお互いの交流を深め、自主的な社会参加を図るために、創作活動や学習会等の余暇活動を行う事業。	95
ま	メンタルヘルス	精神面における健康のこと。メンタルヘルスケアとして用いる場合は、精神的な疲労やストレスの軽減、精神疾患の予防及び改善までを意味する。	110
や	有収率	浄水場から配水した水量と、料金徴収の対象となった水量との比率のこと。	141、142
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、全ての人が暮らしやすい街や、利用しやすい施設、製品、サービスなどを作っていくこうとする考え方。	18、28、96、98

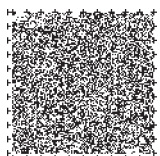


行	用語	解説	掲載ページ
や	要援護者見守り支援事業	要援護者が住みなれた地域で安心して生活を継続できるまちづくりを推進する事業。市及び関係機関が相互に連携して平常時から要援護者の生活を見守るとともに、災害時には地域の中で安否確認などが行えるよう、支援体制を整備している。	91、96、97、98
	要保護児童対策地域協議会	児童虐待などで保護を要する児童や、養育支援が必要な児童、保護者等に関し、関係者間で情報の交換や支援の協議を行う、児童福祉法に位置づけられた機関のこと。	88
ら	ライフスタイル	生活の様式・営み方のこと。	5、15、57、76、170、175
	ライフステージ	出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、定年退職などの人生の節目によって変わる生活（ライフサイクル）に着目した区分のこと。	16、82
	レセプト	患者が受けた医療費について、医療機関が国民健康保険や健康保険組合に請求するために発行する診療報酬明細書のこと。	36、101
	労働力人口	15歳以上の就業者と完全失業者を合わせた人口のこと。	18
	ロケーションサービス事業	映像作品の撮影会社に対し、ロケ地情報の提供や撮影時の支援を行う事業。	161
わ	ワークショップ	市の機関が施策に対して複数の市民との一定の合意形成を図るために行う手法で、市民と市の機関及び市民同士の自由な議論を目的とする集まりのこと。	53
	ワンストップサービス	一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービスのこと。	172
英数字	2025年問題	団塊の世代が平成37（2025）年に後期高齢者（75歳以上）に達することにより、介護・医療費等社会保障費の急増や、施設が不足するなどの諸問題のこと。	16
	3つのめばえ	小学校入学までに子どもたちに身につけてほしいこととして、埼玉県がまとめた子育ての目安のこと。幼児期の特性である「生活」「他者との関係」「興味・関心」の視点から取りまとめている。	105
	6次産業	農業や水産業などの第1次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す造語のこと。また、このような経営の多角化を6次産業化と呼ぶ。	154、155



行	用語	解説	掲載ページ
英数字	ICT	Information and Communication Technology の略語。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。情報通信技術のこと。	43、63、111、166、170、171
	NPO	Non-Profit Organization の略語。営利を目的としないで、福祉の増進や文化・芸術振興、環境保全など様々な課題に、市民が自主的、自発的なボランティア活動や社会貢献活動を行う団体のこと。	15、32、50、52、98
	SNS	Social Networking Service の略語。人と人とのコミュニケーションを促進する会員制のインターネットサービスのこと。	33、63、64





久喜市総合振興計画 (後期基本計画)

平成30(2018)年3月発行

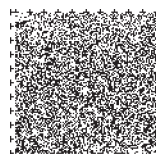
発行 久喜市

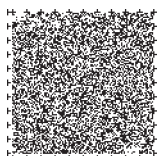
編集 総務部企画政策課

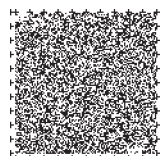
〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85-3

電話 0480-22-1111 (代表)

URL <http://www.city.kuki.lg.jp/>









久喜市

